## AI・データの利用に関する 契約ガイドライン

平成30年6月 経済産業省 AI・データの利用に関する 契約ガイドライン - AI 編 -

> 平成30年6月 経済産業省

## AI・データの利用に関する契約ガイドライン AI 編

## 目 次

第1	総論	1
1	目的	1
2	問題の所在と解決方法	2
	(1) 問題の所在	2
	(2) 解決方法	4
3	対象	6
	(1) 想定する契約当事者	6
	(2) 対象ソフトウェア	7
	(3) モデル契約 2007 等との関係	7
4	全体構成	7
5	本ガイドライン(データ編)との関係	8
第2	AI 技術の解説	9
1	基本的概念の説明	9
	(1) AI (人工知能·Artificial Intelligence)	9
	(2) AI 技術	9
	(3) 機械学習(マシンラーニング・Machine Learning)	9
2	対象とする AI 技術	11
	(1) 従来型のソフトウェア開発との違い	11
	(2) 機械学習の位置づけ	11
3		11
	(1) 実用化の過程	11
	(2) 学習段階の各要素	13
	(3) 利用段階の各要素	17
	(4) 学習段階および利用段階の関与者	17
4		18
	(1) 従来型のソフトウェア開発と比較した特徴	18
***	(2) 学習済みモデルの特性を理解することの重要性	22
第3		23
1		23
2	製約の検討に向けた視点 (1) を以来する (1) を以来する (1) (2)	23
	(1) 各当事者の立場や考え方の違い	24
0	(2) 当事者間で問題が生じうる事項	24
3	1	25
	(1) 知的財産権等に関する整理	25
1	(2) 権利帰属・利用条件の設定	27
4	・ 責任の分配	32
	<ul><li>(1) 責任に関する整理</li><li>(2) 学習済みモデルの生成</li></ul>	32 32
	(2) 字音済みモデルの生成 (3) 学習済みモデルの利用	
_	(3) 学音済みモブルの利用 6 独占禁止法上の問題	33 35
U	/ 73日元47417471025	JJ

		(1) 優越的地位の濫用	35
		(2) 排他条件付取引・拘束条件付取引等	36
		(3) 下請法	37
第	4	AI 技術を利用したソフトウェアの開発契約	38
	1	AI 技術を利用したソフトウェアの開発とは	38
	2	学習済みモデルの開発類型	38
		(1) 開発類型の分類	38
		(2) 対象とする開発類型	41
	3	開発方式	41
		(1) ソフトウェアの一般的な開発方式	41
		(2) 学習済みモデル生成に適した開発方式	42
		(3) 各段階の説明	44
		(4) ユーザ・ベンダの役割	46
	4	契約における考慮要素	47
		(1) 契約の法的性質	47
		(2) 契約における交渉のポイントと留意点	49
		(3) 具体例による解説	56
第	5	AI 技術の利用契約	60
	1	AI 技術の利用とは	60
	2	学習済みモデルの利用サービス	61
		(1) 概要	61
		(2) サービスの利用方式と提供形態	62
		(3) 契約の形式	62
	3	契約における考慮要素	62
		(1) 学習済みモデルのカスタマイズ	63
		(2) 入力データ	63
		(3) 再利用モデル	64
		(4) AI 生成物	64
第	6	国際的取引の視点	66
	1	一般的な留意事項	66
		(1) 基本的な視点	66
		(2) 適用法の確定	66
		(3) 紛争解決手段の選択	67
	2	学習済みモデルの生成・利用で問題となり得る事項	68
		(1) データ取得・生成	68
		(2) 学習済みモデルの生成	71
		(3) 学習済みモデルの利用	74
第	7	本モデル契約について	77
	1	位置づけ	77
	2	特徴	77
	3	各モデル契約の前提や留意点	78
		(1) アセスメント段階:秘密保持契約書	78
		(2) PoC 段階:導入検証契約書	78
		(3) 開発段階:ソフトウェア開発契約書	78
		(4) 追加学習段階	79
	4	アセスメント段階の秘密保持契約書(モデル契約書)	80

5	PoC 段階の導入検証契約書(モデル契約書)	86
6	開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)	102
第8	総括	139
D.D.T		

## 第1 総論

本ガイドライン(AI 編)は「AI<sup>1</sup>技術(人間の行い得る知的活動をコンピュータソフトウェアに行わせる一連のソフトウェア技術)」を利用するソフトウェアの開発・利用を促進する等の観点から、AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用に関する契約の基本的な考え方を解説したものである。

#### 1 目的

現在、主に機械学習を利用した AI 技術 <sup>2</sup>が実用化段階に入り、多くの企業が AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用に取り組み始めている。今後、AI 技術が社会に広く普及していくことが想定される。また、AI 技術によって、利便性・生産性の向上や今までは対応しきれなかった少子高齢化等の社会的・構造的課題への対応が可能になることが期待されている。

しかし、AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用に関して、権利関係をどのように処理すればよいのか、開発・利用に伴って発生し得る責任を誰が負うのかといった法律問題は新しい問題であり、法律が整備されていないため不明確な点も多い。

このような状況においては、当事者間で契約を締結することによって権利関係や責任の分担を定めておくことの必要性が高い。

もっとも、AI 技術の基本技術思想は、データから結論を推論する帰納的なものであり、従来型の演繹的なソフトウェアの基本技術思想と根本的に異なっている。

このような違いから生じる AI 技術を利用したソフトウェアの開発、典型的には学習済みモデルの生成における、従来型のソフトウェア開発と比較した特徴として、①学習済みモデルの内容・性能等が契約締結時に不明瞭な場合が多いこと、②その内容・性能等が学習用データセットに依存すること、③その生成に際して特にノウハウの重要性が高いこと、および④各種生成物について更なる再利用の需要が存在すること等が挙げられる。

また、当事者に目を向けると、データが必要となることが多い AI 技術を利用したソフトウェアの開発にあたっては、その開発を依頼する者(以下「ユーザ」という。)は、データやノウハウを提供することによって、それらの価値が低下することや情報が流出することを懸念する立場にある一方で、AI 技術を利用したソフトウェアを開発する者(以下「ベンダ」という。)は、知的財産がユーザに移転することで自らの事業の自由度が奪われることやノウハウの流出を懸念する立場にある。

しかし、このような AI 技術の特性や、相手方の立場についての理解が広く社会に浸透しているとは言い難い。その結果、契約交渉において、当事者が自らの権利の確保に固執したり、相手に AI 技術の特性やデータ・ノウハウの価値を無視した、現実的ではない要求をすることによって、契約交渉が難航して契約が不成立となったり、当事者の事業の自由度が過度に制約されイノベーションが妨げられてしまうおそれや、契約締結するにあたって、

<sup>1</sup>「AI」とは「Artificial Intelligence」の略称であり、日本語では「人工知能」と訳される。もっとも「AI」に確立した定義は存在しないのが現状である。詳細は、後記第 2-1-(1)で解説する。

<sup>2</sup> 機械学習は、AI に関連する技術の一つにすぎない。もっとも、便宜上、本ガイドライン (AI 編) では、機械学習のみを意味して、「AI 技術」という表現を使用することがある。詳細は、後記第 2-1-(2)で解説する。

当事者の労力・時間といったコストが高くなるおそれがある。

このようなことになれば、AI 技術の開発・利用が阻害され、ひいては我が国の産業競争力が失われたり、社会的・構造的課題の解決が困難となるといった結果をもたらしかねない。

そこで、本ガイドライン(AI 編)は、AI 技術を利用したソフトウェアについて、その特性を踏まえた上で、開発・利用契約を作成するにあたっての考慮要素、トラブルを予防する方法等についての基本的な考え方を提示する。それによって、当事者の双方が納得する合理的な契約を締結するための情報を提供し、契約プラクティスを形成する一助となることで、AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用を促進することを目的としている。

なお、本ガイドライン(AI編)は、契約についての基本的な考え方を提示するものにすぎず、何ら法的な拘束力を有するものではなく、また、当事者の契約の自由を何ら制約するものではないことを念のため付言する。

#### 2 問題の所在と解決方法

AI 技術を利用したソフトウェアに関する法的問題は、AI 技術が産業利用可能な技術として近年急速に発展・普及してきたため、①AI 技術の特性を当事者が理解していないこと、②AI 技術を利用したソフトウェアについての権利関係・責任関係等の法律関係が不明確であること、③ユーザがベンダに提供するデータに高い経済的価値や秘密性がある場合があること、④AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用に関する契約プラクティスが確立していないことに主に起因していると考えられる。以下、これらの問題の所在と、これらの問題を本ガイドライン(AI 編)によってどのように解決していくことを目指すかについて述べる。

#### (1) 問題の所在

## ① AI 技術の特性を当事者が理解していないこと

AI 技術がどのような技術なのか、どのような特性を有しているのかについて、現時点ではまだ共通の理解と認識が形成されておらず、そのような中では、当事者の意見の食い違いや誤解が生じ、トラブルが発生しやすい。

詳細については、後記第 2-4 のとおり、AI 技術を利用したソフトウェアと従来型のソフトウェアの開発における違いとして、たとえば、成果物(後述する学習済みモデル)の精度が、学習に利用するデータに大きく依存するため、開発の初期段階で、どのような成果物が完成するか予測することが、原理的に困難なことが挙げられる。

このような AI 技術の特性が理解されていない結果、成果物の性能保証等をめぐって、ユーザとベンダとの間で決着がつかない議論が展開されるおそれがある。

## ② AI 技術を利用したソフトウェアの権利関係・責任関係等の法律関係 が不明確であること

AI 技術の急速な発展・普及に法律が追い付いていないため、AI 技術を利用したソフトウェアに関する権利関係や責任関係について、法律によって明確にされていない部分が多い。

権利関係については、たとえば、学習済みモデルを構成する学習済み

パラメータについて著作権が生じるか否かという点について、確立された解釈は存在していない。

責任関係については、たとえば、ユーザがデータを提供しベンダが開発したAI技術を利用したソフトウェアが第三者に損害を与えた場合に、その損害がデータに起因するのか、プログラムに起因するのかについての判断は容易ではなく、民法等の法律の規定によって、ユーザとベンダがどのように損害賠償責任を分担することになるかについては明確ではない。

このように法的関係が法律によって明確に示されていない場合、当事者の予測可能性が担保されていないため、開発・利用に対して消極的となってしまうおそれがある。また、契約締結交渉において、お互いに責任分担を押し付けあう結果、交渉がまとまらずに契約が不成立となることも考えられる。さらに、実際にトラブルが生じた場合、それを解決するための指針がないため、問題解決が困難となる。

## ③ ユーザがベンダに提供するデータに高い経済的価値や秘密性がある 場合があること

精度が高く競争力のある AI 技術を利用したソフトウェアを開発するためには、一般的には学習のための高品質で大量のデータが必要である。AI 技術を利用したソフトウェアの開発においては、開発期間の前半には、データの取得と加工に時間と労力をかけることも多い。このように AI 技術を利用したソフトウェアの開発は、データとセットで考える必要があり、開発に必要なデータは、ユーザからベンダに提供されることが一般的である。

ユーザからベンダに提供されるデータは、ユーザが、多大な労力と費用をかけて入手したものであったり、顧客データ、生産管理データ、ノウハウが化体したデータ等、企業としての競争力の源泉となる経済的価値や秘密性があるデータである場合もある。

ユーザとしては、このようなデータを提供することによって、データやノウハウが外部に流出してしまい、企業としての競争力を失ったり、秘密保持義務違反や個人情報保護の問題が生じることを懸念することも多い。また、ユーザとしては、提供したデータから生成された学習済みモデル等の開発の成果物は、自らが提供したデータの上に成り立っていると考える傾向にある。

他方で、ベンダは、たとえば、学習済みモデルに含まれる学習済みパラメータから提供された生データを読み取ることは一般的に困難であることから、情報流出の懸念はないと考える傾向にある。また、ベンダには、学習済みモデルの利活用を図るという観点から、ユーザのデータを使って学習した学習済みモデルを、そのユーザ以外の第三者にも提供したいというニーズがある。

そこで、かかるユーザのデータに対するニーズと、ベンダの成果物の利活用に対するニーズをどのように調整するかが問題となる。このような問題は必ずしもAI技術を利用したソフトウェア特有のものではないが、学習用データセットにその性能が大きく依存する学習済みモデルの生成において、特に先鋭化しやすい状況にあるといえる。

# ④ AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用に関する契約プラクティスが確立していないこと

AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用に関する契約については、契約当事者の知識・経験も十分に形成されておらず、AI 技術を利用したソフトウェアの有する特性、データ・ノウハウの価値、相手方の立場について十分に理解されないままに契約交渉が行われていることも少なくない。

そのような状態では、権利関係や責任の所在について、当事者が現実的ではない要求を押しつけたり、逆に過度に防衛的になることで、当事者間で話が平行線をたどって契約がまとまらないことも考えられる。そうなると、AI 技術の開発・利用が阻害されたり、AI 技術の開発・利用の範囲が限定されてしまう。また、契約条項に誤解や見落としがあるままで契約を締結したために、トラブルが発生した際の解決コストが高くなってしまうリスクもある。

しかも、このような状況を打破するための利益調整の解決方法も広く知られていない。そうなると、ユーザ等のデータの提供者は、データやノウハウの価値が下がることや外部流出してしまうことを懸念して、データを外部提供することに躊躇してしまう。他方で、ベンダ等のデータの受領者は、データ提供者に AI 技術に関する知的財産権やノウハウを奪われてしまうことや、トラブルが発生したときに過大な責任を負わせることになることを懸念して、開発やサービス提供に対して消極的となってしまう。

このような状況のままでは、AI 技術の開発・利用が阻害されてしまい、AI 技術が社会にもたらす様々なメリットを人々が享受できなくなってしまうおそれがある。

## (2) 解決方法

上記の問題に対して、本ガイドライン(AI編)は次の方法によって解決することを目指している。

#### ① AI 技術の特性を当事者が理解していないこと

本ガイドライン(AI編)は、AI技術の基本的概念を整理し、解説している。また、AI技術を利用したソフトウェアについて、開発初期段階で成果物を予測することや、未知の入力に対する性能保証をすることが難しいという特性によって引き起こされる問題についても説明している。これにより、当事者が共通の認識を前提とした上で、契約交渉に望むことが期待される。。

また、AI 技術の特性は、契約による当事者間のリスク分配を直ちに決するものではなく、あくまでも、リスクの評価の一要素にすぎない。この点については、AI 技術に関する契約であっても、既存の契約となんら変わらない。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> ただし、本ガイドライン (AI 編) で解説する AI 技術の特性は、必ずしも、AI 技術に特有のものではない場合があることには留意が必要である。たとえば、従来型のソフトウェアであっても、未知の入力 (データ) に対する性能保証が必ずしも容易であるというわけではなく、相対的な違いに留まるともいえる。

たとえば、事業上は、学習済みモデルの生成やこれを利用したサービスの対価の支払いを一定の結果や KPI<sup>4</sup>の達成にかからせる方法等の支払条件のバリエーションにより、ベンダとユーザのバランスをとるとの方法は考えられる。

また、AI 技術の不確実性に伴うリスクを織り込んだ上で、対価を調整することも考えられ、そのような調整が難しいのであれば、契約を断念することも当然にあり得る選択肢である5。

そのため、AI 技術の特性は、契約締結に際して重要な要素ではあっても、決定的な要素ではない。その内容を十分に理解した上で「AI」とのマジックワードに惑わされない、冷静かつ現実的な事業判断が重要となることはいうまでもない。

## ② AI 技術を利用したソフトウェアに関する権利関係・責任関係等の法 律関係が不明確であること

AI 技術を利用したソフトウェアに関する権利関係・責任関係等の法 律関係が不明確であるという問題に対しては、契約によって当事者間 の権利関係や責任関係を定めることが考えられる。

これによって、法律では不明確な当事者間の権利関係や責任関係を明確化することができる。本ガイドライン(AI編)および末尾に付したモデル契約(以下「本モデル契約」という。)は、学習済みモデルの開発契約における基本的な考え方を示すことで、当事者間において立場が違うために、議論が平行線となって交渉が進まなくなりがちな事項について、状況を打開するための手がかりとなる考え方を提示している。

また、AI 技術を利用したソフトウェアに関する権利関係については、契約の中に、権利の帰属について定めるだけではなく、成果物やデータに対する利用条件をきめ細やかに設定していくことで、当事者の目的を達成するための柔軟な枠組みを提示している。このような柔軟な枠組みは、契約だからこそ可能になるといえる。この枠組みは、学習済みモデル等について、開示するものと開示しないものを分けて利活用するというオープン・クローズの戦略の活用にも資することになろう。

## ③ ユーザがベンダに提供するデータに高い経済的価値や秘密性がある 場合があること

ユーザがベンダに提供するデータに高い経済的価値や秘密性がある場合があることによるユーザの懸念や権利主張という問題に対しては、本ガイドライン (AI 編) および本モデル契約は、上記のとおり、成果物やデータに対する利用条件をきめ細やかに設定していく枠組みを提示し、この利用条件において、当事者の状況や提供するデータの性質を反映した条件を設定することによって、ユーザのデータの取扱いに対するニーズとベンダの成果物の有効活用についてのニーズの調和を図るという考え方を提示している。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> Key Performance Indicator の略称であり「重要業績評価指標」とも呼ばれる。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup>この意味で、本ガイドライン(AI編)は、契約締結を至上の目的とするものではない。

# ④ AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用に関する契約プラクティスが確立していないこと

AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用に関する契約プラクティスが確立していないという問題に対しては、「探索的段階型」の開発方式を提唱し、その上で各段階について、モデル契約を提供している。

すなわち、具体的には、本ガイドライン(AI編)は、AI技術を利用したソフトウェア開発の特徴として、たとえば、学習済みモデルの内容・性能等が契約締結時に不明瞭な場合が多いことや、その内容・性能等が学習用データセットに依存することがあることを踏まえて、開発プロセスに、①学習済みモデルの実現可能性を検討するアセスメント段階、②PoC<sup>6</sup>段階、③開発段階、④追加学習段階を設けて、段階ごとにAI技術によって自らの目的を実現することができるか否かや、次の段階に進むか否かについて探索しながら、それらの検証と当事者相互の確認を得ながら段階的に開発を進めていくプロセス(「探索的段階型」の開発方式)を導入することを提唱している。この「探索的段階型」の開発方式は、最初に要件定義を固めるウォーターフォール形式と異なり、試行錯誤型の開発を許容する開発方式である。

帰納的に推論を行うAI技術を利用したソフトウェア開発では、開発初期段階で成果物を確定的に予測することが、演繹的に推論を行う従来型のソフトウェアの開発と比較すると難しく、また、ユーザとベンダの間の認識にも違いが生じやすい。そこで、このように開発における段階を複数に分ける「探索的段階型」の開発方式をとることによって、当事者が開発を進める中で成果物の具体的内容をすりあわせていくことが可能となり、成果物について、その性能保証の適否を含めた、ユーザとベンダの認識の違いが生じることをできるだけ防ぐことができる。

また、「探索的段階型」のプロセスでは、開発を進める中で必要な性能を有する成果物ができないことが判明した場合には、次の段階に進まないという選択をすることができる。このように「探索的段階型」の開発方式を採用することにより、成果物について当事者の認識の違いから生じるトラブルや開発が失敗することによるリスクを限定することが可能となる。

加えて、本ガイドライン(AI編)は、本文で「探索的段階型」のプロセスを含めた契約の基本的な考え方を解説すると共に、末尾にモデル契約を提供している。

本ガイドライン(AI編)が、このような情報を広く世の中に提供することで、AI技術を利用したソフトウェアの開発・利用に関する契約プラクティスが形成されていく一助となれば、契約プラクティスが確立していないという問題の解消が促進されることになるであろう。

#### 3 対象

(1) 想定する契約当事者

本ガイドライン(AI編)の想定する契約当事者は、大企業から中小企業までの全ての企業である。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> PoC (Proof of Concept) とは、概念実証のことであり、新たな概念やアイデアを、その 実現可能性を示すために、部分的に実現することを意味する。

AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用におけるユーザとしては大企業から中小企業まで様々な企業が想定される。他方、AI 技術を利用したソフトウェアを開発するベンダとしては、大手 IT ベンダだけではなく、ベンチャー企業等も存在する。

そのため、本ガイドライン(AI編)で想定している AI技術を利用した ソフトウェアの開発契約またはサービス契約は、当事者としては大企業 に限定したり、中小企業に限定することはしていない。

このように、本ガイドライン(AI編)では中小企業が当事者となり得ることを想定しているところ、中小企業においては、法務知識を有する人材が十分にいないことがあることや、開発対象として大規模なシステム開発を想定していないことから、本モデル契約はシンプルなものを目指した。

#### (2) 対象ソフトウェア

本ガイドライン(AI 編)の対象ソフトウェアとしては、事業やオペレーションに関する一定の目的を実現するための AI 技術を利用したソフトウェア、特に学習済みモデルを想定している。これは、AI 技術を利用したソフトウェアについては、現時点では、企業の基幹システムよりも、事業やオペレーションに関する特定の目的を実現するために AI 技術を利用したソフトウェアを用いることが多いと考えられるからである。

なお、本ガイドライン (AI 編)では、全体の構成として、近年、研究開発が進む統計的性質を利用する機械学習 (統計的機械学習)、特にディープラーニングを利用したソフトウェア開発を念頭に置いて解説している個所が多数存在する。しかしながら、これはあくまでも説明の便宜とわかりやすさの観点によるもので、実務上研究開発されている機械学習の手法がディープラーニングに限ることを意図しているものではない。この点については、後記第 2-2-(2)で解説する。

#### (3) モデル契約 2007 等との関係

2007 年公表の経済産業省のモデル取引・契約書(第一版) (以下「モデル契約 2007」という。)は、契約当事者として、対等に交渉力がある大企業のユーザ・ベンダを想定しており、対象システムとして、重要インフラ・企業基幹システムの受託開発、保守・運用を想定している。

また、2008年公表のモデル取引・契約書(追補版)は、契約当事者として、ITの専門知識を有しない中小企業のユーザと業として情報サービスを提供するベンダを想定しており、対象システムとしては、財務会計システム、販売管理システム等の導入等としている。

本ガイドライン(AI編)の想定はモデル契約2007等の想定と異なるが、これは、現時点における AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用の 状況を踏まえたことにより生じた違いである。

#### 4 全体構成

本ガイドライン(AI編)の構成は次のとおりである。

#### 第1 総論

本ガイドライン(AI編)の目的や対象を述べる。

#### 第2 AI 技術の解説

AI 技術の基本的概念や AI 技術を利用したソフトウェア開発の特徴について解説する。

#### 第3 基本的な考え方

AI 技術を利用したソフトウェア開発・利用契約について基本的な考え方を述べる。

第4 AI 技術を利用したソフトウェアの開発契約

学習済みモデルの開発契約について契約の考え方や契約締結時の考慮要素等を述べる。

#### 第5 AI 技術の利用契約

AI 技術の利用サービスの契約の考え方や考慮要素等を述べる。

第6 国際的取引の視点

外国企業との間で学習済みモデルの開発契約や利用契約を締結する際の考慮要素等を述べる。

第7 本モデル契約について

学習済みモデルの生成について、本モデル契約の基本的な考え方を述べ、本モデル契約を示す。

### 第8 総括

本ガイドライン(AI編)を総括する。

なお、本ガイドライン(AI編)の末尾にユースケースを示している。

## 5 本ガイドライン(データ編)との関係

既に述べたとおり、AI 技術を利用したソフトウェアの開発をするには、データが重要である。また、AI 技術を利用したソフトウェアの学習に利用される学習用データセットや学習済みモデルに含まれる学習済みパラメータはデータそのものである。

データの提供・利用に関する法的問題や利害調整の方法については、本ガイドライン(データ編)が正面から取り上げており、詳細な検討を行っている。データに関する一般的な取扱いについての基本的な考え方や契約条項例については、本ガイドライン(データ編)を参照されたい。

## 第2 AI 技術の解説

## 1 基本的概念の説明

## (1) AI (人工知能·Artificial Intelligence)

「AI」とは「Artificial Intelligence」の略称であり、日本語では「人工知能」と訳される。従前より、この「AI」という言葉は、多義的に用いられてきた。たとえば、脳科学や神経科学の分野においては、生物学的なアプローチから人間の知能そのものについて理解しようというような試みが行われているし、コンピュータサイエンスの分野においては、人間が知能を使って行うことを機械に行わせようというような試みが行われている。

このように「AI」に確立した定義は存在しないのが現状であるが、①人間の知能そのものを持つ機械を作ろうとする立場からの汎用的な AI(以下「強い AI」という。)と、②人間が知能を使ってすることを機械にさせようとする立場からの AI(以下「弱い AI」という。)とに大別する立場がある <sup>7</sup>。

近年、主としてコンピュータサイエンスの分野において、この「弱い AI」は、機械学習に関する技術として理解され、特に画像処理や自然言語処理の分野等において、広く利用されている。

本ガイドライン(AI編)は、現在実用化が進められているのは「弱いAI」であるという認識の下、「AI」という言葉を、「弱いAI」、中でも特に機械学習に関する学問分野(研究課題)を意味するものとして説明を行うこととする。

もっとも、このような定義は、本ガイドライン(AI編)で、便宜上用いるものにすぎない。すなわち、上述の立場を前提とする場合であっても、「AI」を「強い AI」と理解する立場も当然存在するし、また、「AI」を「弱い AI」と理解した場合であっても、機械学習とは異なるアプローチによってそれを実現しようとする立場もあるため留意されたい。

#### (2) AI 技術

「AI 技術」とは、人間の行い得る知的活動をコンピュータ等に行わせる一連のソフトウェア技術の総称である。なお、本ガイドライン (AI 編)では、便宜上、「AI 技術」と表記した場合、後述する「機械学習」、またはそれに関連する一連のソフトウェア技術のいずれかを意味するものとする。

#### (3) 機械学習(マシンラーニング・Machine Learning)

「機械学習」とは、あるデータの中から一定の規則を発見し、その規則に基づいて未知のデータに対する推測・予測等を実現する学習手法の一つである。

コンピュータサイエンス分野の研究者および実務家の中でも、機械学習という用語は多義的に使用されており、必ずしも、確立した定義は存在しないものと思われる。現に、機械学習に分類される手法としても、サポートベクターマシーン(SVM)、決定木、ニューラルネットワーク、クラ

<sup>「</sup>一般社団法人人工知能学会、http://www.ai-gakkai.or.jp/whatsai/AIresearch.html

スタリング等種々のものがあり、その外延の確定は容易ではない。

もっとも、開発的過程に着目すれば、機械学習を用いた技術開発が帰納的 %に行われるという点で、概ね共通すると思われる。すなわち、機械学習を利用したソフトウェア開発においては、従来のソフトウェア開発のように演繹的なアプローチではなく、実際に観察される事象 (データ) に基づいて帰納的にソフトウェア (たとえば、学習済みモデルに該当する) 開発を行うという点で共通するものと考えられる。

また、機械学習の手法を用いたソフトウェア開発には様々なアプローチがあるが、本ガイドライン(AI 編)では①「教師あり学習」、②「教師なし学習」、③「ディープラーニング」と呼ばれるアプローチについて概説する。

## ① 教師あり学習 (Supervised Learning)

機械学習の手法の一つであり、ある入力に対して望まれる出力(正解)が事前に与えられたデータセット(学習用データセット)から一般化した法則を導き出すために利用される学習手法である。

正解の付与が容易な場合、たとえば、画像認識の分野等でよく用いられている。

### ② 教師なし学習 (Un-supervised Learning)

機械学習の手法の一つであり、事前に正解が与えられていない学習 用データセットから一般化した法則を導き出すために利用される学習 手法を意味する。

たとえば、クラスタリングがこれに該当する。

### ③ ディープラーニング (Deep Learning)

近時着目されている学習方法として、ディープラーニング(Deep Learning)がある。これは、機械学習の一手法であるニューラルネット(脳の情報処理を模して開発された機械学習の一手法)を多層において実行することで、より精度の高い推論を目指した手法である。他の機械学習と比較しても、学習用に大量のデータが必要となるものの、近年の技術開発(コンピュータの処理速度の向上(CPU・GPU等)、インターネットによりデータ収集の容易化、クラウドによるリソース利用・データ保存コストの低下等)により、今後更なる利用が期待されており、特に、画像認識や自然言語処理等の分野において、広く利用されている。ディープラーニングは、教師あり学習の一手法として分類されることもあるが、近年ではディープラーニングの手法であっても正解データを与えることを要しない手法が開発されており、教師なし学習の一手法としても、利用されている。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 「帰納法」とは、多数の観察された事象から得られる傾向や性質を捉えて最終的な結論を 導くという手法である。これに対して、「演繹法」とは、思考の基本となる前提を構築し、 その前提に基づいて、次の前提を導くということを繰り返して、最終的な結論を導く手法で ある。

#### 2 対象とする AI 技術

#### (1) 従来型のソフトウェア開発との違い

前記第2-1-(3)のとおり、本ガイドライン(AI編)では、AI技術、すなわち、「機械学習」を「あるデータの中から一定の規則を発見し、その規則に基づいて未知のデータに対する推測・予測等を実現する学習手法の一つ」として定義している。

従来型のソフトウェア開発においては、まずソフトウェアの仕様を詳細に定義し、既に知られた法則や知識を念頭に、実装の工程を段階的に詳細化していくという演繹的な開発手法が用いられている(以下、このような演繹的な開発手法を用いるソフトウェア開発を「従来型のソフトウェア開発」という。)。

これに対して、機械学習の手法を取り入れたソフトウェア開発においては、実際に観察される事象(データ<sup>9</sup>)を用いた帰納的な開発手法を用いることから、仕様の定義、実装や評価の方法等に従来型のソフトウェア開発とは異なる方法論が用いられる場合がある。

#### (2) 機械学習の位置づけ

前記第 1-3 のとおり、本ガイドライン(AI 編)は、近年、研究開発が進む統計的性質を利用する機械学習(統計的機械学習)、特に、ディープラーニングを念頭に置いて作成されている。これはディープラーニングへの関心が近年高まっている状況に加えて、ディープラーニングを利用した技術開発には、従来のソフトウェア開発と特に異なる点が存在するからである。

言い換えれば、本ガイドライン(AI編)は、各種機械学習の手法を対象としつつも、説明の便宜とわかりやすさの観点から、ディープラーニングを例として、従来のソフトウェア開発と特に異なる開発過程に着目し、契約の考え方について、解説を行うものである。

なお、実務上は、ディープラーニングのみに留まらず、複数の機械学習 手法を組み合わせたり、演繹的なアプローチにより開発された既存のソフトウェアと組み合わせることで、システム開発を行う場合も多々存在 する。このような場合、従来のソフトウェア開発の際に締結されていた契 約手法と本ガイドライン(AI編)において提案される契約手法を適宜組 み合わせて利用することで、当事者間の紛争を解決する一助となること を期待するものである。

#### 3 想定する AI 技術の実用化の過程

#### (1) 実用化の過程

本ガイドライン(AI編)では、AI技術を利用したソフトウェア、典型的には学習済みモデルの実用化の過程において、まず、①学習済みモデルの生成段階(以下「学習段階」という。)があり、次いで、②生成された学習済みモデルの利用段階(以下「利用段階」という。)があることを想定している。その概要は下図のとおりである(本ガイドライン(AI編)における各々の用語の意味は後記第 2-3-(2)から第 2-3-(4)のとおりである。)。

<sup>9</sup> たとえば学習用データセットが想定される。

#### 【学習段階】

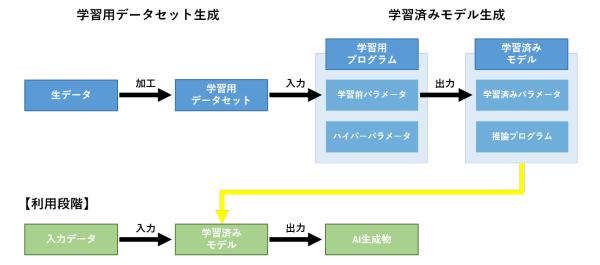


図 1:学習段階・利用段階の流れ

#### ① 学習段階

学習段階は、センサやカメラ等何らかの方法により収集・蓄積された「生データ」から、最終的成果物としての「学習済みモデル」を生成することを目的とする段階である。その過程は、次の二つに細分化することができる。

### a 学習用データセットの生成段階

生データは、欠測値や外れ値を含む等、そのままでは学習を行うのに適していないものであることが多い。そのような場合には、生データに対して何らかの加工を施す必要がある。

また、特に教師あり学習のアプローチをとる場合には、たとえば画像データに一定のラベル情報を付す等の方法により、あるデータの入力に対する正解を規定することで作成された、いわゆる正解データを用意する必要がある。

このように、機械学習の手法により学習を行う場合、生データから 学習済みモデルを生成するための第一段階として、学習を行うのに 適した学習用データセットを生データから生成する過程を経ること が必要となる。

#### b 学習済みモデルの生成段階

学習用データセットの中から一定の規則を見出し、その規則を表現するモデルを生成するためのアルゴリズムを実行する「学習用プログラム」を用意する必要がある。

生データから生成された学習用データセットを学習用プログラムに対する入力として用いることで、一定の目的のために機械的に調整された「学習済みパラメータ」を含むモデルを得ることができる。これをプログラムに実装することで、ソフトウェアとしての「学習済みモデル」を得ることができる。

#### ② 利用段階

利用段階は、学習済みモデルに「入力データ」を入力し、その出力として一定の結果(「AI 生成物」)を得ることを目的とする段階である。なお、実務において、一度学習を終了し学習段階から利用段階に移行した場合であっても、再度、利用段階から学習段階に移行するような場合もある。たとえば、利用段階において学習済みモデルによって思うような結果が得られない場合や学習段階においては想定できなかった事象が生じたような場合に、利用段階において逐次収集・蓄積されたデータを用いて、再度、学習させることにより、新たな学習済みモデルを生成することで、精度が向上する場合があるためである。

#### (2) 学習段階の各要素

本ガイドライン(AI編)では、学習段階の要素として「生データ」、「学習用データセット」、「学習用プログラム」、「学習済みモデル」および「ノウハウ」の5つを想定している。

#### ① 生データ

「生データ」<sup>10</sup>とは、ユーザやベンダ、その他の事業者や研究機関等により一次的<sup>11</sup>に取得されたデータであって、データベースに読み込むことができるよう変換・加工処理されたものをいう。

たとえば、ある事業者の事業活動から副次的に発生し、収集・蓄積されたデータであって、前記の変換・加工処理を施されたものはこれに該当する。生データは、欠測値や外れ値を含む等、そのままでは学習を行うのに適していないものであることが多い。

また、生データは、生成される学習済みモデルの内容・品質に大きな 影響を及ぼす。

#### ② 学習用データセット<sup>12</sup>

「学習用データセット」とは、生データに対して、欠測値や外れ値の除去等の前処理や、ラベル情報(正解データ)等の別個のデータの付加等、あるいはこれらを組み合わせて、変換・加工処理を施すことによって、対象とする学習の手法による解析を容易にするために生成された二次的な加工データをいう<sup>13</sup>。

ここで、生データに対して、生データとは別個のデータ(以下「付加

10 本ガイドライン (AI 編) では、このように「生データ」が既に変換・加工処理を施されたデータであることを前提としている。もっとも「生データ」との用語は、実務上、利用者によって多義的に使用される傾向があり、その意味で、本ガイドライン (AI 編) の用法に限定されるものではない。たとえば、センサから取得された未加工のデータを「生データ」と呼ぶことも当然にあり得る(本ガイドライン(データ編)第 5-1-(2)参照)。そのため、契約当事者間でその意味内容についての認識を確認しておくことが重要であろう。

<sup>11</sup> ここでの「一次的」とは、学習用データセットへの変換・加工処理前との趣旨で用いている。

<sup>12 「</sup>訓練データセット」と呼ばれることもある。

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> このように、学習用データセットの生成には、生データそのものに何らかの加工を行う、 生データに付加データを付加する、あるいはこれらを組み合わせる等の手法が考えられる。 もっとも、説明の便宜のための分類にすぎず、これら手法に厳格な区別があるわけではない。

データ」という。)を付加する場合(このような付加データの付加行為を「アノテーション」ということもある <sup>14</sup>。)、そのような付加データには、生データと同様に、生成される学習済みモデルの内容・品質に大きな影響を及ぼす一方、生データから独立した形式ではその用をなさないという性質がある。そのため、生データとこれに対する付加データとがいわば一体となったものを学習用データセットと見ることが適切であろう。教師あり学習の手法を用いる場合についていえば、前処理が行われた生データにラベル情報(正解データ)を合わせたものが学習用データセットに該当する。

また、学習用データセットには、生データに一定の変換を加えていわば「水増し」されたデータを含むこともある(この手法はデータオーギュメンテーション(データ拡張)とも呼ばれる場合がある。)。

#### ③ 学習用プログラム

「学習用プログラム」とは、学習用データセットの中から一定の規則を見出し、その規則を表現するモデルを生成するためのアルゴリズムを実行するプログラムをいう。具体的には、採用する学習手法による学習を実現するために、コンピュータに実行させる手順を規定するプログラムがこれに該当する。

学習用プログラムは、ベンダが既に保有している場合もあれば、それに一定の機能を付加する場合、ゼロから作り上げる場合がある。また、学習用プログラムの開発においては、OSS(オープン・ソース・ソフトウェア)と呼ばれるソースコードが一般に公開され、著作者により一定の範囲の利用が許諾されたソフトウェアを利用することが多い。

## ④ 学習済みモデル

「学習済みモデル」とは「学習済みパラメータ」が組み込まれた「推論プログラム」をいう。

#### a 学習済みモデルの多義性

実務上、「学習済みモデル」という言葉は、利用する者によって、 学習済みパラメータを組み込んだ推論プログラムだけでなく、「生データ」、「学習用データセット」、「学習用プログラム」、「推論プログラム」、「学習済みパラメータ」、「その他派生的な成果物」を含む概念として多義的に用いられる場合があり、確立した定義がないのが実情である。

しかしながら、「学習済みモデル」が具体的にどのような意味で使用されているのか、具体的にどこまでの範囲(成果物)が学習済みモデルを意味するのかについては、後記第3-3及び第3-4の各種論点(権利帰属・利用条件の設定や責任の分配等)を論じる上でも、非常に重要である。そのため、後記第4-4-(2)-④のとおり、学習済みモデルの内容(具体的な定義や範囲)については、事前に契約の当事者間で十分に議論を行い、明確に定めておくことが望ましい。

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> 特にディープラーニングによる学習に際して「アノテーション」との用語が用いられることが多い。

本ガイドライン(AI編)では、著作権法上の保護対象がプログラムである点や、ベンダとユーザ間での学習済みモデルに関する取引の実態を考慮して、便宜上、「学習済みパラメータ」が組み込まれた「推論プログラム」を一体として「学習済みモデル」と呼ぶこととする。

#### b 学習済みパラメータ

「学習済みパラメータ」とは、学習用データセットを用いた学習の 結果、得られたパラメータ(係数)をいう。

学習済みパラメータは、学習用データセットを学習用プログラムに対して入力することで、一定の目的のために機械的に調整されることで生成される。学習済みパラメータは、学習の目的にあわせて調整されているものの、単体では単なるパラメータ(数値等の情報)にすぎず、これを推論プログラムに組み込むことで初めて学習済みモデルとして機能する。たとえば、ディープラーニングの場合には、学習済みパラメータの中で主要なものとしては、各ノード間のリンクの重み付けに用いられるパラメータ等がこれに該当する。

これに対して、学習のために設定する学習率や学習回数(エポック)等については、このような学習済みパラメータとは性質を異にして、学習の枠組みを規定するために用いられるパラメータであり、主として人為的に決定されるため「ハイパーパラメータ」と呼ばれることがある。

#### c 推論プログラム

「推論プログラム」とは、組み込まれた学習済みパラメータを適用することで、入力に対して一定の結果を出力することを可能にするプログラムをいう。

たとえば、入力として与えられた画像に対して、学習の結果として 取得された学習済みパラメータを適用し、当該画像に対する結果(認 証や判定)を出力するための一連の演算手順を規定したプログラム である。

#### d 派生的な学習済みモデル

後記第 2-4-(1)-④のとおり、学習済みモデルについては、再利用の需要が存在するが、実務上は、特に、再利用モデルや蒸留モデル等派生的な学習済みモデルの取扱いが問題となることが多い。学習済みモデルの定義が多義的であることから、これらの派生的な学習済みモデルの定義も多義的とならざるを得ないが、本ガイドライン(AI)編では、便宜上、次のとおり定義する。

まず、「追加学習」とは、既存の学習済みモデルに、異なる学習用 データセットを適用して、更なる学習を行うことで <sup>15</sup>、新たに学習済 みパラメータを生成することを意味する。そして、「再利用モデル」 とは、追加学習により新たに生成された学習済みパラメータが組み

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> 学習済みモデルの精度の維持または向上を行うことや、当初学習させた領域と異なる領域に適応させること等を目的とすることが考えられる。

込まれた推論プログラムを意味する。

次に、「蒸留」とは、既存の学習済みモデルへの入力および出力結果を、新たな学習済みモデルの学習用データセットとして利用して、新たな学習済みパラメータを生成することを意味する。そして、「蒸留モデル」とは、蒸留により新たに生成された学習済みパラメータが組み込まれた推論プログラムを意味する。

#### ⑤ ノウハウ

ノウハウはそれ自体多義的な用語ではあるが、本ガイドライン(AI編)において、「ノウハウ」とは、AI技術の研究・開発・利用過程において、ベンダまたはユーザが有する知見、技術、情報等<sup>16</sup>を意味する。具体的に想定されるノウハウとして、次のものがある。なお、これらのノウハウは、特許法上の発明の対象となる場合もあるであろう。

## a 生データの取得・選択

生データの取得に関するノウハウは、原則として生データの提供 主体(多くの場合データを提供するユーザ)が有するものであるが、 AI 技術の適用にあたって、ベンダが、生データの取得や選択(また は、その助言)を行う場合もあり、このようなデータの取得や選択に 関する知識もノウハウになり得る。

たとえば、画像処理に関する学習を行う場合、どのような画像データ (画像の種類や条件等)を取得すれば学習を行いやすいのかについてのノウハウは、そのような学習の経験を有するベンダが有している場合もある。一方で、繊細な動きをするロボットに関する学習を行う場合、学習を行うためのデータには、ロボットのハードウェアとしての特性や性質等が大きく影響することがあり、ユーザがノウハウを有しているような場合もある。

#### b 学習用データセットへの加工

学習に適した生データ加工のノウハウについてはベンダ側が有していることが一般的である。たとえば、画像処理に関する学習を行う場合に画像に対してどのようなラベル付けを行えば学習をし易いのかということは、画像処理に関する学習を行った経験を有するベンダであれば、ある程度推測が可能な場合もある。このような知見がある場合、通常、ベンダが有するノウハウといえるだろう。

他方、生データ加工のノウハウについては、ユーザ側が有していることも想定されるところである。たとえば、生データにラベル情報 (正解データ)を付与する場合にあたりユーザの業務ノウハウを必要とする場合もあるであろう。

#### c 学習用プログラムを用いた学習

学習用プログラムを用いた学習には、ベンダのノウハウが用いられることが多い。この際、ハイパーパラメータの調整も行われるが、

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> ベンダについては、AI 技術の研究・開発に関して有する知見、技術、情報等が、ユーザについては、AI 技術の適用対象となる業務に関して有する知見、技術、情報等が含まれる。

これもノウハウに含まれる。

学習を行う場合、既存(単一)の学習手法(またはソフトウェア)のみを用いて精度の良い学習済みモデルを生成することは困難な場合が多く、ベンダにより複数の学習手法(またはソフトウェア)を組み合わせて、最終的な学習済みモデルの生成が行われることがある。たとえば、このような場合に、ベンダが学習を行う際に、どのような学習手法を採用するのか、また採用した学習手法をどのような順番で処理をするのか等は、ベンダ独自の工夫が含まれる場合も多く、ノウハウとなり得る。

なお、このような工夫が顕著な場合、このような学習手法の組合せ や処理の順序等のアルゴリズムについても直接的または間接的に特 許取得の対象となる場合がある。

#### d 学習済みモデルの調整

学習済みモデルを本番環境で使うためには、調整が必要となり、これにはユーザやベンダのノウハウが用いられる。たとえば、AIを搭載した画像認識機能を有する防犯カメラのような場合、認識対象となる可能性の高い対象を限定し、認識の精度を高めるような場合もある。このような場合、防犯カメラの設置位置や角度等、認識対象となる画像が取得しやすいような調整を行う場合がある。

#### (3) 利用段階の各要素

本ガイドライン(AI編)では、利用段階の要素として「入力データ」、「学習済みモデル」、「AI生成物」および「ノウハウ」を想定している。「学習済みモデル」と「ノウハウ」については、前記のとおりである。

#### ① 入力データ

「入力データ」とは、学習済みモデルに入力することで AI 生成物を 出力するためのデータを指す。学習済みモデルの利用目的にあわせて、 音声、画像、動画、文字、数値等様々な形態をとる。

#### ② AI 生成物

「AI 生成物」とは、学習済みモデルに入力データを入力することで、 出力されたデータを指す。学習済みモデルの利用目的にあわせて、音声、 画像、動画、文字、数値等様々な形態をとる。

#### (4) 学習段階および利用段階の関与者

本ガイドライン(AI 編)では、学習段階および利用段階の関与者として「ベンダ」と「ユーザ」を想定している。

#### (1) ベンダ

本ガイドライン(AI編)において、「ベンダ」とは、学習済みモデル等のAI技術を利用したソフトウェアの開発やこれを用いたサービス提供を行う者を指す。ベンダは、AI技術を利用したソフトウェアに関する専門知識を有していることが多く、そのような場合には、ベンダがAI技術を利用したソフトウェアに関するプログラム・ノウハウ等の作成・

提供を行う。

なお、本ガイドライン(AI編)では、「ベンダ」として、SIerからベンチャーまで多様な企業を想定している。

#### ② ユーザ

本ガイドライン (AI 編) において、「ユーザ」とは、事業等の一定の目的を達成するために、ベンダに対して、対価を支払って、AI 技術を利用したソフトウェアに関する研究・開発・サービス提供等を依頼する者を意味する。

なお、AI 技術を利用したソフトウェアの開発は、ユーザの事業に適用することを目的とすることから、生データや学習用データセット等の学習に利用するデータについてはユーザが提供する場合が一般的であり、その生成にユーザが重要な役割を果たす場合も少なくない(このデータにユーザのノウハウが反映されている場合もある。)。

## 4 AI 技術を利用したソフトウェア開発の特徴

#### (1) 従来型のソフトウェア開発と比較した特徴

AI 技術を利用したソフトウェアの開発、典型的には、学習済みモデルの生成については、従来型のソフトウェア開発と比較して、①学習済みモデルの内容・性能等が契約締結時に不明瞭な場合が多いこと、②学習済みモデルの内容・性能等が学習用データセットによって左右されること、③ノウハウの重要性が特に高いこと、および④生成物について更なる再利用の需要が存在すること等の特徴を有するため、契約において、特に留意すべき点がある。以下、簡単に解説する。

# ① 学習済みモデルの内容・性能等が契約締結時に不明瞭な場合が多いこと

従来型のソフトウェア開発の場合、その基本的な作業は、一般的に、「入力値の処理手順を一定のルールとして記述し、その記述をコード化する」という演繹的なものである。あらかじめ開発対象物が特定されており、かつ、その動作原理も直感的に把握しやすいことが多い。

他方、学習済みモデル生成の場合、学習用データセットという限られたデータのみから未知の様々な状況における法則を推測するという性質上、AI 技術に習熟した技術者であっても、推測対象となる未知のあらゆる事象を予測して学習を行うのは極めて困難である。

その結果、AI 技術を利用したソフトウェアの開発を伴う契約を締結する際には、次の特性を踏まえた上で、当事者間のリスク分配を検討する必要が生じる。

#### a 事前の性能保証が性質上困難であること

従来型のソフトウェア開発の場合、開発初期の企画・要件定義段階においてユーザとベンダが適切かつ十分に協議すれば、どのようなソフトウェアが開発されるかがわからないという事態は想定しがたい。また、開発されたソフトウェアについては、その内部的な計算・処理過程が明確であるが故に、その挙動を予測することも比較的容易である。そのため、開発段階で取り扱われなかった未知の入力(デ

ータ)の処理についても、事前に一定の性能保証を行うことができる 場合がある。

これに対して、学習済みモデル生成の場合、あらかじめベンダ等に より用意された学習用データセットからユーザまたはベンダの求め る挙動、精度および前提条件等を満たす学習済みモデルの生成が可 能であるか、また、これを完成させることができるかを事前に予測す ることが困難である(開発対象確定の困難さ)。

そのため、当然ながら、契約時点においても、当事者が生成後の学 習済みモデルの性能のイメージを共有して、契約を締結することが 難しい。さらにいえば、学習済みモデルは、学習用データセット以外 の未知の入力(データ)に対しての挙動が不明確であり、この点につ いても、契約時点の性能保証が困難であるといえる17(性能確定・保 証の困難さ)。

このように、学習済みモデルの生成においては、「開発対象確定の 困難さ」、「性能確定・保証の困難さ」といった問題が生じることが 多く18、契約の当事者は、このような性質を契約時に十分に留意する 必要がある。

#### b 事後的な検証等が困難であること

従来型のソフトウェア開発の場合、仮に契約時点において、期待さ れていた性能のソフトウェアが得られなかった場合、ソフトウェア の処理プロセスを再度検証・修正することによって、原因が特定でき ることも少なくない。このような場合、特定された原因に対して適切 な対処を行うことで、結果的に、満足のいく性能のソフトウェアを開 発することが可能になることも多い。

他方、学習済みモデル生成の場合、学習済みモデルの生成過程やそ の性質について、人間が直感的に理解することが困難な場合も多い。 そのため、学習済みモデルによる推論結果が期待された精度を達成 しない場合、学習用データセットの品質(性質)の問題であるのか、 人為的に設定されたパラメータ (ハイパーパラメータ) の問題である のか、あるいは、実行されたプログラムにバグがあるのか等の原因の 切り分けが、現時点の技術水準においては、困難な場合がある19。こ のような特性は、統計的機械学習の手法全般に共通した性質の一つ であるが、中でもディープラーニングを始めとする深層学習におい て強く見られる性質である。

つまり、学習済みモデルの生成においては、従来型のソフトウェア 開発の場合と異なり、事後的な検証に基づいて、満足のいく性能の学

<sup>17</sup> 他方、既知の入力(データ)に対する学習済みモデルの性能については、評価用データを 含む評価条件を適切に設定・限定することにより、契約上、性能保証を行うことに合理性が 認められる場合もあると考えられる。

<sup>18</sup> このように学習済みモデル自体は、挙動が不明確なこともあるが、複合的なシステムを 構築する場合であれば、たとえば、フェイルセイフ機構を設けることでシステム全体として の挙動を制御するということは考えられる。

<sup>19</sup> もっとも、具体的な事案によっては、たとえば、学習済みモデルの精度不足が、学習用デ ータセットのアノテーションの間違いに起因していることや、データの管理方法が適切で はなかったこと等の原因が特定できる場合もある。

習済みモデルを生成するという手段を選択することが困難であるという特性を有しているといえる。

#### c 探索的なアプローチが望ましいこと

以上のとおり、学習済みモデルの生成の場合、事前にどのような学習済みモデルが生成されるか予測ができず、また、生成されたモデルの挙動を事後的に検証することが困難である。

また、学習済みモデルの生成の場合、実際にベンダが負担する工数のうち非常に多くの工数を、学習を行う前段階のデータの加工や調整(学習用データセットの生成)にかける場合も少なくない一方で、学習それ自体は学習プログラムにより半自動的に実行される。そのため、学習の結果として、満足する結果が得られなかった場合に、新たなデータセットを用いて再度学習を行うことが、比較的容易な場合も多い。

このような事情から、学習済みモデルの生成の場合、探索的なアプローチを用いて試行錯誤を繰り返すことにより、ユーザの満足いく性能の学習済みモデルを生成するという手法を採用しやすいという特性を有している。

# ② 学習済みモデルの内容・性能等が学習用データセットによって左右 されること

学習済みモデルの生成は、学習用データセットの統計的な性質を利用して行われるという性質上、次のような原理的な限界を有するとされている。

- 学習時と推論時(学習済みモデル)の確率分布が同一であること を前提としており、学習時と推論時の確率分布が大きく異なる ような場合には機能しない場合があり得る。
- 学習用データセットに通常性質が反映されないような「まれな事象」に対して、推論が及ばない可能性がある。
- 学習データセットから統計的なバイアスを排除することは不可能であり、生成された学習済みモデルを未知データに適用する場合には、本質的に誤差が含まれることになる。

そのため、学習済みモデルの性能は、学習用データセットの品質に依存する。すなわち、学習済みモデルが学習用データセットの統計的性質を反映して生成されることから、学習用プログラムの仕様に問題がないような場合であっても、ユーザの満足のいく性能の学習済みモデルが生成できないという事態も十分に想定される。

たとえば、学習用データセットに含まれるデータに本来の統計的性質を反映していないデータ(外れ値)が混入していた場合や、学習用データセットのデータに大きな統計的なバイアスが含まれていた場合等には、精度の高い学習済みモデルを生成することはできないことが多いため、ユーザおよびベンダの双方がこのような特性を十分に理解する必要がある。

## ③ ノウハウの重要性が特に高いこと

学習済みモデルの生成・利用過程において、ユーザおよびベンダの有する様々なノウハウが利用され、最終的に生成される学習済みモデルの性能に大きく影響する。

従来型のソフトウェア開発においても、もちろん、ノウハウの一般的な重要性は認められてきたが、学習済みモデルの生成においては、学習用データセットの加工方法や、学習用プログラムを実行する際のハイパーパラメータの設定等、従来型のソフトウェアで想定されていなかった新たな種類のノウハウが生じうる場面が多いところに特徴がある<sup>20</sup>。

また、帰納的アプローチをとる学習済みモデルの生成では、演繹的な開発手法と比較した場合に、相対的に試行錯誤を繰り返すことが多い。そして、そのような試行錯誤の過程においては、暗黙知としてのノウハウの集積が生じやすく、かつ、かかるノウハウは類似の学習に際して応用可能であることも少なくない。このような事情も、また、学習済みモデルの生成におけるノウハウの重要性を高めているといえる。

そして、学習に関するノウハウは、ベンダのみならず、ユーザにも生じ得るものである。たとえば、学習用データセットの加工について見ると、学習用データセットに通常性質が反映されないような「まれな事象」を学習データに含むのか、ノイズとして除去するのか等については、まさに学習済みモデルを生成するベンダのノウハウといえる。他方、ユーザについても、そのデータを日常的に取り扱っている場合には、ノウハウを有している場合があり、学習済みモデルの生成・利用において、そのノウハウが重要な意味を持つこともある。

このように、学習済みモデルの生成においては、従来型のソフトウェア開発と比較して、ノウハウの重要性が高い場面が少なくないと思われる。もっとも、一言でノウハウといっても様々なものがあり、価値の高いノウハウもあれば、同業者であれば簡単に思いつくことができるノウハウもある。そのため、ノウハウであれば、どのようなものであっても重要であるわけではないことにも留意が必要である。

また、そもそも、ノウハウについては、確立した価値評価手法がないため、当事者の信じる価値(主観的価値)と、実際のノウハウの価値(客観的価値)が異なることがしばしばある。そのため、かかる対立が生じうることを認識の上、冷静に判断し、その利用条件を設定することが、当事者間の無用のトラブルを防止するために有益なことも多いであろう<sup>21</sup>。

#### ④ 生成物に更なる再利用の需要が存在すること

学習済みモデルの生成の場合、従来のソフトウェア開発における生

<sup>20</sup> このようなノウハウには、特許法上の発明等の知的財産権の対象となり得るものもあると考えられる。また、秘密として管理されていれば不正競争防止法上の営業秘密として保護を受ける場合もある。

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> なお、ノウハウの秘密性についても様々であり、秘密性の高いノウハウもあれば、秘密性の低いノウハウもある。そのため、秘密性についても、その評価をめぐって当事者間で見解の相違が生じることが考えられるが、同様に冷静に判断をして利用条件を設定することが求められる。

成物(プログラム)とは別に、学習段階で生成される学習用データセットや学習済みモデルが生成される。

この学習用データセットや学習済みモデルは、それ自体が多大なコストや時間をかけて生成されたものであり、また、学習済みモデルにおいては学習済みパラメータを変更することで精度の向上や他の目的での利用も可能となる場合があることから、従来のプログラムと比較して、より多くの場面で研究開発あるいは商業目的での再利用が可能である。

具体的な再利用の方法としては次の方法が想定される。

- 追加学習等により再利用モデルを生成する。
- 蒸留モデルを生成する。
- 複数の学習済みモデルの出力結果を組み合わせることで学習済みモデルの精度を向上させる(アンサンブル学習)。

このように、学習済みモデルの生成の場合、従来のソフトウェア開発では想定し得なかった生成物が生成される。ベンダとしては、これら生成物を再利用することで、新たな技術開発や事業展開の基礎とする要望がある一方、ユーザとしては、多大な費用と労力の結果生成された生成物の再利用を制限したいとの、インセンティブを有することが一般的である。そのため、利害調整の必要が生じる。

## (2) 学習済みモデルの特性を理解することの重要性

前記の学習済みモデルの特性は、ベンダのみならず、ユーザにとっても大きな意味を持つ。すなわち、学習済みモデルは、学習に利用するデータはもちろん、適用の条件や推測する対象を理解することで、初めて高い精度を生み出すことができるものであるし、そもそも、学習済みモデルの出力結果には本質的に誤差が含まれるのである。このような学習済みモデルの性質は、たとえば、ユーザまたはベンダに対する権利帰属・利用条件や責任関係を論じる上で、特に留意しなければならない。この点については、後記第3-4のとおりである。

もっとも、従来の演繹的なアプローチでは対応することができないような複雑な課題に対して、推測を行う (解法を得る) ためには、このような帰納的なアプローチが有効であることが少なくない。そのため、ユーザが新規の事業展開を行う上で、市場における競争優位性を確保するべく、学習済みモデルの有用性に着目し、誤差が含まれるとの性質を踏まえても、なお、これを利用するとの事業判断を行うこともあるであろう。

このような場合には、ユーザおよびベンダは、従来の演繹的なアプローチにより生成されたソフトウェアの性質と、帰納的なアプローチにより生成されたソフトウェア(たとえば、学習済みモデル)の性質とを共に理解した上で、その必要とされる精度や条件等によって、使い分けることが重要である。

## 第3 基本的な考え方

#### 1 AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用をめぐる契約の現状

AI 技術を利用したソフトウェアを用いた事業に関する類型としては、大きく分けて <sup>22</sup>①ユーザがベンダに依頼して、学習済みモデルの生成を行う「開発」型と、②AI 技術を利用したサービスを提供する「サービス利用」型が想定される。

一般に、学習済みモデルの生成においては、ユーザがベンダに対してデータを提供し、ベンダがそれを学習用プログラムに学習させることが多い(ただし、ベンダがデータを提供することもある。)。また、AI 技術を利用したサービスにおいても、ユーザが、ベンダに対してデータを提供することが多い。

そして、学習済みモデルの生成または AI 技術を利用したサービスにより 生成された各要素については、学習済みモデルの生成者であるベンダと、生 データまたは入力データの提供者であるユーザとの間において、たとえば、 その知的財産権の帰属や利用条件等について、各局面で、利害が対立するこ とがしばしばある。また、学習済みモデルまたは AI 技術を利用したサービ スの品質に関して、当事者の利害が対立することがある。

その結果、事業上の優越関係や技術的な知識の格差等を背景として、いわば、「オール・オア・ナッシング」の一方的な契約条項が押しつけられることもある。

しかしながら、一見、当事者の利害が対立するように見えても、学習済み モデルの特性と法律上のルールの内容を理解することで、合理的な条項に 合意することができる場合もあると考えられる。

#### 2 契約の検討に向けた視点

学習済みモデルの生成・利用を目的とする契約の具体的な内容を検討するにあたっては、前記第 2-4 で説明した AI 技術の特性を前提とした上で、事業を進める際に、各当事者が何を守る必要があるか、また、リスク要因がどこにあるか、すなわち、契約による合意の対象を確定することが重要である。

その上で、これら契約の対象について、契約がなければどのような法的関係が認められるかを検討し、自らの事業目的を実現するために必要な契約の内容を検討協議することになる。

<sup>22</sup> もちろん、絶対的な区分があるわけではなく、現実には両者を渾然一体として取り扱う 事業類型も考えられるところである。

## (1) 各当事者の立場や考え方の違い

学習済みモデルの生成に際しては、次のとおり、ユーザとベンダとの間に立場や考え方の違いがあることが珍しくない。

ユーザ側	<ul> <li>開発費を支払い、学習済みモデル生成のための学習に用いるために価値あるデータ・ノウハウを提供したのだから、学習済みモデルに関する権利は全部自社のものとしたい。</li> <li>学習済みモデルを競合事業者に使われたくない。</li> <li>自社のデータ・ノウハウを外部に流出させたくない。</li> <li>学習済みモデルやこれを用いたシステムは一定レベルのものを完成・納品してもらいたい。</li> <li>自らのデータを使って追加学習させて学習済みモデルの精度をさらに上げたい。</li> </ul>
ベンダ側	<ul> <li>自社の研究・開発に関する事業自由度を確保したい。</li> <li>プログラムやシステムに関する権利は、開発主体である自社に帰属してしかるべきである。</li> <li>学習済みモデルを横展開して一定の範囲で他社にも提供したい。</li> <li>追加学習して精度を上げた学習済みモデルを生成したい。</li> <li>そもそもユーザの求める目的に合致する学習済みモデルを作成できるかどうかはやってみないとわからない。</li> <li>学習済みモデルの完成や未知の入力(データ)に対して性能の保証はできない。</li> </ul>

#### (2) 当事者間で問題が生じうる事項

AI 技術の開発または利用に関しては、前記第 3-2-(1)のとおり、当事者間に立場や考え方の違いがあることから、契約締結に際して、様々な問題が生じうる。その一例としては、次のようなものがある。

- ① 生データに特有の問題 (生データの有無、提供の可否・遅延、品質・ 十分性等)
- ② AI 技術を利用したソフトウェアに特有の問題(完成の可否・完成 義務の有無、開発したソフトウェアの品質等)
- ③ 知的財産権の帰属・利用条件に関する問題(成果や開発途中で生じた知的財産<sup>23</sup>や AI 生成物 (アウトプット))

\_

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> ここでは、発明、考案、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるものおよび営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報を意味している。本モデル契約のうち、導入検証契約書およびソフトウェア開発契約書では、その点を定義づけている。

- ④ 責任に関する問題
- ⑤ その他、ユーザ側の開発・利用目的(事業上のニーズ)と、ベンダ 側の技術的な認識の不一致等からくる問題

これらの多くは、ユーザとベンダの認識の緊密なすり合わせと契約による合意によって解消できる場合がある。

AI 技術を利用したソフトウェア、特に学習済みモデルの生成・利用に関する契約を締結するに際しては、権利帰属・利用条件の設定と、責任の所在を明確化することが重要である。

#### 3 権利帰属・利用条件の設定

#### (1) 知的財産権等に関する整理

学習済みモデルの生成・利用に際しては、様々な要素が事業価値の源泉、 すなわち、当事者が権利利益を主張する事項となり得る。具体的には、次 の事項について、権利帰属や利用条件が問題となることが多く、したがっ て、その法的関係をあらかじめ整理しておくべきである。

学習段階	<ul> <li>生データ</li> <li>学習用データセット</li> <li>学習用プログラム</li> <li>学習済みモデル(学習済みパラメータ・推論プログラム)</li> <li>ノウハウ</li> </ul>
利用段階	<ul> <li>入力データ</li> <li>学習済みモデル(学習済みパラメータ・推論プログラム)</li> <li>AI 生成物(アウトプット)</li> <li>ノウハウ</li> </ul>

これらの対象は、法的には、次のとおり、①データ、②プログラム、および③ノウハウに大別することができる。

## データ

生データ、学習用データセット、学習済みパラメータ、入力データ、AI 生成物等は、コンピュータに取り込むことが可能な形式で存在する「データ」である。

データは、無体物(情報)であるため、所有権の対象とはなり得ない(民法 206 条、同法 85 条参照)。また、データは、それぞれ、著作物や営業秘密または個人情報に該当する場合があり、著作権法や不正競争防止法、個人情報保護法により保護を受け得る。たとえば、生データが、写真、音声、映像、小説等であれば、それ自体が著作物に該当する可能性があり、また、学習用データセットが「情報の選択又は体系的な構成」によって創作性を有する場合には「データベースの著作物」に該当する可能性がある(著作権法 12 条の 2)。

もっとも、知的財産法制や個人情報保護法制による保護を受ける場

合を除いては、データの利用について、法令上の明確な定めがあるわけではなく、契約による定めがない限り、データの開示を受けた者等、データに現実にアクセスできる者が自由に利用できる。したがって、これらの者による利用の制限を希望するのであれば、契約で明示的に禁止する必要がある<sup>24</sup>。

また、実務においては、データの「帰属」が議論の対象となることが少なくないが、以上のデータの法的性質を踏まえれば、データの「帰属」を抽象的に議論するのではなく、データに現実にアクセス可能な者による自ら、またはデータへのアクセスを希望する者に対してのデータ利用の制限の当否および内容を具体的に議論し、契約に定めることが重要である。

#### ② プログラム

学習用プログラムや推論プログラム等の「プログラム」は、ソースコード部分は著作権法によるプログラムの著作物として著作権法上の保護を受ける可能性がある(なお、オブジェクトコードに変換されても同様である。著作権法10条1項9号)。

また、アルゴリズム部分は、特許法上の要件を充足すれば<sup>25</sup>、「物(プログラム)の発明」等として、特許法の保護を受け得る。

原則として、著作権を取得するのは著作者(作成者)であり、特許を 受ける権利を取得するのは発明者(作成者)である。

そのため、ベンダが開発したプログラムについて著作権法または特許法による保護が及ぶ場合、一次的には、職務著作(著作権法 15 条)や職務発明(特許法 35 条)等の制度を通じて、その著作権や特許を受ける権利はベンダに帰属することが多い。その上でユーザがベンダからこれらの権利を譲り受け、またはその利用許諾を受けることが必要である場合には、ベンダとユーザとの間の契約に定めることが必要である。

#### ③ ノウハウ

AI 技術の開発や利用に関しては、「ノウハウ」の利用条件も問題となる。前記第 2-3-(2)-⑤のとおり、AI 技術の開発に関するノウハウには、複数の種類のものが含まれる。

学習用データセットや学習済みモデルの生成に必要とされるノウハウは、データと同様に無体物(情報)であり、所有権の対象とはならない。ただし、管理されているノウハウの一部には、営業秘密として不正競争防止法上の保護が及ぶ場合や、また、特許法上の発明に該当する場

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 他方、データに知的財産権が発生する場合には、当該知的財産権の権利者に独占排他的権利が帰属することを前提とした上で、当該知的財産権の利用許諾の範囲の設定が問題となる。

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> 特許を受けることができる「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち、高度のものをいう(特許法 2 条 1 項)。したがって、アルゴリズム自体が常に発明となるわけではなく、これがいかにハードウェアにおいて実現されるのかを明らかにすることで自然法則を利用したと評価できる。また、特許を受けるためには、新規性および進歩性(特許法 29 条 1 項、2 項)等の要件を充足することが必要である。

合もあるであろう。

これらの法令上の保護対象となる場合を除いては、ノウハウの利用 条件についても、契約による合意がなければ、それに現実にアクセス可能な者が自由に利用できるのが原則である。もっとも、AI 技術の開発は、ベンダとユーザの共同作業としての性質もあり、その過程で生じたノウハウ<sup>26</sup>については、双方が権利を主張することも少なくないため、契約で明示的に合意することが重要である。

#### (2) 権利帰属・利用条件の設定

#### ① 知的財産権の対象の整理

前記第 2-3-(2)のとおり、AI 技術の開発においては、開発対象として合意された成果物(学習済みモデル等)や、開発の過程で学習用データセット、学習済みパラメータ等が生じるが(以下、このような成果物や、中間生成物を「成果物等」という。)、その中には知的財産権(特許権や著作権等)の対象になるものと、対象にならないものが含まれる。

#### a 知的財産権の対象となる場合

成果物等のうち知的財産権の対象となるものについては、原始的に誰に、どのような権利が発生するかに関するルールが法律のデフォルトルールとして定められていることから(たとえば、特許法 29条1項、著作権法 17条1項等)、契約においては当該デフォルトルールを前提として、知的財産権の①「権利帰属」および②「利用条件」を定める必要がある。

たとえば、学習用プログラムや推論プログラム等がプログラムの著作物に該当する場合、著作権法上は、当該プログラムを創作した者が「著作者」(著作権法2条1項2号)となり著作権を有することになる。したがって、推論プログラムをベンダが開発した場合、法律のデフォルトルール上はベンダが推論プログラムの著作者(著作権法15条)として、当該プログラムに関する著作権を有することになることが一般的であろう。その上で、契約においては当該プログラムに関する著作権がベンダに帰属することを確認するか、ベンダからユーザに移転(譲渡)するかを定めることになる。これが知的財産権に関する①「権利帰属」の問題である。

さらに、知的財産権については、その利用条件を当事者間の合意により設定することが可能であるため(特許法 78条1項、著作権法 63条1項等)、契約においては必要に応じて、それら②「利用条件」を設定することになる。

## b 知的財産権の対象とならない場合

以上に対し、成果物等の中には、知的財産権の対象にならない可能性があるものも存する。たとえば、学習済みパラメータは大量の数値データであって、創作性等が認められず、通常は知的財産権(著作権

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> たとえば、あるハードウェアから生データを取得するに際して、ハードウェアの特性を理解するユーザと、学習済みモデルの生成に適したデータについて知見のあるベンダの双方が、生データの取得に関するノウハウの生成に寄与する場合等が考えられる。

等)の対象にはならない可能性が高いと考えられるし、ノウハウについては、秘密管理性、有用性、非公知性の要件を満たす場合に、営業秘密として一定の保護を受ける場合があり得るにすぎない。

このような知的財産権の対象とならない成果物等については、その利用等に関する法律上の明確なデフォルトルールが存在しない。

したがって、原則としては、現実にアクセス可能な当事者が自由に利用することができるのであり、その利用を制限する必要があるのであれば、当事者の合意によって直接「利用条件」を設定する必要がある。このような知的財産権の対象とならない成果物等については、特許法における「実施」や、著作権法における「複製」等のように、利用態様が法令上定められていない以上、具体的な利用態様について、合意しておくことが重要である。

## ② 取決めにおける考慮要素

## a 一般的な考慮要素

以上のとおり、成果物等が知的財産権の対象となる場合には、権利の帰属について議論をすることが重要であるが、理論上は、誰が権利者(著作者・発明者等)に該当するかが問題となる。もっとも、その原始的な取得者が誰であれ、当事者間の合意によりその帰属先を選択できることに照らせば、考慮すべき事項は当事者の合意によって決まる利用条件の設定の場面と類似しているといえる。

また、成果物等が知的財産権の対象とならない場合についても、契約によりその利用条件を定める必要があることも少なくない。

このような、「権利帰属」や「利用条件」の設定については、その対象となるデータやプログラムの生成・作成に寄与した程度(寄与度)、これに要する労力や、必要な専門知識の重要性、データやプログラムの利用により当事者が受けるリスク等を主たる基準として判断されることが一般的であると考えられる(本ガイドライン(データ編)第5-2-(4)参照)。

具体的に、寄与度に影響する要素としては、次のものが考えられる。

- 当事者が提供したデータ・ノウハウ・創意工夫の価値
- 当事者の技術力
- 生成・作成に要した人的・物的なコスト
- 生成物の独自性・固有性・当事者にとっての有効性、有用性
- 支払われる対価の額や支払条件等

これら要素を踏まえて、契約対象について、どの部分(全体なのか一部なのか)について、どのような条件(独占・非独占/対価の有無・金額等)で、いずれの当事者に帰属させ、あるいは利用を認めるか否かを明確にする必要がある。

#### b 「権利の帰属」について

契約の実務においては、成果物や知的財産等の「権利の帰属」をめ ぐる議論により協議・交渉が膠着状態に陥ることがある。

特に、学習済みモデルの生成・利用を目的とする契約については、

実務的な知見・経験がいまだ十分に蓄積されていないこともあり、 「何か問題があると困るため、とりあえず権利を全て取得しておけ ば安全である」との発想に陥るケースも散見される。

具体的には、ユーザが提供したデータのみを利用して学習済みモデルの生成を行った場合、ユーザは、ベンダに対価を支払っていることに加えて、データの取得・生成に相応の投資をしていることや、自社のノウハウがデータに反映されていること等から、そのデータを利用して生成された学習済みモデルに関して自社への「権利の帰属」が認められるべきであるとの意識を持つことが少なくない。

他方、ベンダも、ユーザに学習済みモデルの権利の全てがユーザに 移転してしまうと、学習済みモデルの生成が自由にできなくなり、今 後の事業の自由度に大きな制約を受けることになってしまうとの危 惧から、やはり、学習済みモデルの「権利の帰属」を主張することに なる。

しかしながら、このような「権利の帰属」をめぐる議論に多大なコストを費やすことが常に必要とは限らない。むしろ、AI 技術の開発の遅れを招き、競合事業者の後塵を拝するようなことにもなりかねない。そこで、契約の当事者が、それぞれ何を求めているかを相互によく理解して、利用条件をきめ細やかに設定することで、適切な合意に至ることができることもある。

たとえば、AI 技術の発展のスピードが著しいことに照らせば、学習済みモデルにつき、ベンダに権利を帰属させた上で、開発後、一定期間の目的外利用や競業的利用をベンダに禁止する等の対応をすることによって、当事者双方の利益に合致する契約を締結できる場合もあるだろう。また、逆にユーザに権利を帰属させた上で、ベンダが事業上必要な範囲については、その利用を認めることも考えられる。

このように、当事者は、権利の帰属に必ずしもこだわるのではなく、利用条件についても目を向けることによって、妥当な解決を目指すことができることもある。協議・交渉が無用な膠着状態に陥ることは、それ自体が事業の目的を阻害する要因となり得るのであり、可能な限り避けるべきものである。

#### c 「利用条件」について

前記第 2-3-(2)および第 2-3-(3)の各対象について、設定可能な利用 条件としては、下表のようなものが考えられる。ただし、これらの要素を全て確定しておく必要があるわけではなく、また、それが常に可能であるとも限らない。

利用条件の設定においては、下表を参考に、当事者が対象となるプログラムや、データ、ノウハウの利用条件の設定により確保したい利益を明確化して、交渉を行うべきである。利用条件の主な交渉ポイントとしては、以下が挙げられる。

• 利用目的(契約に規定された開発目的に限定するか否か)

- 利用期間 27
- 利用態様 (複製、改変およびリバースエンジニアリングを認めるか)
- 第三者への利用許諾・譲渡の可否・範囲(他社への提供(横展開)を認めるか、競合事業者への提供を禁じるか)
- 利益配分 (ライセンスフィー、プロフィットシェア)

なお、実務上、ユーザが、学習済みモデルの転用を許容することにより、自らが提供する各種データやノウハウの流出に懸念を示すことが少なくない。

このような場合、ベンダ側の利用に関し、第三者への開示、利用許諾、提供等(下表【ベンダ側】②)に関するきめ細やかな定めによって、懸念を払拭できる場合があるであろう 28。加えて、たとえば、第三者に提供する学習済みモデルをデータ提供者に見せて、その中に秘密情報やノウハウが含まれていないことを確認してもらうとの対応をとることも考えられる。

このように、ユーザ側の懸念が生データや元のノウハウの秘密性 の喪失に依拠する場合は当該懸念に配慮した合意や協議ができれば、 ユーザ側の懸念が払拭されることも少なくないと思われる。

-

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> なお、生データや学習用データセットについては、一度学習済みモデルが作成された後も再利用モデルの生成等を行うことも想定される。また、一度納品した学習済みモデルの保守目的で開発後一定期間、一方当事者(典型的にはベンダ)にこれらデータへのアクセスおよび利用を認めることが必要となるケースもあると考えられる。このように、生データや学習用データセットの再利用を行う可能性がある場合には、これらデータについて、開発完了後の利用条件についても定めを置く必要がある。

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> そもそも、学習手法によっては、生成された学習済みモデルに、データやノウハウの痕跡が残りにくく、学習済みモデルの第三者への提供等によって生データや元のノウハウの内容の流出可能性が限定的である場合もあろう。このような場合には、ベンダからユーザに対して、リスクが限定的であること等を説明することが、ユーザの懸念払拭に重要な役割を果たすこともあろう。

## 【ユーザ】

	利用の範囲	利用の可否・条件
1	自己の業務遂行に必要 な範囲での利用(②に 記載の利用を除く)	<ul> <li>利用対象・態様・地域</li> <li>独占・非独占</li> <li>期間</li> <li>地域</li> <li>ライセンスフィーの支払有無・内容</li> <li>その他条件</li> </ul>
2	再利用モデルの生成	<ul> <li>再利用モデル生成の目的・態様(例:新たなデータを利用した追加学習)</li> <li>独占・非独占</li> <li>期間</li> <li>地域</li> <li>ライセンスフィーの支払有無・内容</li> <li>その他条件(再利用モデルの他方当事者へのグラントバック等)</li> </ul>
3	第三者への開示、利用許諾、提供等	<ul> <li>独占・非独占</li> <li>期間</li> <li>地域</li> <li>再利用許諾権の有無</li> <li>一定の第三者 (ベンダの競合事業者等) への利用許諾の可否</li> <li>ライセンスフィーの支払有無・内容</li> <li>その他条件</li> </ul>

## 【ベンダ】

<u> </u>	[ペンタ]		
利用の範囲		利用の可否・条件	
1	本開発目的以外の目的 のための利用(再利用 モデルの生成等)	<ul> <li>利用目的</li> <li>利用態様(例:新たなデータを利用した追加 学習)</li> <li>独占・非独占</li> <li>期間</li> <li>地域</li> <li>ライセンスフィーの支払有無・内容</li> <li>その他条件(再利用モデルの他方当事者への グラントバック等)</li> </ul>	
2	第三者への開示、利用 許諾、提供等	<ul> <li>独占・非独占</li> <li>期間</li> <li>地域</li> <li>再利用許諾権の有無</li> <li>一定の第三者 (ユーザの競合事業者等) への利用許諾の可否</li> <li>ライセンスフィーの支払有無・内容</li> <li>その他条件</li> </ul>	

## 4 責任の分配

## (1) 責任に関する整理

学習済みモデルの生成や利用に関し、たとえば開発が頓挫したり、学習済みモデルによる何らかの誤りが生じたりした場合の当事者間の契約に基づく責任の分配については、①債務不履行(契約で合意された債務の履行があったか否か)<sup>29</sup>と、②帰責性・因果関係(生じた結果を当事者に帰責できるか否か)の有無の問題に分けて考えることができる。

## ① 債務不履行の有無

契約上、当事者間の責任の所在が明確になっている場合には、その定めに従い、個別の問題を処理すれば足りる。

他方、当事者間の契約上何らの定めがない場合には、債務不履行の有無は、通常、学習済みモデルの生成またはサービスの目的、当事者の技術力、支払われる対価の額や支払条件等を総合的に考慮し、当事者がどの程度の水準のサービスを相手方に提供することを約していたか(黙示の合意の内容)によって定まると考えられる。

ただし、一般的には、前記第 2-4-(1)に述べたような AI 技術の特性に 照らし、ベンダが、未知の入力 (データ) について一定の結果 (あるい は想定しなかった挙動が起こらないこと) を約束または保証していた と解することは難しい場合も少なくないと考えられ、このような場合には、学習済みモデルによる誤りが債務不履行と評価されないことも あり得る。

### ② 帰責性・因果関係の有無

また、仮に債務不履行があったとして、帰責性・因果関係の有無については、当事者の一方が損害の発生にどれだけの寄与をしたといえるか否かが考慮されることになる。もっとも、故意・過失等の帰責性や因果関係が不明であることが少なくないと考えられる。このような場合には、生じた結果をベンダに帰責することには困難が伴うであろう。

以上のことから、当事者としては、開発やサービスの利用にあたって、 どのような開発を行いまたはどのようなサービスを提供するかについ て、相互に十分協議した上で、責任分配について何が可能で可能でない かを十分に理解し、必要に応じて責任分配の点を契約に明記しておく ことが望ましい。

#### (2) 学習済みモデルの生成

開発段階では、上記の視点のうち、主に①債務不履行の有無が問題となることが多いであろう。

#### ① 開発頓挫のリスク

学習済みモデルの生成は、前記第 2-4-(1)のとおり、従来型のソフト

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> なお、契約の性質が請負契約とされる場合には、完成後の瑕疵担保責任の問題として整理される場面もあると考えられる(改正民法施行後は、完成の前後を問わず、契約不適合責任として捉えられることになる。)。加えて、ユーザ・ベンダ間の関係においても、理論的には、不法行為に基づく損害賠償請求権は成立し得るが、事実上、その成否は債務不履行の有無と重なる場合が多いであろう。

ウェア開発等と異なり、統計的な本質を有し、試行錯誤が必要不可欠 (帰納的)であって、また、結果として、ベンダ側で学習済みモデルを 完成できないこともあり、初期段階で開発を中止せざるを得なくなる おそれも小さくない。このような場合には、いずれの当事者が、開発頓 挫のリスクを負うかが問題となる。

もっとも、このような開発頓挫の責任をめぐる争いが生じること自体を避けることが、ユーザ・ベンダ双方にとって望ましい場合が多いと思われる。

そのためには、当事者間で、学習済みモデルを含む AI 技術の完成について、開発の初期段階において保証することが技術的には容易でないことを踏まえつつ、開発の進展に伴い、(1)対価の額や支払方法、(2)ユーザ側が学習済みモデルに求める水準等について、相互理解を深めながら合意を形成する必要がある。具体的には、後記第 4-2-(2)のとおり、契約をアセスメント段階から開発段階(必要に応じて追加学習段階)まで、多段階に分ける「探索的段階型」の開発方式を採用することは一考に価すると思われる。

## ② 学習済みモデルの品質や性能の問題

加えて、開発された学習済みモデルの品質や性能が問題となることも少なくない。開発の各段階における契約の法的性質としては、後記第4-3-(1)のとおり、請負や準委任等が考えられるものの、あくまでも当事者間の合意がない場合のデフォルトルールにすぎない。

ユーザとベンダにおいて、何を開発の目的とするか、成果物をどのように評価するか、どのような基準で報酬等を支払うかを契約において明確に定めておく必要が高いといえよう。

### ③ インテグレーション

さらに、学習済みモデルの生成に関しては、外部システムとの統合 (インテグレーション)も問題になり得るため、この点に関しても意識 した契約を締結することが望ましい。

### (3) 学習済みモデルの利用

学習済みモデルの利用段階では、上記の視点のうち、①債務不履行の有無と②帰責性・因果関係の有無の両方が問題となる場合が多いであろう。

# ① 学習済みモデルの利用に関して生じる責任の特徴

学習済みモデルの利用段階では、学習済みモデルの動作等に誤りや、 当事者が期待または満足しない結果が生じ、ひいては、ユーザまたは第 三者に損害が生じた場合に、誰がどのような責任を負うのかが問題と なる。

この点についても、生じた損害に寄与した者が責任を負うのが民法 その他の法令上の一般的な考え方であるといえるが、前記第 2-4-(1)の とおり、学習済みモデルについては、次の事項を踏まえた検討が必要に なり、その責任の所在を把握することが困難な傾向にある。

• 未知の入力(データ)に対する学習済みモデルの事前の性能保証

が技術上難しい。

- 因果関係等につき事後的な検証等が技術上困難である<sup>30</sup>。
- 学習済みモデルの性能等が学習用データセットに依存する。
- AI 生成物の性質等が利用段階の入力データの品質に依存する。

また、現状のAI技術の水準を踏まえれば、学習済みモデルを利用したサービスは、本質的に統計的な、高度な事業支援を内容とするものがほとんどであって、学習済みモデル等により出力された結果の採否は、基本的にユーザの判断に委ねられていると考えられ、この観点からも、生じた結果につき、ベンダに責任を負わせることは難しい面があることは否定できない。

このような性質を持つ学習済みモデルの利用に伴う責任に関しては、 生じた結果に寄与した者が責任を負担するという不法行為法によって は明確な結論を得ることが難しく、ユーザとベンダのどちらがどれく らい責任を負うかは不明確とならざるを得ない。したがって、当事者に おいて、契約に定めることによって、そのルールに従って分配されるこ とが一般的であるし、望ましい。

加えて、第三者との関係では、不法行為法に基づく処理がなされることが基本であるが、ユーザ・ベンダ間と同様に、責任を負担する者を明確にすることは一般に難しい。

# ② 契約当事者間の関係

前記第 2-4-(1)のとおり、学習済みモデルを利用したサービスについては、AI 技術の特性を考慮すれば、ベンダが、未知の入力(データ)について、一定の結果を約束または保証することは実態に即さず、または困難な場合が少なくないと考えられる。

そのため、現在の実務上、契約においては、ベンダ側の責任を一定の 範囲に限定する規定を設ける等の対応に留まっていると思われる。ベ ンダもユーザも、このような AI 技術の特性を理解した上で、必要な交 渉を行い、契約関係に入ることが必要であろう。

#### ③ 第三者との関係

学習済みモデルやこれを利用したサービスの提供により、第三者に 損害を与えた場合に、ベンダが責任を負うか否かについては、次のよう に整理できる。

- 当該損害について故意または過失がある場合、ベンダは不法行 為責任を負いうる。しかしながら、AI 技術の特性に照らせば、 結果予見性がなく、過失がないと判断される場合や、損害との因 果関係が認められない場合も考えられる。
- 学習済みモデルそのものは、無形物であるため、製造物責任法 (平成6年法律第85号。PL法)上の製造物には該当しない。

<sup>30</sup> 学習済みモデルを含む AI 技術を利用したソフトウェアの機序がそもそも検証困難であることの他に、プログラム作成時における前提の設定の誤り、想定外の入力データの品質等による誤り等、原因が AI 技術を利用したソフトウェアの作動の全プロセスに介入し得る点も事後的な検証を困難にしていると考えられる。

• ただし、学習済みモデルがハードウェア(製造物)に組み込まれ 一体化した場合には、当該製造物の製造事業者等が PL 法に基づ く責任を負いうる。そして、当該製造事業者等に対して学習済み モデルを提供しているベンダは、当該製造事業者等から、第三者 に生じた損害に関して、求償を受ける可能性があり得る。

## ④ 契約における取決め

以上のようなことから、学習済みモデルまたはこれを利用したサービスを提供するベンダは、直接の契約の相手方との間で、適切な責任の分配について取り決めておく必要があるといえる。

もっとも、責任の分配については、開発段階と同様に、①学習済みモデルの内容・性能等が契約締結時に不明瞭な場合が多いこと、②その内容・性能等が学習用データセットに依存する等の AI 技術の特性から、ベンダの側で、学習済みモデルの誤りに関して責任を負うことが困難であることが少なくない点に留意すべきである。特に、利用段階においては、ユーザが学習済みモデルに入力するデータについては、ベンダのコントロールが及ばず、ベンダが学習済みモデルの挙動について責任を負うことがより困難な場合もあるであろう。

ただし、このような AI 技術の特性から直ちに契約条件が導かれるわけでもない。学習済みモデルの生成やこれを利用したサービスの対価の支払いを一定の結果や KPI の達成にかからせる方法等の支払条件のバリエーションにより、ベンダに対して一定の結果の達成にインセンティブを与えることによりベンダとユーザのバランスをとるとの方法も考えられる。

いずれにせよ、事業モデルに即した、当事者の合意によって、責任の 分配については契約上できるだけ明確化しておくことが望ましい。ま た、その交渉に際し、対価の額や支払条件等が重要な交渉ツールとなる ことが少なくないと考えられる。

### 5 独占禁止法上の問題

前記に加えて、大企業と中小企業やベンチャー企業との契約交渉等において事実上の優越関係がある中で一方的な契約条項等が押しつけられる場合や、排他条件付取引や拘束条件付取引等が行われる場合には、独占禁止法上の問題になり得る点には留意が必要である。

#### (1) 優越的地位の濫用

契約当事者間に相対的な優越関係がある場合には、独占禁止法上の優越的地位の濫用(独占禁止法2条9号5号)が問題となり得る。この点、公正取引委員会による「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」<sup>31</sup>は、次の考えを示している。

① 役務の委託取引において、取引上優越した地位にある委託者が、受

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup> 公正取引委員会、「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」、http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/itakutorihiki.html、(平成10年3月17日。平成23年6月23日改正)

託者に対し、成果物が自己との委託取引の過程で得られたことまたは自己の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に、これらの受託者の権利を自己に譲渡(許諾を含む。)させたり、当該成果物、技術等を役務の委託取引の趣旨に反しない範囲で他の目的のために利用すること(二次利用)を制限したりする場合等には、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。

- ② しかし、このような場合に、成果物等にかかる権利の譲渡または二 次利用の制限に対する対価を別途支払ったり、当該対価を含む形で 対価にかかる交渉を行っていたりすると認められるときは、優越的 地位の濫用の問題とはならない。
- ③ ただし、このような場合であっても、成果物等にかかる権利の譲渡等に対する対価が不当に低い場合や成果物等にかかる権利の譲渡等を事実上強制する場合等、受託者に対して不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用として問題となる。

したがって、本ガイドライン(AI 編)が対象としているベンダとユーザとの間の AI 技術を利用するソフトウェアの開発に関する契約において、どのような条件で取引をするかは、基本的には当事者の自主的判断に委ねられているものの、いずれか一方が取引上優越した地位を利用して、正常な商習慣に照らして不当に、代金の支払遅延、代金の減額、著しく低い対価での取引や、やり直し、または AI 技術を利用するための生データ、学習用データセット、学習用プログラムおよび学習済みモデルにかかる権利等の一方的な取扱い(たとえば、権利の譲渡や二次利用の制限)を行うこと等は、優越的地位の濫用の問題を生じさせることとなる。もっとも、権利の譲渡や二次利用の制限について、別途、適切な対価を支払ったり、当該対価を含む形で対価にかかる交渉を適切に行ったりしている場合(二次利用における収益配分の条件を含む。)には、優越的地位の濫用は問題とならないことになろう。

## (2) 排他条件付取引・拘束条件付取引等

AI 技術を利用したソフトウェアに関する契約において、AI 技術を利用したソフトウェアにかかる利用条件の設定やその制限に関する契約条項を定めるにあたっては、独占禁止法上の排他条件付取引や拘束条件付取引等の不公正な取引方法(独占禁止法 19条)も問題になり得る。

たとえば、本ガイドライン(AI編)の想定する場面では、ベンダとユーザとの間の、知的財産のうち技術に関するものの取扱いについては、ライセンス契約関係が生じないこともあるので、そのまま当てはまるものではないが、ライセンス契約においては、ライセンシーが開発した改良技術について、ライセンサーもしくはその指定する事業者に権利を帰属させる義務、またはライセンサーに独占ライセンスをする義務を課す行為は、原則として不公正な取引方法に該当するとされ、共有とする場合であっても公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する(一般指定12項)。

他方で、ライセンシーの改良技術について、ライセンサーに非独占的に ライセンスをする義務を課す行為は、ライセンシーが自ら開発した改良 技術を自由に利用できる場合は、原則として不公正な取引には該当しない。また、ライセンシーが開発した改良技術が、ライセンス技術なしには利用できないものである場合には、当該改良技術にかかる権利を相応の対価でライセンサーに譲渡する義務を課す行為については、一般に公正競争阻害性を有するものではないと解されている。さらに、ライセンス技術についてライセンシーが利用する過程で取得した知識または経験をライセンサーに報告する義務を課す行為は、それが実質的にライセンシーが取得したノウハウをライセンサーにライセンスすることを義務付けるものでない限り、原則として不公正な取引方法には該当しない32。

## (3) 下請法 33

本ガイドライン (AI 編)で想定する AI 技術を利用したソフトウェアの開発委託に限った話ではないが、プログラムの作成委託は下請代金支払遅延等防止法の「情報成果物作成委託」(同法 2 条 3 項、6 項)に該当するため 34、一定規模を超える元請事業者が開発の全部または一部を一定規模以下の下請事業者に委託する場合 35には、同法の対象となる。つまり、下請法は、一般的なユーザ・ベンダの取引には適用されず、大手システム会社が開発の一部を他の中小システム会社に委託するような場合に適用される。

下請法の対象となる場合には、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制 と同様に、発注者である事業者(親事業者)は、支払遅延、下請代金の減 額、著しく低い下請代金での取引等を行うことが禁止される。

また、親事業者は、①下請事業者から給付を受領してから 60 日以内のできる限り短い期間内に対価の支払期日を定める必要があり、②下請代金の額、支払期日および支払方法等を記載した書面を交付しなければならず、③支払遅延の場合には、下請事業者の給付を受領した日から起算して 60 日を経過した日から支払いをする日までの期間について、年率14.6%の遅延利息の支払義務を負うと共に、④一定の書類の作成・保存義務を負うことになる(同法2条の2、3条、4条の2、5条)。

-

<sup>&</sup>lt;sup>32</sup> 公正取引委員会「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」、http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html、(平成19年9月28日。平成28年1月21日改正)

<sup>33</sup> 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)

<sup>34 「『</sup>情報成果物作成委託』とは、事業者が業として行う提供もしくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。」とされている(下請法2条3項)。 35 同法の対象となる場合は、同法2条7項から9項に規定されている。

# 第4 AI 技術を利用したソフトウェアの開発契約

## 1 AI 技術を利用したソフトウェアの開発とは

AI 技術を利用したソフトウェアとしては、学習用プログラムや学習済みモデルが考えられるところである。実務上は、ベンダが学習済みモデルを開発し、ユーザ等の委託者に納品することで収益を得る類型の汎用性が特に高いと思われるため、本章では、学習済みモデルの開発(生成)について、その考え方や契約を締結する際の考慮事項等を解説する。

## 2 学習済みモデルの開発類型

## (1) 開発類型の分類

本作業部会でヒアリングしたユースケース等においては、①学習済みモデルのみ生成する類型、②学習済みモデルを含んだシステムを開発する類型、および③学習済みモデルの生成の再受託を受ける類型の3つの類型が見られた。

#### 【学習済みモデルのみ生成】



### 【学習済みモデルを含んだシステムを開発】



#### 【学習済みモデルの生成を再受託】

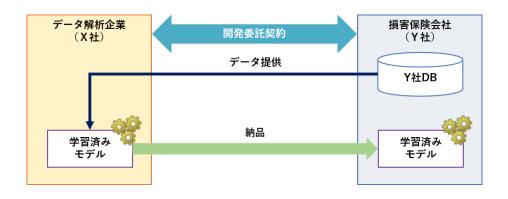


図 2:開発類型

# ① 学習済みモデルのみ生成する類型

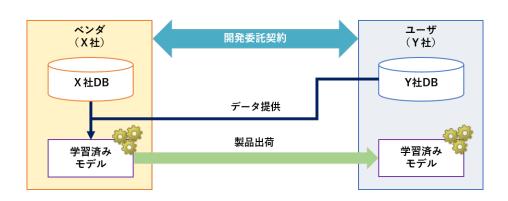
<事例1 ユーザがデータの提供を行い、ベンダが単独で学習済みモデルのみを 生成する場合>

例:損害保険会社 Y 社が、データ解析会社 X 社に対して、自社データの解析を依頼した。X 社では、当該データについて機械学習を実行し、Y 社に対して、その要望する機能を備えた学習済みモデルを納品した。



<事例 2 ユーザとベンダが共同でデータの提供を行い、ベンダが単独で学習済みモデルのみを生成する場合>

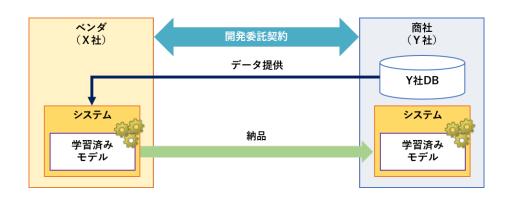
例:機器製造事業者 X 社は、Y 社に提供する監視機器について、特定の対象を検出できることを目的とした学習済みモデルの搭載を検討している。学習済みモデルの生成にあたっては、X 社および Y 社の双方が提供する画像データを併せて学習させた。



# ② 学習済みモデルを含んだシステムを開発する類型

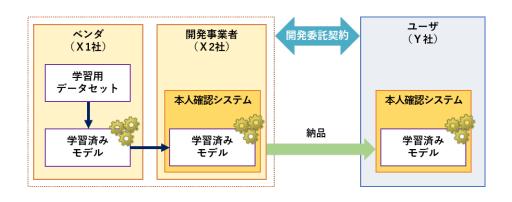
<事例3 ユーザがデータの提供を行い、ベンダが単独で学習済みモデルを含んだシステムを開発する場合>

例:商社Y社が、学習用データセットを提供し、受託を受けた機械学習の開発業者Xはそのデータを用いて、学習済みモデルを含むシステムを開発し、Y社に納品した。



<事例 4 ベンダが自らデータの準備を行い、単独で学習済みモデルを生成し、 これを基に別の事業者がシステム全体を開発する場合 <sup>36</sup>>

例:Y社がベンダ X1 社とシステム開発事業者 X2 社に対して、本人確認システムの開発を委託した。X1 社は自らが準備したデータを用いて学習済みモデルを生成し、これを X2 社が本人確認システムに組み込み、Y社に納品した。



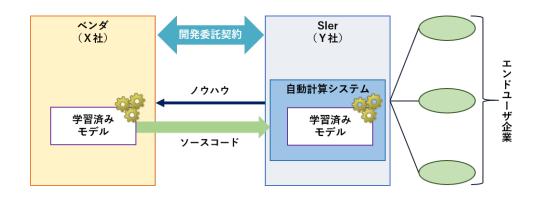
\_

<sup>36</sup> なお、この事例のように、1つのシステムの開発に、システム全体の開発を行う業者と学習済みモデルの開発のみを行うベンダの2つの開発業者が関与している場合(いわゆる「マルチベンダ」)、ユーザによるプロジェクト管理が重要となることも少なくないと思われる。

## ③ 学習済みモデルの生成の再受託を受ける類型

<事例 5 ユーザからシステム全体の開発委託を受けた SIer 等からベンダが学 習済みモデルの生成部分のみの再受託を受ける場合>

例:SIerであるY社は物流業界企業(エンドユーザ)から荷物の積載を自動計算するシステム開発の受注をした。Y社はベンダX社が生成した学習済みモデルを組み込んだシステムを開発し、エンドユーザに納品した。



### (2) 対象とする開発類型

本章では、前記①学習済みモデルのみを生成する類型を前提として、学習済みモデルの開発契約を説明する。前記②の類型では、ベンダが、また、前記③の類型ではSIerが、それぞれ、学習済みモデルを、いわゆるモジュールとして含むシステムの開発を受託することになるが、モジュール部分の開発については前記①の類型に関する議論が同様に妥当する。

なお、成果物や開発途中で生じた知的財産については、ベンダにその知的財産権等を帰属させることもあれば、ユーザに帰属させることもあり、開発型であることは、必ずしも一方当事者への自動的な権利帰属を意味しないことに留意が必要である。

### 3 開発方式

学習済みモデルの生成に関する契約の枠組みを決定するためには、まず、 学習済みモデルをどのようにして生成するかを検討する必要がある。その ため、まず、一般的なソフトウェア開発方式を紹介した上で、学習済みモデ ル生成に適した開発方式を説明する。

### (1) ソフトウェアの一般的な開発方式

一般的にソフトウェアの開発方式は、①ウォーターフォール型と、②非ウォーターフォール型(プロトタイプ型、スクラム型、アジャイル型等)に分類される。

#### ① ウォーターフォール型

ソフトウェア開発の過程を「要件定義」、「システム設計」、「システム方式設計」、「ソフトウェア設計・プログラミング・ソフトテスト」、「システム統合」、「システムテスト」、「運用テスト」、「運用・評

価」等の工程に分割し、前工程によって後工程における作業を詳細化していく開発手法である。完全に前工程への手戻りが否定されるものでないものの、ソフトウェアの仕様等を開発の初期に確定し、これを基に開発が進むことから、後に仕様等を変更することに困難を伴うことが多い。

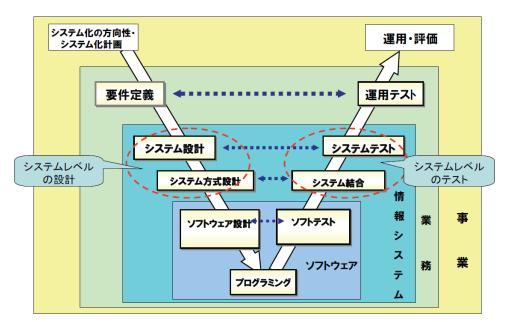


図 3:ウォーターフォール型の開発方式 37

#### ② 非ウォーターフォール型

ウォーターフォール型に分類されない開発手法を広く指す。たとえば、その典型とされるアジャイル型開発は、顧客の要求に従って優先度の高い機能を、要求・開発・テスト・リリースを短い期間で繰り返しながら、動作可能なソフトウェアとして作り上げる手法である。アジャイル型開発については、開発プロジェクト全体に共通する事項を定めた基本契約を締結した上で、個別の開発対象が確定した部分から、順次、個別契約を締結する方法が提唱されている<sup>38</sup>。

### (2) 学習済みモデル生成に適した開発方式

学習済みモデルのみを開発する場合、前記第 2-4-(1)のとおり、契約締結時には、成果物として何が出来上がるかを事前に予測することが難しく、また、その過程で生じた生成物の性能等を事後的に検証することも困難である。そのため、その開発過程は必然的に探索的にならざるを得ず、試行錯誤を何度も重ねる必要がある。このような状況では、後戻りが不可避的に発生することから、あらかじめ確定した要件定義を前提とし、開発を段階的に詳細化していくウォーターフォール型の開発は必ずしも実態にそぐわない場合が多く、非ウォーターフォール型の開発が適している

<sup>38</sup> 独立行政法人情報処理推進機構ソフトウェア・エンジニアリング・センター「非ウォーターフォール型開発 WG 活動報告書」、https://www.ipa.go.jp/files/000004565.pdf、(平成23年3月)105頁

<sup>37</sup> モデル契約 2007・31 頁の図「品質保証の観点からの設計とテストとの対応関係」

場合が多いと考えられる。

もっとも、非ウォーターフォール型開発の代表的手法であるアジャイル型開発は、多数の機能を有する大規模システムの開発には適していると考えられるものの、比較的小規模な特定目的を達成するための学習済みモデルの生成においては、たとえば、基本契約と個別契約の組合せによる契約管理コストが許容されないこともあると思われる<sup>39</sup>。

そこで、本ガイドライン(AI 編)では、開発プロセスを別個独立した複数の段階に分けて探索的に開発を行う「探索的段階型」の開発方式を採用することを提唱する。具体的には、次のとおり、①アセスメント段階、②PoC 段階、③開発段階、④追加学習段階の4段階による開発方式である。



図 4:「探索的段階型」の開発方式

このような開発過程を多段階に分ける開発思想はウォーターフォール型開発やアジャイル型開発とも共通し、必ずしも目新しいものではない。しかし、本ガイドライン(AI 編)が提唱する「探索的段階型」の開発方式は、開発初期に成果物を確定しない点でウォーターフォール型開発と、また、開発全体を 1 つの基本契約で規律するフレームワークを採用しない点でアジャイル型開発と、それぞれ異なる。

このような「探索的段階型」の開発方式を採用するメリットは 2 つある。

第1に、学習済みモデル生成においては、前記第2-4-(1)-①のとおり、従来型のソフトウェア開発と異なる不確実性があることから、開発対象や性能について、事前に予測することが困難であり、ユーザとベンダの認識に齟齬が生じることが少なくない。そこで、開発を複数段階に分け、各段階における達成目標を明確とすることで、ユーザとベンダとの間の話合いが促進され、最終的な成果物である学習済みモデルに対する認識をすりあわせることができる。

第2に、そのような学習済みモデル生成の不確実性から、多大な投資をしたにも関わらず、開発の途中で学習済みモデルが予定した性能を発揮できないことが明らかとなり、開発を中止することも十分に考えられる。そこで、開発を複数段階に分け、十分な性能を備えた学習済みモデルの生成が困難であることが判明した場合には、その段階で開発を中止することにより、それ以上の損失拡大を防ぎ、リスクヘッジを図ることができる。

<sup>39</sup> ただし、本ガイドライン(AI編)は、基本契約と個別契約の組合せによる契約形態を排するものではない。交渉コストおよび開発の頓挫のリスクを負っても、なおも、契約の初期から、成果物等の取扱いについて合意することにより当事者の責任の所在を明確とすることが当事者の意図と合致する場合も考えられる。

## (3) 各段階の説明

本ガイドライン(AI編)が推奨する「探索的段階型」の開発方式の各段階について、以下、説明する。その概要は次の表のとおりである。

	アセスメント	РоС	開発	追加学習
目的	一定量のデータ を用いて学習済 みモデルの生成 可能性を検証す る	学習用デルテント デルザの学習と 特度のが を がの が を が が を が が が が が が が が が が た が が た が た	学習済みモデル を生成する	ベンダが納品し た学習済みモデ ルについて、追加 の学習用データ セットを使って 学習をする
成果物	レポート等	レポート/学習 済みモデル(パイ ロット版)等	学習済みモデル 等	再利用モデル等
契約	秘密保持契約書	導入検証契約書 等	ソフトウェア開 発契約書	<b>※</b> 注 <sup>40</sup>

なお、開発の各段階は、必ずしも明確に区別されるものではなく、その一部または全部が連続的に行われる場合もある。その意味でこれらの区別はあくまでも相対的なものにすぎない。なお、これらの各段階はそれぞれ 1 回で完了させない場合もあり、各段階の中で数回に分けて契約を締結することも考えられる。

#### ① アセスメント段階

「アセスメント段階」とは、ベンダがユーザとの間で秘密保持契約を締結した上でユーザから一定量のデータ(たとえば、ユーザ側でそれほど労力をかけずに提供できるデータ)を受領し、学習済みモデルの生成可能性があるか否かを事前検証する段階である。この段階では、レポート等の成果物提供を伴うこともあるが、極めて初期的な段階であるため、学習済みモデルが成果物として提供される場合はほとんどない。

事前検証の内容は様々であるが、まず重要なことは、ユーザが、AI 導入により何を解決したいのかを探求すること、すなわち、課題の設定である。AI 技術に対する理解不足や、過度な期待から「とりあえず AI を導入したい」との漠然とした問題意識のみで、学習済みモデルの生成を委託するケースが実務上少なくない。しかしながら、AI 技術はあくまでもツールにすぎず、重要なのは、これを用いていかなる事業上の課題を解決するかという視点である。

また、同様に、事業上の課題が、いかなる場合に達成できたと評価するか、すなわち、KPIが設定できる場合は、KPIを明確にすることも重要である。

<sup>40</sup> 追加学習に関する契約としては多様なものが想定され、たとえば、保守運用契約の中に 規定することや、学習支援契約または別途新たなソフトウェア開発契約を締結することが 考えられる。

これら事業上の課題および KPI の設定は、事業内容に依存することから、ユーザの責任において実施され、ベンダはそれを支援するとの役割分担が実情に即していると思われる。そして、これらの課題が明らかとなって初めて、ユーザがベンダに対してどのようなデータを提供する必要があるか、必要なデータは十分にあるのか、足りないデータがある場合には集められるのか、といった事項を、ユーザとベンダ間で事前検証できる。その上で、データの仕様等についてさらに協議を重ねることになる。

このような意味で、学習済みモデルの生成に際しては、ユーザの積極的な関与が必要不可欠である。そして、データに関する打合せや検証作業は、ユーザとベンダとの間の密接なコミュニケーションを伴うことから、場合によっては有償での契約を締結した上で、数か月単位の時間をかけて行うことも珍しくはない。

なお、アセスメント段階で、およそ成功可能性がないということになれば、開発がそのまま終了することもある。

加えて、アセスメント段階を踏まずに、「PoC 段階」からスタートする場合や、アセスメント段階と PoC 段階を一体として実行する場合もある。

### ② PoC 段階

学習済みモデルの生成において「PoC 段階」は、ユーザまたはベンダが保有しているデータを基に学習済みモデルの生成を進めるかについて検証する段階として捉えられることが多い。

アセスメント段階と異なり、基本的にはユーザが保有している一定量のデータ(あるいは新たにデータを生成するのであれば生成されたデータ)を用いて、学習済みモデルの生成・精度向上作業を行い、事後の開発の可否や妥当性を検証する。このような検証の結果は、レポートにまとめられることが一般的である。

また、PoC 段階の内容には、学習済みモデルのパイロットテストを含むことがある。この場合、PoC 段階では、既存のシステムの一部を学習済みモデルを用いたモジュールで置換し、その統合(インテグレーション)をした上で、性能を評価する。そして、KPI が実現可能であると確認された場合、開発段階に進むことになる。このようなパイロットテストは、ベンダの環境下において実施することもあれば、実環境を模した仮想環境、あるいは、実環境において実施することもある。特に、仮想環境あるいは実環境において PoC を実施する場合には、成果物として学習済みモデルが生成されることもある。この場合には、その権利帰属や利用条件について協議をする必要が生じる。

このように、PoC 段階では、様々な業務が対象となり得る。そのため、 実務上、PoC 段階の契約については、その対象範囲や対象期間を合意しておくことが重要となる。また、PoC 段階は、学習済みモデルの生成が 試行錯誤を不可避的に伴うことから、1回で完結せず、複数回実施されることも少なくない。

PoC 段階では、その後の開発段階への移行が想定されているため、それぞれの段階で統一的に取り扱うべき事項があるか、あるいは、各段階で個別に取り扱うべき事項があるかを整理しておく必要もある。たと

えば、検証のため提供されるデータや、成果物(特に学習済みモデル)に関する権利帰属や利用条件について、各段階の取扱いをあらかじめ検討しておくことが望ましい。その結果、PoC 段階の成果物に関する知的財産権等についてはベンダ帰属とするが、開発段階の成果物についてはユーザ帰属とすることも考えられる。

また、PoC 段階が功を奏した場合に、開発段階へと移行するとのユーザ・ベンダ間の認識を確認する趣旨で、開発契約締結の努力義務を定めることもある。

### ③ 開発段階

「開発段階」は、実際に学習用データセットを用いて学習済みモデルを生成する段階である。その概要は、前記第2-3-(1)のとおりである。

## ④ 追加学習段階

「追加学習段階」は、ベンダが納品した学習済みモデルについて、追加の学習用データセットを使って学習をする段階である。学習済みモデルを生成したベンダが追加学習支援をすることもあれば、全く別のベンダが実施する場合もある。保守運用とセットでなされることも考えられる。

## (4) ユーザ・ベンダの役割

学習済みモデルの生成に際しては、従来型のソフトウェアの開発以上 に、ユーザとベンダ双方の積極的な関与が必要である。

#### ① ユーザの役割

前記のとおり、学習済みモデルの生成が、データを用いた帰納的なアプローチにより行われる以上、その性能は、学習に用いる学習用データセットに大きく依存する。

そして、学習済みモデルを生成するにあたって必要となる生データは、ユーザのコントロール下にあり、ベンダは、そもそも、ユーザがいかなるデータを有しているかを事前に知らないことが通常である。したがって、ユーザから開発を希望する機能を抽象的に伝えられるのみでは、学習済みモデルの生成に着手することは原理的に困難であり、ベンダは、ユーザから生データまたは学習用データセットの提供を受けて、初めて開発を進めることができる。

このように、ユーザが学習用データセット、あるいは、その元となる 生データをいかにして準備するかは、学習済みモデルの生成における 最重要プロセスの1つであり、従来型のソフトウェア開発と比較して、 ユーザの果たす役割が大きいポイントの1つである。

そして、ユーザが、必要なデータを準備するためには、(1)学習済みモデルを生成することによって、その事業上、何を獲得目標とするかについて、すなわち、事業上の課題および KPI を明確に認識した上で、(2)いかなるデータが自らのコントロールする環境において生成されるかを把握し、さらに、(3)学習あるいは評価に適したデータを選択する必要がある。

このような作業に際しては、ベンダの支援を受けることができる場

合もあろうが、主体となるのは、あくまでも、ユーザである。学習済み モデルの生成は、ユーザの積極的かつ主体的な関与がなければ進める ことは困難であるといえる。

## ② ベンダの役割

ベンダについて見ると、前記のとおり、学習済みモデルについては、 技術上、完成保証や未知の入力 (データ) に対する性能保証を行うこと は必ずしも容易ではないものの、そのことは直ちに、ベンダが契約上、 何ら完成責任を負わないことを意味しない。最終的には当事者のリス ク分配により、ベンダの義務範囲が定まることになるからである。

そのため、ベンダが、たとえば、開発段階において、限定された評価用データ 41について、契約上、一定の性能を有する成果物の完成を約束することも想定できる。このような場合には、ベンダには、ユーザの希望目標を達成することが求められることになる。また、たとえ、ベンダが、学習済みモデルの完成義務を負わない場合であっても、プロフェッショナルとして一般的に求められる水準で、開発を進めることが求められるであろう。

加えて、このように開発を進める中で重要であるのが、ユーザとの間において、密接なコミュニケーションをとることである。特に、AI 技術が新しい技術であることを踏まえれば、ユーザとベンダとの間には、技術に関する情報格差や認識の齟齬が存する場合も少なくないと考えられる。そのため、ベンダには、学習済みモデルの生成が内包する不確実性や、従来型のソフトウェア開発との違いについて、ユーザに対して適切かつ丁寧に説明をし、共通の技術認識を形成すべく、最大限の努力を払うことがやはり求められる。

このような意味において、学習済みモデルの生成は、ユーザのみならず、ベンダによる積極的かつ主体的な関与がなければ進めることは困難であるといえる。

### 4 契約における考慮要素

### (1) 契約の法的性質

契約の内容は、当事者の合意によって個別具体的に定めることができるのが原則である。もっとも、一定の事柄についてベンダとユーザの間に明示的な合意がない場合に適用されるであろうデフォルトルールを理解することは、契約の内容を協議し定める上でも重要である。

以下では、従来型のソフトウェア開発の場合と比較しながら、特に、役務の提供を契約の目的と見るのが適切であるのか<sup>42</sup>(準委任型)、役務の結果を給付することまでを契約の目的と見るのが適切であるのか(請負型)に注目して、学習済みモデル生成の各段階に親和的な契約の性質を検

<sup>41</sup> アセスメント段階や PoC 段階においてユーザからベンダに対して提供されたデータではなく、開発段階において新たに準備された評価用のデータを想定している。

<sup>&</sup>lt;sup>42</sup> 準委任契約には、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約する「成果完成型」と、委任事務の処理の割合に応じて報酬を支払う「履行割合型」があるところ、前者の類型においては、準委任契約であっても、成果物を想定し、かつ、その完成を契約の内容(報酬の支払条件)とすることが可能である。請負契約との大きな違いとしては、完成義務および瑕疵担保責任の有無が挙げられる。

討する。

## ① 従来型のソフトウェア開発の場合

従来型のソフトウェア開発においては、それぞれの工程の性質の違いに応じて異なる考慮を行うのが一般的である。

まず、従来型のソフトウェア開発では、企画・要件定義の段階においては、ユーザ・ベンダ双方にとって開発の対象となるソフトウェアの具体的内容がまだ十分に特定されておらず、一般に準委任型の契約が実態に沿うといわれている。

他方、企画・要件定義を経て設計・開発の段階に移行した段階においては、既に開発の対象となるソフトウェアの具体的内容が十分に特定されていることから、特定のソフトウェアの完成までを目的とした請負型の契約が親和的であることが多いといわれている。

## ② 学習済みモデル生成の場合

従来型のソフトウェア開発の場合とは異なり、学習済みモデル生成の場合はどの段階においても準委任型の契約が親和的である。

まず、アセスメント段階は学習済みモデルの生成可能性を検証するための段階であり、PoC 段階は学習済みモデルの生成をさらに進めることの可否および妥当性を検証するための段階であって、そもそも学習済みモデルの完成を目的とする段階ではない。

また、開発段階は学習用データセットを用いて学習済みモデルを生成することを目的とする段階であるが、前記第 2-4-(1)の学習済みモデルの特性から、契約締結時までに仕様や検収基準を確定することは難しいことが多く、また、未知の入力(データ)に対しては、学習済みモデルがユーザ・ベンダのいずれもが想定しない挙動をしないことの保証をすることも困難である。そのため、具体的な仕事の完成を目的とし、一定の瑕疵担保責任を伴う請負型の契約にはなじみにくい <sup>43</sup>。なお、準委任型の契約を締結する場合には、成果完成型を志向するか、それとも、履行割合型を志向するのかについて、当事者間において、明確にしておくことが望ましく、また、成果完成型を選択するのであれば、対象となる成果物がどのようなものかについて合意しておく必要がある。

さらに、追加学習段階は、ベンダが納品した学習済みモデルを基礎に、 追加の学習用データセットを使って学習を行うことを目的とする段階

4

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> 他方、既知の入力(データ)に対する学習済みモデルの性能については、前掲注 17 のとおり、評価条件を適切に設定・限定できるのであれば、性能保証を行うことに合理性が認められる場合もあると考えられる。この場合には、学習済みモデルを成果物とする請負契約として構成することになるであろうが、既知の入力(データ)のみならず、未知の入力(データ)に対する性能保証について、当事者間の認識を明確にしておくことが重要となると思われる。

また、この場合、実務上は、限定された評価用データに対しての性能保証がなされる場合が想定されるが、このような評価用データが、ユーザの事業上のリスクを十分に評価したものであるかは、通常、ユーザのみが把握する事項であり、したがって、評価用データの準備は、原則として、ユーザの費用と責任で行われることが合理的なことが多いと思われる。そのため、ユーザが、ベンダに対して、既知の入力(データ)に対する学習済みモデルの性能について保証を求める場合には、かかる費用および責任を負っても、なおも保証を受ける意味があるかについて判断をすることが重要になる。

であって、一定の学習済みモデルの完成を目的とする段階ではない。 以上のとおり、学習済みモデル生成の各段階には、具体的な学習済み モデルの完成を約束する請負型の契約ではなく、一定の検証や開発と いった役務の提供を目的とする準委任型の契約がその実態になじみや すい。

## (2) 契約における交渉のポイントと留意点

ベンダとユーザのいずれも、学習済みモデル生成の各段階について、「生データ」、「学習用データセット」、「学習用プログラム」および「学習済みモデル」、また必要に応じて学習済みモデルを構成する「学習済みパラメータ」と「推論プログラム」のそれぞれの取扱いを意識して交渉することが重要である。また、「ノウハウ」の取扱いについても交渉の対象とすることが望ましい場合がある。以下、それぞれについて、契約交渉において特に留意すべき点を述べる。

# ① 生データ

生データは、ベンダやユーザが一定の労力を投下することによって 収集・蓄積されたものである場合もあれば、二次利用が可能な利用ルー ルの下に公開された、いわゆるオープンデータである場合もある。後者 の場合には、生データの利用方法をめぐって交渉上の問題が生じることを想定することは難しい。

なお、生データを相手方に開示する当事者は、開示の目的のために必要最小限の範囲を超えた生データの第三者への開示や複製を防止する必要がある場合には、それを明示的に禁止する契約を相手方との間で締結する必要がある。また、生データの開示を受ける当事者が、その開示の直接の目的を超えてそれを利用することを望む場合には、ベンダとユーザのそれぞれの立場から、生データ利用の目的、時期、範囲、対価その他の利用条件を十分に検討の上、互いに協議することが望ましい。

生データに関する実務上の問題としては、その権利処理の問題がある。たとえば、生データには著作物やパーソナルデータ(個人情報を含むが、これに限らない。)を含むものがあるが、機械学習の手法がしばしば要求する大規模な生データに含まれた著作物の著作権者やパーソナルデータの本人から逐一同意を得ることが時間や費用の観点から困難である場合や、そもそも著作権者や本人を特定することが困難である場合において、権利処理の要否や可否が問題となることがある⁴。

## ② 学習用データセット

## a 定義の重要性

学習用データセットは、前処理が施された生データに正解データ

<sup>44</sup> コンピュータによる情報解析を目的とする場合には、一定の限度で記録媒体への記録等を認める著作権法 47 条の 7 (情報解析のための複製等) に留意されたい。なお、著作権行使が制限される行為の類型を定めた著作権法 30 条の 4 (著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)、同法 47 条の 4 (電子計算機における著作物の利用に付随する利用等)などを定めた平成 30 年改正著作権法が第 196 回国会で成立しているので、その動向にも同様に留意されたい。

の付加等を行うことによって二次的に生成されたデータであって、生データそのものではない。しかし、前記第 2-3-(2)-②のとおり、生データと学習用データセットとの間に自ずと明らかな境界が存在するわけではなく、これらの取扱いについて疑義が生じる可能性がある。そのため、これらの語を用いる場合には、契約上の意義を明確化することが紛争防止の観点からは望ましい。

## b 役割の分担

学習用データセットの生成は、学習済みモデルの生成と密接に関連する行為ではあるが、それに必ず付随する行為とまではいえない。そのため、学習用データセットを生成する主体は、当事者の合意によって定めるべき内容である。もっとも、学習済みモデルの内容・品質がその基礎となる学習用データセットの内容・品質に実質的に依存することを考慮すると、ユーザの協力の下、学習済みモデルとともに学習用データセットの生成をベンダに委ねることが適切であることが多いであろう。

なお、学習用データセットを生成するために、生データに対して関連する情報を注釈として付与する「アノテーション」を行う場合、このうち単純ではあるものの多大な労力を要するものについては第三者に委託されることがある。ユーザが特にベンダの開発力に期待して契約関係に入った場合には、ベンダに(準)委任された業務の第三者への再(準)委任についてはユーザの承諾が契約上必要とされるのが一般的であり、その場合には、学習用データセットの生成を担うベンダが第三者にアノテーションを委託するには、ユーザからそのための承諾を得る必要がある。

## c 権利帰属·利用条件

学習用データセットの生成には、通常、収集・蓄積された生データとこれに対する一定の処理・加工が必要である。生データの収集・蓄積とこれに対する処理・加工にはそれぞれ相当の費用・労力が投下されることは少なくなく、後者には一連の学習済みモデル生成に要する工数の大部分が費やされる場合もある。そのため、学習済みモデルの取扱いとは別に、学習用データセットの契約上の権利帰属や利用条件が交渉上の重要な課題となることがある。

権利帰属、利用条件その他学習用データセットの取扱いを契約に 定めるにあたっては、学習用データセットの生成に対する各当事者 の寄与と、その基礎となる生データの性質をどのように評価すべき であるのかが、契約の交渉時にしばしば議論の対象となる <sup>45</sup>。以下は、 その際に考慮されるべきポイントを整理したものである。

<sup>&</sup>lt;sup>45</sup> 理論上は、データの加工行為に創作性が認められる可能性がある。この場合、生データの加工を行った当事者がその著作者(原著作者と二次的著作者のいずれとなるかは、生データに著作物性が認められるか否かにより異なる。) となる。

当事者の寄与	<ul> <li>生データの収集・蓄積に投下する費用・労力</li> <li>生データの処理・加工に投下する費用・労力</li> <li>学習用データセットの生成に要する各種ノウハウの希少性</li> </ul>
データの性質	<ul><li>生データ自体の価値(営業秘密性・希少性)</li><li>学習用データセットの転用可能性</li><li>学習用データセットからの生データ復元可能性</li></ul>

学習用データセットの取扱いは、ベンダとユーザの利益のバランスの中で終局的には定められるべきものである。しかし、一般論としては、生データに対する前処理、正解データの作成等に希少性の高いノウハウが用いられる必要性が大きく、またはそのようなノウハウにより創出されると見込まれる価値が大きいほど、学習用データセットの生成を担った当事者には交渉上の優位性が認められやすいといえる。また、事業の目的に照らし、営業秘密性の高い生データを含む学習用データセットについては、契約の目的外の利用を許諾しない代わりに、学習用データセットの生成に投下された費用・労力は別途対価の算定において考慮されることもあるだろう。

なお、後記第 4-4-(2)-④-b のとおり、学習済みモデルは、その二次利用を防止し、または生成に用いられたノウハウを秘匿する等の目的により、バイナリファイルの形式を用いる等、判読や二次利用が困難な方法によりベンダからユーザへ提供されることが少なくない。学習済みモデルそのものではなく、ベンダが生成した学習用データセットの分析からも学習済みモデル生成のノウハウ等が解析される危険があることから、これを避けるために学習用データセットを契約上の提供対象に含めないことを検討すべき場合もあり得る。

また、特に、ユーザが収集・蓄積した生データやこれを基礎とした 学習用データセットをベンダに開示する場合に生じ得る問題として、 秘密保持契約等の下でユーザから開示された生データ等をベンダが 利用し、ユーザとの契約上要求されるもの以外の学習済みモデルを 生成した場合に、それが秘密保持契約等により禁じられた目的外利 用に該当するかというものがある。これについては当事者間の合意 内容によるという他なく、将来の紛争を予防するため、生データ等の 利用の目的や範囲を事前に定めておくことが重要となる 46。

## ③ 学習用プログラム

学習用プログラムは、その入力として学習用データセットを利用することにより、学習済みパラメータを生成するためのプログラムであ

<sup>46</sup> なお、「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び 管理されている技術上又は営業上の情報(秘密として管理されているものを除く。)」であ

る「限定提供データ」について、その不正取得・使用等を新たに不正競争行為とする平成30 年改正不正競争防止法が第196回国会で成立しているので、その動向にも同様に留意されたい。

る。特定の開発目的のためにゼロから学習用プログラムを作成することはもちろん可能であるが、現在までに様々な機械学習ライブラリ(フレームワーク)が OSS として提供され、普及していることから、学習用プログラムの作成にはこうしたライブラリが広く利用されている <sup>47</sup>。そのため、学習用プログラムの権利帰属が交渉上の問題となることは少なく、ベンダの開発部分に関する権利にも特段触れられないことも多いであろう。

もっとも、そのことは、ユーザによる学習用プログラムの利用やソースコードのユーザへの開示等を認めることに問題がないということを意味しない。機械学習ライブラリは、学習用プログラムの作成に要する費用や労力をたしかに低減するものではあるが、目的に適合した学習済みモデルを生成するためには、そのようなライブラリの採否にかかわらず、具体的な手法の選択等に高度なノウハウが要求される。ベンダが作成した学習用プログラムの著作権等をユーザに帰属させ、またはこれをユーザに利用させることの可否は、ユーザによる利用条件が当事者間の利益のバランスを損なうものでないかを十分に考慮して定められるべきである。

なお、学習用プログラムの権利帰属・利用条件を定めるにあたっては、 開発対象である学習済みモデルが生成された後、これを基礎とし、また はこれとは独立して、新たな学習済みモデルを生成する事業上の必要 があり得ることに留意することも重要である。たとえば、学習用データ セットに新たなデータを追加して学習済みモデルを自ら生成する事業 上の必要があるユーザは、学習用プログラムについて少なくとも利用 許諾を受けなければならない。他方、そのような追加学習を保守・メン テナンスサービスの一環として行う事業モデルを持つベンダは、学習 用プログラムの利用をユーザに許諾しないという選択をすることにな るであろう。

#### ④ 学習済みモデル

#### a 定義の重要性

AI 技術を利用したソフトウェアの開発を目的とする契約の実務において、学習済みモデルの取扱いはその中心的な交渉上の課題の一つである。しかし、学習済みモデルの法的な意義は、いまだ一義的に明らかであるとはいえず、その取扱いに関する交渉にあたっては、この点について共通の理解を得ておくことが紛争予防の観点から望ましい。

具体的には、学習済みモデルに①学習用データセットを含むか、②学習用プログラムを含むか、また、③学習済みパラメータに加えて推論プログラムを含むかについて、十分な整理がなされないまま交渉が行われ、契約が締結されている例が見受けられる。無用な議論の混乱を避け、交渉を生産的に進めるためにも、当事者間でこれらを整理することが有用であることは多いであろう。

 $<sup>^{47}</sup>$  よく利用される機械学習ライブラリには、Caffe、Chainer、TensorFlow などがある。これら OSS の利用にあたってはその利用条件の確認が必要である。このようなライブラリには、MIT ライセンス、APACHE ライセンス、BSD ライセンスのいずれかが採用されていることが多い。

## b 提供方法

ベンダからユーザへの学習済みモデルの提供の方法は、ソースコードを開示する等、判読・二次利用が可能な方法による提供の可否という形で交渉上の課題となる場合がある。判読可能な形式により提供された学習済みモデルからはベンダのノウハウを読み取ることも可能な場合もあることから、判読・二次利用が可能な学習済みモデルをユーザの側で必要とする特別な事情が認められない限りは、バイナリファイルの形式を用いる等、判読や二次利用が困難な方法による提供が行われることが一般的である。学習済みモデルの提供方法については、判読や二次利用が困難な方法で行うかどうかを十分に検討した上で定めることが重要である。

## c 権利帰属·利用条件

学習済みモデルに関する知的財産権の帰属および利用条件は、ベンダとユーザの間の交渉上の主要な課題である。

学習済みモデルに関する知的財産権の帰属は、学習済みパラメータと推論プログラムから構成される学習済みモデルのどの部分にいかなる知的財産権が成立するかについて明確なルールがまだ存在しないこととも関連し、学習用データセットまたはその基礎となる生データを提供した当事者と、学習用プログラムを作成して実行し、学習済みモデルを生成した当事者とが異なる場合に、特に問題となりやすい。

この場合には、後記⑤および⑥に記載の内容を十分に検討した上で利用条件等を定めることが重要である 48。

### d 再利用モデルの取扱い

前記第 2-4-(1)-④のとおり、開発された学習済みモデルを再利用し、これとは異なる学習済みパラメータ等を有する学習済みモデルである再利用モデルを生成することが理論上は可能である。再利用前の学習済みモデルと再利用モデルとの法的な意味での同一性は必ずしも明らかではない。そのため、ユーザまたはベンダが他方当事者による学習済みモデルの利用の目的や範囲を制限したい場合、その再利用モデルの生成の諾否および内容についても契約上明確に定めておくべきである。

もっとも、学習済みモデルの再利用に制限が定められた場合であ

\_\_\_

<sup>\*\*</sup> 特に、実務上は、学習済みモデル(学習済みパラメータ)の利用を禁止されている当事者が追加学習や蒸留を行い新たな学習済みパラメータを生成することの適否が問題となることが少なくない。前記のとおり、学習済みパラメータは、著作権の対象となり難いと思われるものの、仮に著作権の対象となる場合であっても、新たな学習行為が介在している以上、再利用モデルや蒸留モデルの学習済みパラメータは、元の学習済みモデルの学習済みパラメータに依拠して生成されたとはいえず、やはり、著作権侵害が成立しない場合が多いであろう。加えて、学習済みモデル(学習済みパラメータ)の利用を禁止するのみでは、これを用いた追加学習や蒸留による学習済みパラメータの生成や利用が直ちに禁止されることにもならない。そのため、再利用モデルや蒸留モデルの生成や利用を制限したい場合には、その旨を契約書に明記することが重要となる。

っても、コンピュータの中でのソフトウェアの動作を外部から把握することは難しく、これに対する違反を特定することは必ずしも容易ではない。また、仮に特定することができたとしても、学習済みモデルの再利用があったことを立証することにも困難が伴うであろう。そのため、紛争予防の観点からは、当事者間の利害が対立する可能性が高い一定の取引の時期や範囲に制限を設ける等、取引の態様に一定の制限を設けることを検討すべき場合があろう。

### ⑤ 学習済みパラメータ

学習済みパラメータとは、学習用データセットを学習用プログラムに対する入力として用いることで、一定の目的のために機械的に調整されたパラメータをいう。これは数値等のデータによって表現されるものであるが、その配列自体は人間が「思想又は感情を創作的にしたもの」(著作権法2条1項1号)であるとは言い難いこと等から、一般に、著作権法上の保護が及ぶ著作物に該当する可能性は低いように思われる。

そのため、生成した学習済みパラメータに現実にアクセスすることができるベンダには、これを自由に利用し、管理することができる地位が原則 <sup>49</sup>としてあることを前提として、ベンダとユーザの間で学習済みパラメータの利用条件を交渉し、契約に定める必要がある。

他方、ベンダからの学習済みモデルの提供を内容とする契約がその利用方法について何らの留保なく既に締結され、かつ学習済みパラメータが識読性がある形でベンダからユーザに提供されている場合には、ユーザによる学習済みパラメータの利用をベンダが認めていると解される可能性がある。たとえば、PoC 段階における成果として学習済みモデルが性能評価目的で提供される場合等、その利用の目的や範囲に一定の制限を設けることをベンダが希望するのであれば、そのことを契約上に明示すべきである。

### ⑥ 推論プログラム

推論プログラムとは、学習済みパラメータがこれに組み込まれ、入力に対して一定の結果を出力することを可能にするプログラムをいい、一定の要件を充たす限り著作権法または特許法上の保護が及ぶ。また、これには前記第 3-3-(1)-②のプログラムに関する一般論が当てはまる。推論プログラムは、開発対象とされる学習済みモデルから出力の結果を取得するために必要なプログラムである。そのため、ベンダによる学習済みモデルの提供が契約上に定められている場合には、ユーザによる推論プログラムの利用の可能性が契約上で明示的に排除されていない限り、ユーザによる推論プログラムの利用が可能であることが当然の前提とされた合意があるものと理解されることが多いであろう。

特に注意すべきなのは、ベンダとユーザの双方に「学習済みモデル」 に関する権利を帰属させることを契約に定める場合である。学習済み モデルを構成する要素のうち推論プログラム部分には、著作権法や特

<sup>&</sup>lt;sup>49</sup> 学習済みパラメータが著作物に該当する場合にはその権利者が利用条件の設定権限を一次的には有することになる。

許法による保護が及ぶ可能性があり、自らの利用、第三者への利用許諾や譲渡の可否等について、これらの法律の規定を意識した交渉を行い、契約上に定める必要がある。

## ⑦ ノウハウ

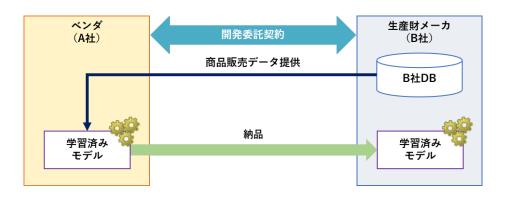
契約の実務においては、ノウハウ、特に学習用データセットや学習済みモデルの生成ノウハウの取扱いが交渉の対象となることがある。しかし、特にベンダは、蓄積されたそのノウハウがベンダの実質的な競争力の源泉であることも多く、競争力を毀損するおそれがあるノウハウの開示には慎重になることが合理的である。そのようなノウハウをベンダが開示することを契約に定めるにあたっては、当事者間の利益のバランスが図られているかを十分に検討することが重要である。

一方、ユーザが収集・蓄積した生データを用いてベンダが学習用データセットを生成し、さらに学習済みモデルを生成する場合に、そのような生データにはユーザのノウハウと評価されるべき情報が含まれており、あるいは開発の目的に適した処理にはそのような情報が必要である場合もある。そのため、学習済みモデルの生成にユーザも一定の貢献があったという主張がユーザからなされることがある。このような場合、ベンダによる学習済みモデルの(再)利用の可否が問題となりがちであるが、状況に応じて利用条件を適切に調整するという選択も視野に入れるべきであろう。

## (3) 具体例による解説

### <事例1 生データの継続利用>

例:ベンダA社は、生産財メーカB社から商品の販売データ(生データ)の開示を受け、これを基礎として生成した学習用データセットを用いて、B社の顧客の購買行動を推定する学習済みモデルを生成し、これをB社に提供することに合意した。A社は今後、B社の競合事業者C社、D社からも商品の販売データの開示を受けて、より精度の高い学習済みモデルを生成したい。

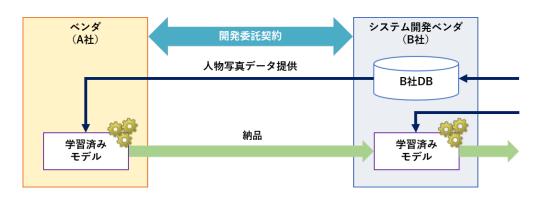


ベンダ A 社は、秘密保持契約等の下でメーカ B 社のデータの開示を受け、これを第三者に開示しない義務や、メーカ B 社のために学習済みモデルを生成する以外の目的のために利用してはならない義務を負担していることが一般的である。

もし、A 社が、B 社への学習済みモデルの提供後に、B 社から開示を受けたデータの利用を続け、メーカ C 社、D 社から開示を受けたデータと合わせてより精度の高い学習済みモデルを生成することを希望する場合には、たとえば特定の目的を持った学習済みモデルの品質・性能の向上のためにのみそのデータの利用することの許諾を B 社、C 社、D 社から受け、これと併せて更新された学習済みモデルの継続提供を約束するという利用条件が考えられるであろう。

## <事例2 提供された学習用プログラムを利用した追加学習>

例:ベンダ A 社は、システム開発ベンダ B 社がその顧客 C 社から提供された人物写真データ(生データ)の開示を受け、これを基礎として生成した学習用データセットを A 社開発の学習用プロブラムに読み込ませて、C 社のサービスの消費者とそのデータベース上の人物との同一性を推定する学習済みモデルを生成し、これを B 社に提供することに合意した。B 社は、学習済みモデルだけではなく、A 社の学習用プログラムの提供を受けてこれを利用し、新たに C 社から開示されるデータを用いて追加学習を行うサービスを C 社に提供したい。



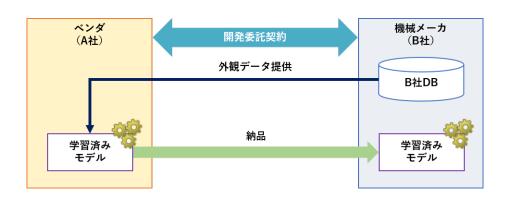
ベンダ A 社が作成した学習用プログラムを B 社に提供した場合、当該学習用プログラムから、より高い精度で人物認証を行うという目的に適合した学習済みモデルを生成するための A 社のノウハウのうち重要な一部を読み取ることができる可能性がある。

学習用プログラムの調整に A 社が相応の試行錯誤を重ね、または前記のノウハウに高い独創性があると A 社が信じる場合には、それに応じた十分な対価を得ることなく学習用プログラムの利用を B 社に許諾することは少ないであろう。他方、事後に B 社の顧客 C 社から開示されるデータを用いた追加学習のサービスこそが B 社の事業上の競争力を生むものであり、また A 社のノウハウは競合事業者との差別化が容易であるほど高度なものでないと B 社が信じる場合には、学習用プログラムの利用を頑なに許諾しようとしない A 社との契約を締結することは困難であろう。この場合は、少なくとも前記のサービスを可能にする限度で学習用プログラムの利用が許諾され、その対価の調整が可能な場合にのみ A 社と B 社との間で開発取引が行われることになるであろう。

## <事例3 段階別の学習済みモデルの提供>

例:ベンダA社は、機械メーカB社から製品の外観データ(生データ)の開示を受け、これを基礎として生成した学習用データセットを用いて、B社の製品上のキズの存在を推定する学習済みモデルを生成し、B社に提供することに合意した。

- ① A 社と B 社は、理想的な環境下で得たデータを用いて学習済みモデルを生成した後、実際の現場でこれを評価したい。
- ② B 社は、学習済みモデルには B 社の現場情報が反映されていることから、A 社による(再)利用を防ぎたい。



理想的な環境下で得られたデータを用いて生成された学習済みモデルについては、ノイズが少ないデータを用いて検証されたその精度を、様々なノイズが入力に混入し得る実際の現場環境下においてそのまま実現できるとは限らない。そのため、生成された学習済みモデルを実際に現場に投入するに際しては、事前の検証結果から期待される精度が現場環境下でも実現可能であるかをさらに検証すべく、現場への学習済みモデルの導入前に現場環境下での性能評価を行うことが必要となる。

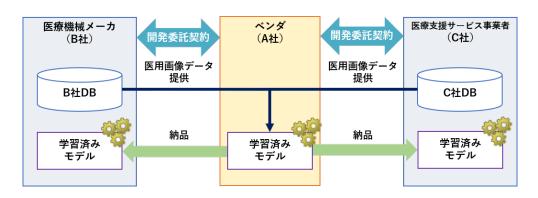
現場環境下での性能評価を行う一つの方法としては、機械メーカ B 社に秘密保持義務を負わせた上で (開発途上の) 学習済みモデルをベンダ A 社の秘密情報として B 社に開示し、一定の条件を満たす環境下での性能評価の目的に限定してその利用を許諾するというやり方がある。

この他に、PoC 段階のみをカバーする開発契約を締結するやり方もある。 この場合、ノイズの少ない環境下で得られたデータを用いて A 社が開発 した学習済みモデルをその成果とし、利用目的を限定した学習済みモデ ルの利用を B 社に許諾することになるであろう。

また、たとえば、秘匿したい現場情報が学習済みモデルに反映されており、競合事業者への漏えいのリスクが大きいとB社が懸念する場合には、A社による学習済みモデルの利用や再利用を防ぎたいという動機がB社に生まれることがある。この場合、①学習済みモデルに関する権利をB社のみに帰属させ、A社による利用を一切許諾しないという方法、②目的や範囲等を限定してA社に学習済みモデルの利用を許諾するという方法等があり得るが、A社との交渉が膠着状態に陥るのを避け、かつ、漏えいによるリスクを最小化するための方法として、③A社に、学習済みモデルの利用を一定の範囲で許諾しつつ、B社の特定の競合事業者との競業を一定期間制限するというやり方もあり得るであろう。

## <事例4 多数当事者による学習済みモデルの生成>

例:ベンダ A 社は、医療機器メーカ B 社と医療支援サービス事業者 C 社から、それぞれ医用画像データ(生データ)の開示を受け、これを基礎として生成した学習用データセットを用いて、特定の疾病の罹患可能性を推定する学習済みモデルを生成し、B 社と C 社に提供することに合意した。A 社、B 社、C 社は、それぞれ学習済みモデルを自由に利用したい。



ベンダ A 社が、単一の当事者からデータの開示を受けて学習済みモデルを生成する場合と、複数の当事者から開示を受けてこれを生成する場合とで、交渉において考慮すべき要素が本質的に異なってくるということはない。ただし、利害関係者の数が増えるほど契約上の利害の対立が生じやすくなり、一般に、二者間での調整に必要とされる以上に大きな交渉のコストが発生する。

たとえばこの事例では、医療機器メーカ B 社と医療支援サービス事業者 C 社にそれぞれ何らかの学習済みモデルの利用が認められるとして、①ベンダ A 社に学習済みモデルの利用を認めるか、② (A 社に学習済みモデルの利用を認めるとして) A 社、B 社、C 社のそれぞれにいかなる利用条件の下で学習済みモデルの利用を認めるかについて、三者間での合意を形成する必要がある。この場合、まずは各自が投下した費用や労力等を考慮して利益の調整を図るのが基本であろう。ただし、他の当事者の事業を阻害しない利用条件の設定が可能であれば、それを採用することで議論の膠着を避けることが全ての当事者にとって望ましい場合もあるであろう。

## 第5 AI 技術の利用契約

### 1 AI 技術の利用とは

第4では、学習済みモデルの生成に関する契約について論じてきたが、AI技術に関する事業モデルには、開発の他に(または開発に加えて)、ベンダが開発した学習済みモデル等のAI技術を提供し、ユーザがこれを利用する形態の事業モデル(以下「AI技術の利用サービス」という。)がある。

現状、AI 技術の利用サービスといわれるものには様々なものがあり、一概に類型化はできないが、たとえば、次のものがある。

- ① ベンダが学習済みモデルを提供し、ユーザがこれを利用するサービス(ユーザが自己のデータをベンダの学習済みモデルに入力して、出力結果である AI 生成物を利用するサービス)
- ② ベンダが学習用プログラムを提供し、ユーザがこれを利用するサービス(ユーザが自己の学習用データセットをベンダの学習用プログラムに読み込ませて、学習済みモデルを生成し、当該学習済みモデルとその出力結果である AI 生成物を利用するサービス)

なお、サービスによっては、次のようなケースもある。

- ベンダの有する AI 技術をユーザの個別の要望にあわせてカスタマイズした上で提供される場合
- 関連する他のサービス(たとえば、データ収集サービスや、データ処理サービス等)と組み合わせて提供される場合
- その他、AI 技術を用いてユーザのデータを分析した結果に基づきベンダがコンサルティングサービス等を提供する場合

以上のとおり、AI 技術の利用サービスには様々なものがあるが、本節では、上記①のサービス(学習済みモデルの利用サービス)について以下説明していく。

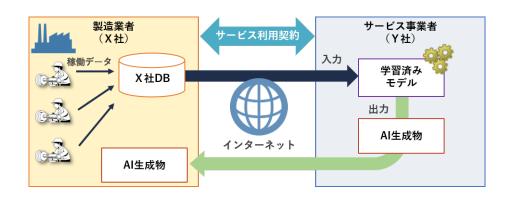
## 2 学習済みモデルの利用サービス

## (1) 概要

学習済みモデルの利用サービスについては、次の事例が考えられる。

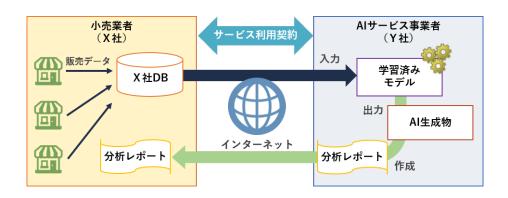
<事例1 ユーザが自己のデータを、インターネット経由でベンダのサーバにある学習済みモデルに入力し、AI 生成物(出力)を利用するサービス>

例:製造事業者である X 社 (ユーザ)が、自己の工場の機械に設置したセンサから得られる機器の稼動データを、インターネット経由で Y 社 (ベンダ)のサーバに送信し、当該稼動データを機械制御目的のために開発されたベンダの学習済みモデルに入力し、出力された AI 生成物を、インターネット経由でユーザが利用するサービス。



<事例 2 ユーザが自己のデータを、インターネット経由でベンダのサーバにある学習済みモデルに入力して、出力結果である AI 生成物に基づきベンダが作成したレポートを利用するサービス>

例:小売業者である X 社 (ユーザ) が、自社店舗で取得した販売データを、インターネット経由で Y 社 (ベンダ) のサーバに送信して、ベンダの有する購買行動分析目的で開発された学習済みモデルに入力し、出力された AI 生成物に基づき、ベンダが作成した分析レポートの提供を受けるサービス。



## (2) サービスの利用方式と提供形態

学習済みモデルの利用サービスの方式としては、上記事例のように、ユ ーザが、インターネットを通じてベンダの環境にある学習済みモデルに アクセスして、これを利用する場合(以下「クラウドサービス型」という。) が多いと思われるが、クラウドサービス型の他に学習済みモデルを、ユー ザの環境にインストールして利用する場合(以下「オンプレミス型」とい う。)もある。なお、オンプレミス型の場合も、提供される学習済みモデ ルは、バイナリ形式など再利用が困難な形態での提供が通常と思われる。 また、サービスの提供形態としては、上記事例1のように、ユーザが、 学習済みモデルに入力データを読み込ませて得た出力結果である AI 生成 物の提供を受ける場合の他に、上記事例2のように、ユーザがAI 生成物 そのものを得るのではなく、AI 生成物にベンダが別の技術を組み合わせ る等して作成されたものや、AI 生成物を元にベンダが作成したレポート 等の提供を受ける場合もある。このように、サービスの提供形態は様々で あるが、前記第 2-4-(1)-④のとおり、理論上、出力結果である AI 生成物 を用いることにより、学習済みモデルの再利用が可能であることから、無 許可での再利用を防ぐために、学習済みモデルの利用サービスにおいて は、AI 生成物がそのままの形で提供されるのではなく、それを加工して 得た結果や、他の技術と組み合わせて得た結果等が提供される場合も少 なくないと思われる。

### (3) 契約の形式

既存の学習済みモデルを利用するサービスの場合、当該学習済みモデルにかかる権利は、当該モデルを提供するベンダに帰属し、ユーザはベンダとの契約内容に従い一定の利用権を得るものである。上記のとおり、提供されるサービスの内容は様々であり、契約もサービス内容次第ではあるが、学習済みモデルの利用サービスのサービス利用契約は、基本的には、クラウドサービス型のサービスの場合は一般的なクラウドサービス契約と、オンプレミス型のサービスの場合は一般的なソフトウェアライセンス契約と同様であろう。

なお、継続的な利用を前提とした学習済みモデルの利用サービスも多く、このような場合、サービスの内容に、運用保守(場合によっては、学習済みモデルの精度向上のための更なる学習もサービス内容になり得るであろう。)にかかるサービスが含まれることもある。

ただし、個別のユーザの要請に基づき、ベンダがカスタマイズを行った 学習済みモデルが提供される場合、学習済みモデルの生成の場合と同様 の問題が生じ得る。よって、カスタマイズが行われる場合は、ユーザ・ベ ンダ間でのトラブルを避けるため、開発の場合と同様に、アセスメント段 階や、PoC 段階を設けるのが望ましいであろう。

#### 3 契約における考慮要素

以下では、学習済みモデルのサービス利用契約における、交渉ポイントや、 協議や検討が必要となる要素について検討する<sup>50</sup>。

<sup>50</sup> なお、学習済みモデルの利用サービスによっては、サービス利用約款が設けられている

## (1) 学習済みモデルのカスタマイズ

学習済みモデルのカスタマイズが伴う学習済みモデルの利用サービスの場合で、ユーザのデータを用いて学習済みモデルをカスタマイズする場合、開発の場合と同様、カスタマイズに用いられた生データ、学習用データセット、カスタマイズされた学習済みモデル(学習済みパラメータ、推論プログラム)、および関連するノウハウの権利帰属や利用条件が問題となり得る。そのため、このようなカスタマイズを伴うサービス利用契約においては、これらの権利帰属や利用条件について取り決める必要がある。取決めにあたっての、基本的な考え方や考慮要素は、前記第4の開発契約の場合と同様であり、カスタマイズの程度等、基本的には寄与度およびデータの性質を考慮した上で決定することになるであろう。

## (2) 入力データ

クラウドサービス型の学習済みモデルの利用サービスの場合、サービス利用に伴い、ユーザがベンダのサーバに送信した入力データについて、ベンダからのアクセスが可能となる。入力データには、ユーザの営業秘密やノウハウが含まれる場合もあるが、このような入力データの法律上の取扱いは必ずしも明確でないことから、入力データの取扱いや利用条件について、サービス利用契約で取り決めることが望ましい。

入力データの取扱いに関して、特に争点となり得るのは、ベンダが入力 データを、ユーザへのサービス提供以外の目的で利用することを望む場 合である。このような場合、主に入力データの収集・蓄積にかかるコスト の負担、入力データの機密性、別目的での利用範囲、サービス提供にかか るコストの負担、責任の分担等を考慮の上、ユーザ・ベンダ間で協議して 取り決めることになる。

なお、データの目的外利用については、基本的には、ユーザとベンダの利益のバランスによって最終的に決まるものである。そのため、入力データの機密性が高い場合やユーザが多大なコストをかけて収集したデータについては、目的外利用は認められにくいであろう 51。

もっとも、別目的で利用できる入力データを限定する(たとえば、ユーザが特定できない形に加工したデータに限る、特に機密性の高い一定のデータは対象から外す等)、別目的での利用範囲を限定する(たとえば、研究開発目的での利用に限定する、一定期間ユーザの特定の競合事業者へのサービスには利用しないとする等)といった条件を設けることにより、ユーザ側の懸念を一定程度解消できる場合もあり得る。また、両者の利害の調整のために、ベンダ側が、入力データの目的外利用を承諾したユーザについては、何らかのメリットを設ける(たとえば、割安な料金設定とする等)ことを検討してもよいだろう。ユーザおよびベンダは、上記の各事項を考慮した上で、入力データの利用条件について取り決めることが望ましい。

ことも多く、実態として契約条件について個別の交渉が難しい場合もある。その場合、本項に記載の各要素について利用約款においてどのように取り決められている確認の上、利用可否について検討されたい。

<sup>&</sup>lt;sup>51</sup> データに個人情報が含まれる場合の取扱いについては、本ガイドライン (データ編) 第 4 −2−(6) を参照。

## (3) 再利用モデル

学習済みモデルの利用サービスにおいては、当該モデルの精度を維持するため、または精度を高めるために、入力データを用いて追加学習を行うことも想定される(追加学習を行うか否かについては、前記(2)で述べた、入力データの利用条件や、サービス内容の取決めによる。)。追加学習により、再利用モデルが生成された場合、その取扱いが問題となり得るので、権利帰属や利用条件について、サービス利用契約において取り決めることが望ましい。

再利用モデルの取扱いを決めるにあたって特に争点になりやすいケースは、追加学習で生成された再利用モデルを、ベンダがユーザ以外の第三者へのサービスに利用する場合であろう。この場合も、基本的には、双方の寄与度や利益のバランスを基準として、第三者へのサービス提供の可否や条件を取り決めることになる。具体的には、新たに学習されたデータの提供主体、データの機微度や流出のリスク、追加学習にかかる労力やコストの負担、ノウハウの希少性、利用範囲、責任の分担等の各要素が考慮されることになるであろう。

再利用モデルの取扱いについては、上記の事項を考慮の上、ベンダとユーザ間で十分協議して取り決めることが望まれる。

### (4) AI 生成物

事例 1 のような学習済みモデルの利用サービスにおいて、ユーザは学習済みモデルを用いて出力された AI 生成物を得ることになるが、当該 AI 生成物の取扱いについても、サービス利用契約において取り決めることが望ましい。なお、サービスによっては、AI 生成物そのものをユーザが得るわけではないものもあることは前記のとおりであるが、いずれにしても、ユーザが学習済みモデルの利用サービスの利用の結果として得る成果について、サービス利用契約において、取扱いを決める必要があることは同様である。

前提として、AI 生成物は、生成の過程に人間の創作的寄与がない限り、現行の著作権法上は著作物と認められないと考えられている <sup>52</sup>。もっとも、当該 AI 生成物の生成過程に、人間の創作的寄与があったのか否かについて、当該 AI 生成物の外観から判断することは困難であるし、そもそも何を持って創作的寄与といえるかも現状明らかではないため、AI 生成物の帰属や利用条件については、契約において取り決めることが望ましい。

この場合も、当該 AI 生成物の性質、利用目的、データの提供主体、コストの負担、責任分担等の各要素を考慮の上、具体的な利用条件について取り決めることになるであろう。なお、AI 生成物の取扱いを決めるにあたり、特に考慮されるのは、AI 生成物の性質であろう。当該 AI 生成物が、

<sup>52</sup> 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 新たな情報財検討委員会、

<sup>「</sup>新たな情報財検討委員会報告書ーデータ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて一」http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho\_hyoka\_kikaku/2017/johozai/houkokusho.pdf、(平成 29 年 3 月) 36 頁

著作物と同様の外観を有する場合 53 (たとえば、音楽や絵画、小説等)、著作物の場合と同じく、それ自体に相当な市場価値が認められることもあり得るので、このような場合は、AI 生成物の帰属や利用条件について、当事者の寄与度やデータの性質を基準に、特に慎重な考慮が必要となるであろう。

-

<sup>&</sup>lt;sup>53</sup> なお、AI 生成物は、著作権法上の著作物だけでなく、特許法上の各種発明に該当する場合(たとえば、マテリアルズ・インフォマティクスにより発見された新物質は「物の発明」としての保護を受ける可能性がある。)や、意匠法上の意匠に該当する場合も想定される(たとえば、3D プリンタによる出力物が想定される。)。

# 第6 国際的取引の視点

前記第2から第5では、日本法が適用されるとの前提の下、学習済みモデルの生成およびAI技術を利用したサービスに関する契約について解説した。もっとも、学習済みモデルの生成等は必ずしも国内で完結するものではなく、外国企業との間で、契約を締結する場面も少なくない。このような国際契約を締結する場合であっても、前記第2から第5の解説の大部分は当てはまるものの、他方で、国際契約特有の考慮が必要な場合もある。

そこで、以下、国際契約を締結する際の、①一般的な留意事項を概説し、 また、②学習済みモデルの生成・利用で問題となり得る事項を、適宜必要に 応じて、米国、欧州および中国の関連法規制に触れた上で解説する。

# 1 一般的な留意事項

## (1) 基本的な視点

国際契約であっても、国内契約と同様に、まずは、当事者間の合意がない場合にいかなるルールが適用されるかを把握すること、すなわち適用法の確定および調査が必要である。

その上で、①取引の事情にそぐわないルールについては契約上変更を協議し、②契約による対応をしても残存するリスクについては、対価の調整等により、当事者間で分配を図ることになる。

もっとも、国際契約においては、言語や文化そして法体系が異なる当事者間において交渉をすることになるため、後々のトラブルを避けるため、 国内契約と比較して、より詳細に当事者間の権利義務の範囲を確定する 必要が生じることが多いことに留意が必要である。

### (2) 適用法の確定

### ① 準拠法の選択

外国企業との取引において日本法を準拠法とする合意をしておけば、 国内の専門家を介することにより、比較的容易に情報収集をすること ができ、紛争の結論の見通しがつきやすくなるというメリットがある ため、準拠法を日本法とする合意をしておくことが一般的には望まし い。

もっとも、準拠法を定めれば、紛争解決に適用されるルールの選択として十分になるわけではなく、選択する紛争解決手段次第では、当事者間の合意による準拠法の選択が無効とされたり、制限されたりすることがある。たとえば、裁判による紛争解決を選択するのであれば、その適用法は、原則として、裁判所の所在国の国際私法の定めに従って決定されるし、当事者による準拠法の選択を認めない国もある。このような場合には、希望する法の適用を受けるために、裁判外の手続(たとえば、国際商事仲裁や国際調停手続)等を選択することも検討に値する。

また、前記の留意点に加えて、仮に学習済みモデルを搭載した製品 (動産)を国外に向けて販売する場合等には、当事者間で合意した準拠 法に加えて、ウィーン国際売買条約(CISG<sup>54</sup>)の適用を受ける可能性が

<sup>&</sup>lt;sup>54</sup> 国際物品売買契約に関する国際連合条約、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty169\_5.html

あることも意識しておく必要がある。もしも、相手方当事者が適用を希望する準拠法よりも、自らに有利かつ、国際的なルールの適用を受けることができるのであれば 55、CISG の利用も検討に値する。他方で、CISG の適用排除を希望する場合には、契約書でその旨を明示することが必要である。

## ② 適用法の調査

多くの国においては、国際私法や仲裁法規の下で、契約自由の原則が認められているとは思われるものの、絶対的または相対的強行法規により、当事者が合意した内容の法的効力が結果として認められない場合もあるため、準拠法を含めた適用法のデフォルトルールを把握しておくことが必要である。

具体的な調査範囲としては、契約法はもちろんのこと、知的財産関連 法規、競争法規、輸出入規制関連法規、さらには、行政規制も確認をす ることが肝要であり、特に重要な事項については、現地専門家の見解を 取得することが望ましい。

国内契約で述べた事項に加えて、国際契約で一般的に検討が必要な 事項としては、次のものが考えられる。

- 当事者の義務水準 ("Best Efforts"、"Reasonable Care"等)
- 違約金条項の有効性および範囲
- 免責・責任制限の範囲
- 不可抗力・事情変更の範囲
- 保証の範囲(特に黙示の保証の範囲)
- 第三者による・第三者に対する権利侵害への補償の可否および 範囲
- 解除要件·効果
- 権利義務の譲渡の可否

### (3) 紛争解決手段の選択

紛争解決の実効性は、適用される実体法のみならず、手続にも大きく左右される。この点、日本の裁判所における裁判には、その手続の流れや負担についての見通しの立てやすさの点からメリットがある。また、日本の弁護士が代理をすることからコミュニケーションの負担も少ない。そのため、日本の裁判所を専属的合意管轄としておくことが一般的には望ましいと思われる。

しかし、外国企業に対して日本の裁判所で裁判を提起して判決を得て も、相互承認等の問題で判決を執行することが難しいことも多い。また、 相手方が日本における裁判に難色を示すことも少なくない。他方で、外国 の裁判手続はその利用に物理的、時間的あるいは費用的な困難が伴うこ とも考えられる。

<sup>55</sup> ただし、CISG は、売買契約の成立並びに売買契約から生ずる売主および買主の権利義務を規律するに留まり、契約の有効性や所有権の移転等はその対象範囲外である(CISG4条)。 したがって、これらの事項については、国際私法等の定めにより準拠法が決せられる。

このような場合には、紛争解決手段を裁判ではなく、第三国における国際商事仲裁にすることも考えられる。国際商事仲裁の場合は、多くの主要国は、ニューヨーク条約 56を批准しているため、外国判決と比較すれば、外国仲裁判断を容易に承認・執行することができるというメリットがある 57。また、裁判と異なり、手続の秘匿性(非公開性)58が一般的に認められていることや、手続の柔軟性がメリットとなる場合もあると思われる。他方、仲裁人への報酬や仲裁機関 59の管理費用が発生することは訴訟と比較したデメリットとなる場合もあるであろう 60。

国際商事仲裁を利用する場合には、あらかじめ、仲裁地の仲裁法規や利用する仲裁機関の仲裁規則を確認した上で仲裁合意を作成することが望ましく、一般的には、紛争の仲裁付託合意、仲裁機関、仲裁人の数、仲裁地および仲裁言語等を記載することが重要となる。多くの場合には、各仲裁機関のモデル条項を採用すれば足りると思われるものの、これら要素が明示されていないものもあるため注意が必要である。

#### 2 学習済みモデルの生成・利用で問題となり得る事項

#### (1) データ取得・生成

#### ① 検討の視点

海外において生データの取得や学習用データセットの生成等を行う場合、これらデータの取扱いに、日本と異なる規制が及ぶことがあるため留意が必要である。実務上は前記第 4-4-(2)-①のとおり、取扱いデータが、著作物や、個人情報を含む場合には、特に権利処理が問題となることが多いが、権利者等が外国に所在する場合には、その調査、ひいては権利処理が一層困難である。

そのため、いかなる場合に、これらデータを権利者等の同意なく利活用ができるかを確認し、かつ、これらの権利処理をいずれの当事者の負担で行うかを合意することがより一層必要になる。

<sup>56</sup> 外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards)、https://www.jcaa.or.jp/arbitration/newyork.html

58 守秘性 (confidentiality) が認められるか否かは、仲裁地の仲裁法規や仲裁機関の仲裁規則によるため留意が必要である。たとえば、近時東南アジアの紛争解決に用いられることが多い SIAC (シンガポール国際仲裁センター) の仲裁規則 (SIAC Rules 2016) Rule 39 には守秘義務が明示されている。守秘性が当然に認められない場合には仲裁合意に守秘義務を明記することが望ましい。

59 主要な仲裁機関としては、SIAC に加えて、JCAA (日本商事仲裁協会)、ICC (国際商業会議所)、LCIA (ロンドン国際仲裁裁判所)、AAA-ICDR (アメリカ仲裁協会-紛争解決国際センター)等がある。仲裁機関を用いないアドホック仲裁を選択する場合には、UNCITRAL 仲裁規則を用いることも考えられる。

60 ただし、敗北当事者による費用負担が認められる場合には、勝利当事者は費用の一部を 回収できることがある。また、国際商事仲裁の場合、上訴が認められないことが一般的であ るため (例外的に仲裁判断の取消しや執行拒絶があるものの)、三審制の裁判手続と比較し た場合、費用が高額になるとは限らない。

<sup>57</sup> 実際の執行に際しては、執行地の仲裁法規等の確認が必要となる。

### ② 著作物を含む場合

著作物については、ベルヌ条約 <sup>61</sup>5 条 2 項に基づき、保護国法主義をとることが一般的である。具体的にいずれの国の法が適用されるかは、裁判所等の判断によるものの、著作物の利用行為および著作権の侵害行為については、これら行為の行われた地の法により規律されることが少なくない。

学習済みモデルの生成やサービス利用においては、海外のサーバに生データ等を保存する場合や、海外でデータの加工を行う場合には、その過程で行われる複製や翻案等が、サーバ設置地や加工を行った地の著作権法に違反するおそれがあるため、留意が必要となる。この点、日本においては、機械学習に利用するための著作物の記録および翻案は、著作権法 47 条の 7<sup>62</sup>により許容されるとする見解が実務上有力であるもの、他の国において、必ずしも同様の例外が認められているわけではない。

たとえば、米国では、連邦著作権法上、批判やコメント、報道や教育、学問や調査目的の複製については、営利・非営利を問わず、著作権法違反を問われることがないとするフェアユース(fair use)の定めがある(米国著作権法 107条)。裁判例上は、変容的な利用(transformative use)については、著作物の表現そのものを利用しないことからフェアユースが認められる傾向にあり、たとえば、近時は米国 Google 社によるスニペット表示がフェアユースに該当すると判断した裁判例 <sup>63</sup>がある。もっとも、機械学習のための複製等がそもそもフェアユースに該当するか、また、その場合にはどのような要件の下許容されるかについては議論がある状況である。

また、欧州では、統一的な著作法はなく、各国の法制度に委ねられている。たとえば、英国著作権法には、著作物の複製を許容するフェアディーリング(fair dealing)規定があるものの、非営利目的のみを対象としている(英国著作権法 29 条、30 条および 32 条等)。

これに対して、中国では、中国著作権法 <sup>64</sup>には権利制限規定があるものの、フェアユースは導入されていない(中国著作権法 22 条)。

このように、海外においては、著作物の機械学習への利用が法律上必ずしも許容されていない場合があるため、いずれの当事者が権利処理をする必要があるか、契約により合意をしておくことが重要となる。

#### ③ 個人情報を含む場合

個人情報については、その処理や移転に関して各国の個人情報保護法による規制がかけられることが一般的である。特に、グループ会社間であっても、対象法域外にデータを移転する場合には、個人情報保護法制等による規制対象となるおそれがあるため、注意を要する <sup>65</sup>。

<sup>61</sup> 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約。

<sup>62</sup> 平成30年改正著作権法施行後は、著作権法30条の4の適用の問題となる。

<sup>63</sup> Authors Guild, Inc. v. Google, Inc., 804 F. 3d 202 (2d Cir. 2015)

<sup>&</sup>lt;sup>64</sup> 公益社団法人著作権情報センター、「中華人民共和国編」、http://www.cric.or.jp/db/world/china.html

<sup>65</sup> その詳細については、本ガイドライン(データ編)第 4-2-(5)を参照。

たとえば、米国では連邦政府レベルにおいて、個人情報一般について 統一的な保護は図られておらず、医療情報(HIPAA)等、特定分野の規 制がある他は、州法にその対応が委ねられている。

欧州では、2018 年 5 月 25 日に施行された EU 一般データ保護規制 (GDPR) において、「個人データ (Personal Data)」を EU 域内から第 三国等へ域外移転させる場合、①欧州委員会による十分性認定がなさ れている第三国等への移転であるか(GDPR45条)<sup>66</sup>、②欧州委員会によ る十分性認定がなされていない第三国等への移転の場合は、(1)適切な 保護措置(管轄監督当局の個別承認を必要としないもの)に基づく移転 であるか (GDPR46 条 1 項) 、(2)データ主体による明示的な同意等の例 外事由が認められなければならない(GDPR49条)。

中国では、インターネット安全法 67等により個人情報および重要デー タの国外移転について規制がされている(インターネット安全法37条)。 これらの法規制については、そもそも、想定している処理や移転が規 制の対象となるのかを確認することが重要である。その上で、匿名加工 あるいは非個人情報化することにより、対象となる規制の適用外とな る余地があるか等を検討し、必要な役割・リスク分担を契約で合意する ことが望ましい。

#### ④ 表明保証条項の活用

生データや学習用データセットの利活用への予期せぬ障害に関して、 リスクを分配するための契約上のメカニズムとしては、表明保証条項 (representations and warranties) の利用が考えられる。

学習済みモデルの生成やサービス利用に際しては、実務上、たとえば、 一方当事者が、他方当事者から、これらデータの提供を受ける場合、著 作権を含む他者の権利や利益を侵害していない等、その取得や利用に 問題がないことについて表明保証条項を設けることがある。また、デー タの正確性、完全性、有効性、有用性、安全性等についての表明保証が 問題となることも皆無ではない。

データの提供者であれば可能な限り、保証を避け、また、受領者であ れば、保証を希望することは当然であるが、いずれの立場に立つにせよ、 そのリスク分配については、後々のトラブルを避けるべく、契約上明記 することが望ましい。

また、表明保証条項は、元々は英米法に由来する概念であるが 68、適

<sup>66</sup> 現時点で日本は十分性認定を受けていない。しかし、2018年5月31日、個人情報保護委 員会熊澤委員と欧州委員会ヨウロバー委員が、日 EU 間の個人データ移転について会談を行 い、可能な限り早期に、個人情報保護法第 24 条に基づく個人情報保護委員会による EU の 指定及び GDPR 第 45 条に基づく欧州委員会による日本の十分性認定にかかる手続を完了さ せるための作業を加速することに合意している (https://www.ppc.go.jp/enforcement/coo peration/cooperation/300531/) 。

<sup>&</sup>lt;sup>67</sup> ジェトロ仮訳「インターネット安全法(日本語訳)」、 https://www.jetro.go.jp/ext\_im ages/world/asia/cn/law/pdf/others 005.pdf

<sup>&</sup>lt;sup>68</sup> 英米法では、伝統的には「表明(representation)」と「保証(warranty)」は別個独立 の概念とされており、前者の違反については、損害賠償に加えて、契約の解除(rescind) が可能であるのに対して、後者の違反については、損害賠償しか請求できないとされてきた。 もっとも、近時、米国においては、両者は必ずしも厳密に区別されない傾向があるともいわ

用法によって、その元々の意味合いとは、要件や効果が変容している可能性があるため、違反した場合には、解除や違約金を認めるのか等、当事者間でどのように契約上の処理をするかについて合意しておくことも重要である。

### (2) 学習済みモデルの生成

外国企業と学習済みモデルを含む AI 技術を利用したソフトウェアの開発契約を締結する場合の留意点としては、前記第3 および第4 の説明が概ね妥当する。

すなわち、まず、①開発の進め方そのものについて合意することが重要である。また、機械学習の過程で提供または生成される生データ、学習用データセット、学習用プログラム、学習済みモデル等、何を契約の対象とするかを明示した上で、②権利帰属および③利用条件を合意することが重要である。

#### ① 開発の進め方

前記第 4-3-(2)のとおり、本ガイドライン(AI 編)は、学習済みモデルの生成に「探索的段階型」の開発方式を採用することを提唱しており、このことは、契約相手方が外国企業である場合にも変わりはない。

なお、開発の各段階について、日本ではその法的性質を、請負/準委任の二分論で捉えた上で、契約のデザインを行うことが一般的である。 しかしながら、これらの分類は、あくまでも日本の民法の適用を前提と した類型論にすぎず、国外の適用法下で妥当する保証はない。そのため、 契約の類型論に捉われることなく、当事者間できめ細やかな協議を行 うことが重要である。その一例として次の事項が考えられる。

- 要求仕様
- 各種テストの内容・手順
- 検収・性能確認要件
- 納品後の保守・運用の要否
- 契約不適合の場合の対応(損害賠償、解除、減額請求、追完請求の可否)

#### ② 権利帰属

本ガイドライン (AI 編) 執筆時点において、米国、欧州および中国等において、学習済みモデルに関する権利の帰属関係や利用条件等を特別に規律する法律は見当たらない。そのため、外国企業との契約締結に際しては、適用法上の既存の法体系において、学習済みモデルが、どのような保護または規制を受けるかを調査および検討しておくことが重要である。実務上は、日本同様に、著作権法、特許権法、そして営業秘密法制が問題となることが多いところ、特に、学習済みモデルについてはプログラムの著作物または発明等としての保護が問題となること

れている。他方で、英国では両者を区別し、たとえば、「保証(warranty)」とのみ記載された場合には、「表明(representation)」がないとして、契約の解除を認めなかった裁判例(*Sycamore Bidco Ltd v. Breslin* [2012] EWHC (Ch) 3443)があり、英米法の国の中でも対応が異なる場合がある。

が多いと思われるため著作権法および特許法等について説明する。

#### a 著作権の取扱い

学習済みモデルの推論プログラムは、著作物として保護を受ける ことが多いと思われるところ <sup>69</sup>、特許権と異なり、著作権は、一般的 に、その発生に登録・登記を要しない。

もっとも、適用法によっては、権利行使に際しては登録・登記が必要となる場合もある。たとえば、米国では、著作権の登録は訴訟要件とされている(米国著作権法 411 条)。また、法定損害額の賠償は原則として登録後の損害についてのみ請求可能であるものの、権利発生から3か月以内であれば、登録までの期間に発生した損害についても法定損害額の賠償を受けることができる(米国著作権法 412 条)。

他方、欧州では各国の法制度によるものの <sup>70</sup>、一般的に登録・登記 が訴訟要件とはされていない。また、中国でも、訴訟要件とはされて いないものの、登録・登記をすることで、訴訟における著作者性の立 証の一応の証拠になる。

そのため、著作権についても、その帰属のみならず、登録・登記の 要否についても十分に意識して、契約上、協力義務を定める等の対応 をすることが望ましい場合があるといえる。

#### b 特許権等の取扱い

特許権等の、登録により効力が発生する権利については、仮に、契約上、一方の当事者に権利が帰属する旨を合意しても、実際に権利を取得できるかは、所管機関の判断による。特に、学習済みモデルは、コンピュータソフトウェア (CS) 関連発明として出願されることもあると思われるが、発明該当性または特許要件の充足が問題となることが少なくない <sup>71</sup>。

たとえば、米国では、連邦最高裁による Alice 事件判決 <sup>72</sup>以後、コンピュータソフトウェアについては発明該当性が認められるためのハードルが低くはない状況にある。また、欧州では、発明該当性が認められるためには、コンピュータソフトウェア関連発明が技術的性質を持つことで足りるものの、技術的性質に貢献しない非技術的要素は、進歩性判断において考慮されないと解されているため、出願内容によっては、特許要件の充足は必ずしも容易ではない場合がある。

そのため、時間と労力をかけて交渉をし、特許を受ける権利等を取得しても、権利化の保証がなく、十分な実益を欠く場合も考えられる。 これら権利を取得することが契約の目的に照らして本当に重要であ

<sup>&</sup>lt;sup>69</sup> 本ガイドライン (AI 編) は、日本著作権法を前提として、学習済みモデルを、学習済みパラメータを組み込んだ推論プログラムと定義しているものの、かかる定義が法的観点から妥当であるかは、適用法にも依存するため留意されたい。

<sup>&</sup>lt;sup>70</sup> 欧州および中国の状況について、河野登夫他「諸外国における著作権の登録制度」パテント Vol. 64. No. 12 (2011)

<sup>&</sup>lt;sup>71</sup> 各国の状況について、一般社団法人 日本国際知的財産保護協会「各国における近年の判例等を踏まえたコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状に関する調査研究報告書」(2017)

 $<sup>^{72}</sup>$  Alice Corp. Pty. Ltd. v. CLS Bank Int' 1, 573 U.S. (2014)

るのか、利用権(実施権)の設定を受けることで足りるか等、あらか じめ検討をしておくことが望ましい。

また、仮に、特許を受ける権利を日本企業に帰属させる場合には、 現地法制に基づく登録を独自に行うことが困難な場合もあるため、 相手方当事者の協力義務を定めることも有用である。

#### ③ 利用条件

学習済みモデルの利用条件についても、契約で合意がない状態でいかなる利用が可能であるかを、あらかじめ把握した上で、当事者間で協議することが望ましい。

具体的な利用方法は、学習済みモデルの技術内容に大きく依存するものの、たとえば、著作権または特許権の対象となるのであれば、適用法上認められた利用方法を前提として考慮し、当事者間で、追加で定めるべき事項があるかをさらに検討することになると思われる。他方、データ等の、原則として自由に利用可能な対象については、現実にアクセス可能な者を基点として、利用条件を設定することになるであろう。

実務上定められることが多い事項として、リバースエンジニアリングや、競業の禁止がある。また、学習済みモデルに関する知的財産権が共有される場合にも当事者の利用条件を整理する必要がある。

#### a リバースエンジニアリングの禁止

仮に、前記第 4-4-(2)-⑥のとおり、ベンダが、そこに含まれるノウハウやデータの秘匿化を意図して、バイナリファイルの形式を用いる等、判読や二次利用が困難な方法により学習済みモデルを提供した場合であっても、リバースエンジニアリング等による解析が可能であれば実効性に欠ける。そのため、実務対応としては、リバースエンジニアリングの禁止条項を設けることが考えられるが、その有効性については、各国で対応が分かれているため留意が必要である。

たとえば、米国では、リバースエンジニアリングを米国著作権法上のフェアユースとして許容した裁判例がある<sup>73</sup>。ただし、当事者間の契約でリバースエンジニアリングを制限することは有効とされている <sup>74</sup>。

また、欧州では、営業秘密の保護に関する EU 指令 (Directive (EU) 2016/943) において、適法に入手された製品のリバースエンジニアリングについて、当事者間の合意により禁止できることが明示されているものの、他方で、そのような合意を無効とする法律を各国が設けることも可能されている(前文 16 条)。そのため、欧州で事業を展開する上では、一部の国においては、学習済みモデル等のリバースエンジニアリングによる解析リスクが排除できない可能性があることを念頭に置く必要がある。

中国でも、リバースエンジニアリングは、原則として、営業秘密侵

Atari Games Corp. v. Nintendo of America Inc., 975 F.2d 832 (Fed. Cir. 1992), Sega Enterprises Ltd. v. Accolade, Inc., 977 F.2d 1510 (9th Cir. 1992)

<sup>&</sup>lt;sup>74</sup> Bowers v. Baystate Technologies (320 F. 3d 1317)

害に該当しないと考えられている<sup>75</sup>。もっとも、契約により、これを 制限することは可能であるため、必要であれば契約上明記すること が望ましい。

#### b 競業制限

ユーザが学習済みモデルを自らの事業に用いるためにベンダに開 発を委託する場合には、ユーザと競合する形でこれをベンダが使用 しないことを望むことは少なくないと思われる。

このような、競業制限については、業務終了後の秘密保持義務や、 競業禁止義務として契約上定められることは少なくない。もっとも、 これらの競業制限は、その具体的な内容によるものの、相手方当事者 に対する過度の制限にあたると裁判所等に判断される場合には、適 用法の競争法上の規制や公序 (public policy) に反するとして、無 効となるおそれがあることには留意しておく必要がある。

たとえば、米国ニューヨーク州では、競業避止条項(non-compete clause) の有効性は、正当な事業利益の保護の有無、地理的範囲およ び期間に関する合理性、契約当事者が被る困難の程度を考慮して判 断されているところ、近時、迷彩パターンのライセンス契約終了後に、 「類似(similar)」するパターン等を用いた製品の製造を期限の定 めなく禁止する条項を無効にした裁判例がある 76。

#### c 他の共有者との関係

学習済みモデルを、ベンダとユーザとの間の共有とする場合には、 各国の知的財産法制上、自らの使用や、他者へのライセンス、そして、 第三者への譲渡等に際して、他の共有者からの同意を要するかにつ いて、検討が必要である。もしも適用法上同意が不要である場合、予 期せぬ利用を防止するためには、当事者間で別途合意の上、制限をか けておく必要がある。

たとえば、プログラムの著作権を共有する場合、米国では、自己利 用の際、収益分配が求められているものので、他の共有者の同意は不 要である(米国著作権法 106条)。また、他者へのライセンスについ て、他の共有者の同意を得ることなく非独占的ライセンスを付与す ることが認められている 78。そのため、これらの態様による利用には 原則として同意が不要であるから、必要に応じて、あらかじめ契約で 制限することが重要となる場合もあると思われる。

#### (3)学習済みモデルの利用

AI 技術の利用、特に学習済みモデルを利用したサービスに関する契約 上の留意点については、前記第3および第5で説明したとおりである。 その上で、国際契約を締結する上での更なる考慮要素としては、①責任制

<sup>75</sup> ジェトロ東京本部知的財産課北京事務所知識産権部「中国における営業秘密管理」、htt ps://www.jetro.go.jp/ext\_images/jfile/report/07001298/management\_of\_trade\_secret.

<sup>&</sup>lt;sup>76</sup> Crye Precision LLC v. Duro Textiles, 689 Fed. Appx. 104 (2017)

<sup>&</sup>lt;sup>77</sup> Erickson v. Trinity Theatre, Inc. 13 F. 3d 1061 (7th Cir. 1994)

<sup>&</sup>lt;sup>78</sup> Sybersound Records, Inc. v. UAV Corp., 517 F.3d 1137 (9th Cir. 2008)

限規定や、②各種規制対応が考えられる。

#### 責任制限規定

学習済みモデルによる推論過程は必ずしも人間が直ちに理解するこ とはできず、そのため、当事者が意図していない挙動をした結果、第三 者に対して損害が生じる可能性がある。このような場合、学習済みモデ ルの利用者に、そもそも、債務不履行責任や瑕疵担保責任あるいは不法 行為責任(製造物責任を含む。)が発生するかは、適用法上問題になる ものの、学習済みモデルまたはこれを用いたサービスの提供者と利用 者との間の契約では、責任免除・制限条項 (limitation of liability) を用いる、あるいは、補償条項 (indemnification) を用いて当事者が とるべき対応を明示する等して、リスクの分配を協議しておくことが 重要となる。

もっとも、国によっては、たとえば、当事者間の責任免除・制限条項 の一部または全部が無効とされる場合がある。このような場合には、保 険の適用等を含め、リスクをいかにして軽減するかを検討することが 必要になる。

#### ② 各種規制への対応

学習済みモデルを海外で利用させる/利用する場合には、輸出規制 等、適用されうる行政規制等への対応を見据えて契約条項をデザイン しておくことも必要となる。

#### a 外為法·技術輸出入規制

学習済みモデルを国内で開発して、国外に提供する場合には、日本 において、外為法 79上の規制対応を行う必要があることに加えて、各 国の輸出入規制の適用を受ける可能性がある。

たとえば、日本企業が、中国企業に対して、学習済みモデルをライ センスする場合には、強行法規である技術輸出入管理条例が適用さ れる80。その結果、技術の譲受人である中国企業が、学習済みモデル を利用して他人の合法的利益を侵害した場合、技術の譲渡人である 日本企業が責任を負い(技術輸出入管理条例24条)、また、提供す る技術の完全性、有効性および契約目標達成可能性について、保証義 務を負うことになる(同 25 条)。このような場合には、中国子会社 や香港子会社があるのであれば、そこを介して取引を行う等の実務 対応が考えられるため、契約上、そのような対応を可能とする旨を明 記しておくこと等が必要となると思われる81。

また、逆に、海外で開発した学習済みモデルを海外から輸出し、国 内に輸入する場合にも、やはり各国の輸出入規制を確認する必要が

79 外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)。同法は機微な技術情報の管理を行 うものである。

<sup>80</sup> ジェトロ北京事務所知的財産権部、「中国技術輸出入管理条例に関する 技術供与者のリ スク低減のための 契約条項案と契約スキームの検討」、https://www.jetro.go.jp/ext\_im ages/world/asia/cn/ip/report/gikanjyorei.pdf、(2015年12月)

<sup>81</sup> 技術輸出入管理条例には、改良技術の取扱い等、その他の規制もあるため、事前確認が望 ましい。

ある。たとえば、米国では、技術やソフトウェアのソースコードの開示は輸出管理規制(Export Administration Regulations。略称「EAR」)の対象となり、届出や許可等が必要となる場合があるため留意が必要である。

#### b 個人情報保護法制

学習済みモデルを利用した個人向けサービスを提供する場合には、 生データ等の処理について前記したように、個人情報保護規制にも 留意する必要がある。

たとえば、欧州で事業を展開する場合、学習済みモデルを介在させた入力データ等の処理が GDPR に違反すると判断されるリスクもある。GDPR では、データ主体は、「同人に法的効果を生じさせるかまたは同様の重大な影響を及ぼす、プロファイリングを含む自動処理にのみ基づく決定の対象とならない権利」を有するところ (GDPR22条)、学習済みモデルの処理結果のみに依拠して、サービス利用者に関する決定を行う場合には、上記の効果または影響を及ぼす自動処理にのみ基づく決定を行っていると判断される可能性があるからである。そのため、もしも、欧州の現地企業と共同して学習済みモデルの利用サービスを提供する際には、あらかじめ、かかる規制を意識して、ビジネスモデルを構築した上で、契約を締結することが望ましいと考えられる。

### 第7 本モデル契約について

#### 1 位置づけ

本ガイドライン(AI編)においては、ここで述べた基本的な考えに基づいて作成した AI技術を利用したソフトウェア開発のモデル契約として、本モデル契約を提示している。本モデル契約は、ユーザがベンダに対して、学習済みモデル等の AI技術を利用したソフトウェアの開発を委託し、ベンダがユーザに当該ソフトウェアを成果物として提供する、または利用させる取引を対象としている。他方で、ベンダが開発した学習済みモデル等の AI技術を提供し、ユーザがこれを利用する形態の取引の契約(AI技術の利用サービス利用契約)については、サービス提供の形態が多様であることや、AI技術に関する条項についてはソフトウェア開発契約と基本的に同じであることからモデル契約を提示していない。

本モデル契約は、従来の実務との継続性の観点から、システム開発契約において広く参考にされているモデル契約2007の考え方を基本的に踏襲しつつ、AI技術を利用したソフトウェアの特性や想定する前提条件の違いを考慮して作成したものである。

契約は、契約当事者の合意によって成立するものであり、強行法規に抵触する場合等には無効となるという例外はあるが、基本的には、契約当事者が自由に定めることができるものである。本モデル契約は、AI 技術の特性を踏まえた AI 技術を利用したソフトウェア開発・利用契約の理解を促進するために、あくまで参考として提示するものであり、当事者が本モデル契約と異なる契約を締結することや、修正を加えることが自由であることはいうまでもない。

本モデル契約は、一定の前提を置き、当事者間が置かれている特定の状況を捨象した上で作成されているものであり、最大公約数的なものである。前提が異なれば契約の内容は異なることや、当事者の置かれた状況等を契約に反映する必要があることはご留意いただきたい。また、速いスピードで進む AI 技術の進展や実務に合わせるための修正が必要になることも想定される。本モデル契約は、AI 技術を利用したソフトウェアに関する規定が中心となっている。データの取扱いについて比較的詳細な規定を設けてはいるものの、もし、当事者が、AI 技術を利用したソフトウェア開発におけるデータの取扱いについてより詳細な取決めを希望するのであれば、本ガイドライン(データ編)の契約条項例を参照する等して、データの取扱いに関する契約を別途締結するか、データに関するより詳細な規定を本モデル契約に取り込むことも考えられるであろう。

#### 2 特徴

本ガイドライン(AI編)で述べた AI技術の特性を踏まえた本モデル契約の特徴は次のとおりである。

- ① 探索的段階型開発に沿った契約書(秘密保持契約書、導入検証契約書、 ソフトウェア開発契約書)を提示した。
- ② ユーザが提供するデータの保護と利活用を図るため、データの取扱いに関する規定を充実させた。
- ③ 成果物等の取扱いについて、利用条件をきめ細やかに設定すること でユーザとベンダの利益調整を図る枠組みを提示した。

④ ベンダは成果物の完成義務や性能の保証を行わない案を提示した。

#### 3 各モデル契約の前提や留意点

AI 技術を利用したソフトウェア開発のモデル契約としては、次の各契約を用意している。各モデル契約の前提や留意点等については、次のとおりである。

#### (1) アセスメント段階:秘密保持契約書

アセスメント段階において、秘密保持契約書を締結するケースを想定している。秘密保持契約書のモデル契約は、ユーザから限定的なサンプルデータを受領し、短期間でAI技術の導入可否について検証を行うことを前提としている。なお、検証結果を記載した簡易なレポートを提供することを想定している。

### (2) PoC 段階: 導入検証契約書

PoC 段階において、導入検証契約書を締結するケースを想定している。 PoC 段階において実施する内容は、本ガイドライン (AI 編) に記載のとおり、ケース・バイ・ケースである。導入検証契約書のモデル契約は以下を前提としている。

- 契約当事者: ユーザとベンダ (ユーザやベンダの技術レベルや企業 規模は問わない)
- 契約の法的性質:準委任型
- 時期: PoC の初期段階
- 業務内容:一定のサンプルデータを用いて学習済みモデルの生成や精度向上作業を行い開発の可否や妥当性の検証を行い、成果として検証結果をまとめたレポートを作成すること。

なお、たとえば、PoCの後期段階において、実データを用いて学習済みモデルのパイロットテストを含む検証を行い、成果として学習済みモデルが生成される場合には、開発段階に近いため、開発契約における規定(主に、権利帰属や利用条件について)と同様の規定を導入検証契約書に盛り込むことも考えられる。

#### (3) 開発段階:ソフトウェア開発契約書

開発段階において、ソフトウェア開発契約書を締結するケースを想定している。ソフトウェア開発契約書のモデル契約は以下を前提としている。

- 契約当事者: ユーザとベンダ (ユーザやベンダの技術レベルや企業 規模は問わない)
- 開発モデル: 非ウォーターフォールモデル
- 対象システム:機械学習を利用した特定機能を持つプログラムの 国発
- 契約の法的性質: 準委任型(成果完成型、履行割合型のいずれも含む)

- 時期:開発段階
- 業務内容: PoC 段階を経て開発可能性があると判断された学習済み モデルについて、ユーザが提供するデータを元にベンダが学習用 データセットを生成した上で学習済みモデルを生成し、ユーザに 当該学習済みモデルを提供すること。

本モデル契約は学習済みモデルのみの開発を行うケースを想定したシンプルな契約である。そのため基本契約と個別契約に分けていない。一定以上の規模を持つシステムの一部として学習済みモデルを生成する場合は、基本契約と個別契約に分けたり、システム開発契約を別契約として締結する等して、通常のシステム開発契約に必要な条項(モデル契約 2007、同 2008 参照)を適宜利用することが考えられる。

### (4) 追加学習段階

追加学習段階におけるモデル契約については、開発段階におけるソフトウェア開発契約書の利用条件の設定や、その際に生成された再利用モデルの権利関係・責任関係についての規定と同様の規定を設けることが考えられるが、その内容は、ソフトウェア開発契約書のモデル契約のうちの権利関係・責任関係の条項とほぼ同一内容となることが想定されるため、追加学習の段階については、モデル契約は作成していない。

### 4 アセスメント段階の秘密保持契約書(モデル契約書)

#### 【対象・前提】

- ・契約当事者: ユーザとベンダ (ユーザやベンダの技術レベルや企業規模は問わない)
- ・概要:本モデル契約は、AI 技術の開発や導入検証段階(PoC 段階)前の、アセスメント段階を想定した契約である。アセスメント段階を設けるか、またアセスメント段階における実施内容はケース・バイ・ケースであるが、本モデル契約は、ベンダが、ユーザから限定的なサンプルデータを受領し、短期間でAI 技術の導入可否について無償で検証を行う場合を前提としている。なお、検証結果を記載した、簡易なレポートを提供する場合を想定した内容としている。

### 秘密保持契約書

●●(以下「ユーザ」という。)と●●(以下「ベンダ」という。)は、●●の 実施可能性の検討(以下「本件検討」という。)に伴い、相互に開示する秘密情報の取扱いに関して、次のとおり契約を締結する。

### 第1条(秘密情報の定義)

- 1 本契約において秘密情報とは、本件検討に関して、相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、次のいずれかに該当する情報をいう。
  - ① 相手方が書面(電磁的方法を含む。以下同じ)により秘密である旨指定して開示した情報
  - ② 相手方が口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後●日 以内に書面により内容を特定した情報。なお、口頭により秘密である旨を 示した開示した日から●日が経過する日または相手方が秘密情報として 取り扱わない旨を書面で通知した日のいずれか早い日までは当該情報を 秘密情報として取り扱う。
  - ③ 本件検討の対象となる別紙記載のデータ(以下「対象データ」という。)
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外するものとする。
  - ① 開示者から開示された時点で既に公知となっていたもの
  - ② 開示者から開示された後で、受領者の帰責事由によらずに公知となったもの
  - ③ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示されたもの
  - ④ 開示者から開示された時点で、既に適法に保有していたもの
  - ⑤ 開示者から開示された情報を使用することなく独自に開発したもの

### 第2条(秘密保持義務)

- 1 受領者は、秘密情報を、秘密として保持し、開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示、提供または漏えいしてはならないものとする。
- 2 受領者は、秘密情報を、本件検討遂行の目的のために知る必要のある自己の役員および従業員に限り開示するものとする。
- 3 前 2 項の定めにかかわらず、ユーザによる事前の書面による承認を得た場合(ただし、ユーザは合理的理由なく、かかる承諾を拒否できないものとする。)、ベンダは、秘密情報を、本件検討遂行の目的のために必要な第三者(以下「委託先」という。)に対して開示することができるものとする。この場合、ベンダは、当該委託先に本契約の自己の義務と同等の義務を課すものとし、その秘密情報の管理について一切の責任を負うものとする。
- 4 前各項の定めにかかわらず、受領者は、秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、可能な限り事前に相手方に通知した上で、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。

#### 第3条(目的外使用等の禁止)

受領者は、秘密情報を本件検討遂行の目的以外の目的で使用、複製および改変してはならず、本件検討遂行の目的に合理的に必要となる範囲でのみ、使用、複製および改変できるものとする。

### 第4条(秘密情報の返却または消却)

- 1 受領者は、本契約が終了した場合または開示者から書面にて要求を受けた場合、開示者より開示および提供を受けた秘密情報を速やかに開示者に返却し、または自らの責任で消却するものとする(秘密情報の複製物および改変物も同様とする。)。なお、開示者は受領者に対し、当該消却について、証明する文書の提出を求めることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、ベンダの秘密情報に、本件検討の結果について 記載したベンダ作成の報告書(以下「報告書」という。)が含まれる場合、 ユーザは報告書を本契約の終了後も使用することができるものとする。た だし、ユーザは、自己の社内利用に必要な範囲に限り、報告書を使用、複製 および改変できるものとし、報告書を第三者に開示、提供または漏えいして はならないものとする。

#### <ポイント>

秘密情報の返却または消却について定めている。

#### <解説>

本条2項に関して、報告書を秘密情報として保護するには、1条1項に従い、 秘密である旨の指定をする必要がある点に注意されたい。

### 第5条(秘密情報の保証の限定)

開示者は、開示する秘密情報に関し、受領者に対して保証しないものとする。ただし、開示者は、秘密情報を受領者に開示する正当な権原を有することを受領者に対して保証する。

#### 第6条(知的財産権)

【A案】知的財産権の取扱いについて、協議により定めるとする場合

- 1 本契約に基づく秘密情報の開示によって、本契約で明示的に認めた内容 を除き、受領者は、開示者の秘密情報に関するいかなる権利についても、取 得し、また許諾を受けるものではない。
- 2 受領者は、開示者の秘密情報に基づき、新たに発明その他の知的財産(以下あわせて「発明等」という。)が生じた場合、速やかに開示者に通知し、 当該発明等にかかる特許権その他の知的財産権の取扱いについて両者協議 の上決定するものとする。

#### 【B案】知的財産権の取扱いについて、発明者主義とする場合

- 1 本契約に基づく秘密情報の開示によって、本契約で明示的に認めた内容 を除き、受領者は、開示者の秘密情報に関するいかなる権利についても、取 得し、また許諾を受けるものではない。
- 2 本件検討の過程で生じた発明その他の知的財産(以下あわせて「発明等」 という。)にかかる特許権その他の知的財産権(以下、特許権その他の知的 財産権を総称して「特許権等」という。)は、当該発明等を創出した者が属 する当事者に帰属するものとする。
- 3 ユーザおよびベンダが共同で行った発明等にかかる特許権等については、ユーザおよびベンダの共有(持分は貢献度に応じて定める。)とする。この場合、ユーザおよびベンダは、共有にかかる特許権等につき、それぞれ相手方の同意なしに、かつ、相手方に対する対価の支払いの義務を負うことなく、自ら実施または行使することができるものとする。
- 4 ユーザおよびベンダは、前項に基づき相手方と共有する特許権等について、必要となる職務発明の取得手続(職務発明規定の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続等)を履践するものとする。

### <ポイント>

本件検討の過程で特許権、著作権等の知的財産権が生じる場合の知的財産権 の取扱いについて定めている。

### <解説>

- 1 6条は、本件検討の過程で特許権、著作権等の知的財産権が生じる場合に備えて、2項以下では、知的財産権に関する取扱いについて定めている。なお、できるだけシンプルな規定とするため、知的財産権の詳細な定義は設けておらず、また、PoC 段階の導入検証契約書(モデル契約書)および開発段階のソフトウェア開発契約(モデル契約書)と異なり、著作権とその他の知的財産権とで規定を分けていない。
- 2 もっとも、本件検討は、簡易な検証を前提しているため、権利帰属が問題と

なるような知的財産が生じない場合も多いと想定される。また、アセスメント 段階に入る前の時点で、どのような知的財産が生じるかについて予測するこ とは極めて困難である。そのような状況においては、当事者間であらかじめ知 的財産権についての取り決めをするための交渉に時間を費やすよりも、知的 財産が生じた時点で当事者間で協議する方が合理的であることも多い。その ため、【A案】では、知的財産が生じた場合、当該知的財産にかかる知的財産 権の取扱いについては当事者間の協議によることとした。

- 3 一方、【B 案】では、知的財産権の取扱いについて発明者主義に従うものとし、共同発明等の場合は、貢献度に応じて共有としている。なお、著作権の共有の場合、原則として、共有者全員の合意がないと権利を行使(共有者の自己利用も含む。)することができないため(著作権法 65 条 2 項)、3 項で自己利用を可能とする旨規定している。第三者へ権利許諾については、特に規定していないので、法律上の原則どおり他の共有者の同意が必要となる(特許第73条 3 項、著作権法 65 条 2 項)。
- 4 本モデル契約では、本件検討の結果を記載した簡易なレポート・報告書をベンダが作成してユーザに提供することも想定しているが(4条2項)、当該レポートに著作物性が認められる場合、作成主体であるベンダに著作権が帰属することになる(著作権法15条1項)。当該レポートのユーザへの利用許諾や利用条件については、4条2項で定めている。

## 第7条(有効期間)

- 1 本契約は、●年●月●日から、●か月間効力を有するものとする。ただし、 第4条から第8条の規定は、当該期間の終了後も、有効に存続するものと する。
- 2 第 2 条および第 3 条の規定は、本契約の締結日より ●年間有効に存続するものとする。

### <u><ポ</u>イント>

・ 秘密保持期間について定めている。

### <解説<u>></u>

7条2項は、秘密保持期間について定めている。なお、対象データと、その他の秘密情報とで、秘密保持期間について異なる取扱いとすることも可能である。 その場合、2項の末尾に、次の文言を追記することが考えられる。

2 …ただし、対象データに適用される範囲においては、本契約の締結日より ●年間有効に存続するものとする。

#### 第8条(管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとする。

## 第9条(協議事項)

本契約の履行について疑義を生じた事項および本契約に定めのない事項については、当事者間で協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約線 各1通を係		、本書2通を作成し	、ユーザ、ベン	ンダ記名押印の上、
年月	日日			
ユーザ				
ベンダ				

## 【別紙】対象データの詳細

### 5 PoC 段階の導入検証契約書(モデル契約書)

#### 【対象・前提】

- ・契約当事者: ユーザとベンダ (ユーザやベンダの技術レベルや企業規模は問わない)
- 特徵: 準委任型
- ・概要:本モデル契約は AI 技術の開発前における導入検証段階 (PoC 段階) を想定した契約である。ガイドラインでも記載のとおり、PoC 段階において 実施する内容はケース・バイ・ケースである。本モデル契約は PoC の初期段 階を想定した、比較的シンプルな構成の契約である。PoC でも後期段階 (実 データを用いて学習済みモデルのパイロットテストを含む検証を行い、成 果として学習済みモデルが生成される場合等) においては、開発段階に近いため、開発段階におけるソフトウェア開発契約のモデル契約書案 (以下「開発モデル契約」という。) における規定 (主に、権利帰属や利用条件について) と同様の規定を PoC 段階の契約に盛り込むことが必要な場合もある。

#### 【本モデル契約が想定するケース】

一定のサンプルデータを用いて学習済みモデルの生成や精度向上作業を 行うと共に、開発の可否や妥当性の検証を行い、成果として検証結果をまと めたレポートを作成するというケースを想定している。

### 導入検証契約書

- ●●(以下「ユーザ」という。)と●●(以下「ベンダ」という。)は、[検証対象となるベンダのAI技術名]のユーザへの導入・適用に関する検証に関して、
- ●●●●年●●月●●日に、本契約を締結する。

#### 第1条(目的)

本契約は、●●のユーザへの導入・適用に関する検証の遂行における、ユーザとベンダの権利・義務関係を定めることを目的とする。

#### 第2条(定義)

- 1 本検証
  - ベンダの●●のユーザへの導入・適用に関する検証をいい、詳細は別紙に 定める。
- 2 対象データ 本検証の対象となる、別紙記載のデータをいう。
- 3 知的財産

発明、考案、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出される もの(発見または解明がされた自然の法則または現象であって、産業上の利 用可能性があるものを含む。)、および営業秘密その他の事業活動に有用な 技術上または営業上の情報をいう。

4 知的財産権 特許権、実用新案権、意匠権、著作権その他の知的財産に関して法令によ り定められた権利(特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利を含む。)をいう。

5 ベンダ提供物

ベンダがユーザに提供する旨、別紙に記載する報告書その他の資料をいう。

### <ポイント>

- 本モデル契約で使用する各用語の定義を定める条項である。
- 本検証の具体的な内容や対象データについては、別紙を用いて特定する。

### <解説>

- 1 「ベンダ提供物」は、本検証の成果物を意味し、具体的にはレポート等の資料を前提としている。仮に、パイロット版の「学習済みモデル」や「学習済みパラメータ」等を成果物とすることが想定される場合は、「ベンダ提供物」の定義に、これらを追記する必要がある。これらの定義については、開発モデル契約の定義を参照されたい。
- 2 本モデル契約においては「知的財産権」には、知的財産権により保護される ノウハウを除き、ノウハウに関する権利を含まないことを前提としているた め、知的財産基本法における「知的財産権」の定義を一部修正している。

#### 第3条(業務内容)

- 1 ユーザはベンダに対し、別紙に記載された本検証にかかる業務の提供を 依頼し、ベンダはこれを引き受ける。
- 2 別紙に本契約の条項と異なる定めがある場合は、当該別紙の定めが優先する。

### <u><ポ</u>イント>

・ 本検証においてベンダが実施する具体的な業務内容を定める。

#### <解説>

- 1 本モデル契約で想定している検証とは、一定のサンプルデータを用いた学習済みモデルの生成や精度向上作業を実施することによる開発可否や妥当性の検証であり、一定の成果物を完成させる(請負型)のではなく、検証のための業務の実施を目的としたもの(準委任)であることから、具体的な業務の内容を規定している。
- 2 本モデル契約は、シンプルな内容とするため、業務の詳細等については、別紙にて記載することを前提としている。また、PoC 段階における業務内容は様々であることに鑑み、別紙の内容や項目は、自由度の高いものとしている。そのため、本モデル契約の条項と別紙の定めに、齟齬がある場合は、別紙の定めが優先するとしている。

#### 第4条(委託料およびその支払時期・方法)

- 1 本検証の委託料は、別紙に定めるとおりとする。
- 2 ユーザはベンダに対し、別紙に定める委託料を、別紙で定めた時期および

方法により支払う。

#### <ポイント>

・ 本モデル契約における業務の対価としての委託料の金額、支払時期および支 払方法を定める条項である。

### <解説>

- 1 委託料については、固定金額とする他に、人月単位または工数単位に基づく 算定方法のみ規定し、毎月の委託料を算定する方法とすること等が考えられる。
- 2 委託料の支払方法としては、①一定の時期に一括して支払う方式、②着手時 および業務完了時等に分割して支払う方式、③一定の業務時間に達するごと に当該業務時間分の対価を支払う方式等様々な方式がある。
- 3 なお、ベンダが中小企業の場合には下請法が適用される場合があり、委託料の支払時期等に規制がある点に留意する必要がある(本ガイドライン(AI 編)第3-5-(3))。

### 第5条(検証期間)

本検証の期間(以下「検証期間」という。)は、別紙に定める期間とする。

#### <ポイント>

・ 本検証の期間を定める規定である。なお、AI 技術の導入可否が不明確な初期の PoC 段階では、長期に渡る検証を一つの契約で実施するのではなく、一定期間の検証を複数回行うことで、当事者間の紛争を予防できることもあることを考慮されたい(本ガイドライン(AI 編)第 4-3-(2)参照)。

#### 第6条(協力と各自の作業分担)

- 1 ユーザおよびベンダは、本検証遂行のため互いに協力しなければならない。
- 2 本検証に関するユーザおよびベンダの作業分担は、別紙に定めるとおり とし、ユーザおよびベンダは、自己の作業分担について責任を負うものとす る。

## <u><ポイント></u>

・ 本検証の遂行に際しての双方の協力義務と役割分担を定める条項である。

#### 第7条(ベンダの義務)

ベンダは、善良なる管理者の注意をもって本検証を遂行する義務を負う。ベンダは、本検証について完成義務を負うものではなく、本検証に基づく何らかの成果の達成や特定の結果等を保証するものではない。

## <u><ポイ</u>ント>

本検証を履行するに際してのベンダの法的義務および結果に対する非保証

を定めた条項である。

#### <解説>

本モデル契約の法的性質は準委任契約であることから、ベンダが善管注意義務を負うことを確認している。また、検証段階という性質に鑑み、ベンダが完成義務を負うものではないことも明確にしている。

### 第8条(責任者の選任および連絡協議会)

- 1 ユーザおよびベンダは、本検証を円滑に遂行するため、本契約締結後速やかに、本検証に関する責任者を選任し、それぞれ相手方に書面(電磁的方法を含む。以下同じ)で通知するものとする。また、責任者を変更した場合、速やかに相手方に書面で通知するものとする。
- 2 ユーザおよびベンダ間における本検証の遂行にかかる、要請、指示等の受理および相手方への依頼等は、責任者を通じて行うものとする。
- 3 責任者は、本検証の円滑な遂行のため、進捗状況の把握、問題点の協議および解決等必要事項を協議する連絡協議会を定期的に開催する。なお、開催頻度については、別紙に定めるとおりとするが、ユーザおよびベンダは、必要がある場合、理由を明らかにした上で、随時、連絡協議会の開催を相手方に求めることができるものとする。

#### <ポイント>

- ・ ユーザとベンダのやり取りをスムーズに行うために、双方の窓口となる責任 者を任命する。
- ・ 進捗状況の報告等を定期的に行う会議を開催し、課題等について情報の共有 を行う。必要に応じて、緊急の会議を開催することも可能である。

## <u><</u>解説>

- 1 本検証遂行の過程で、当初の想定と異なる事態が生じた場合等、何らかの問題が生じた場合には、適宜、連絡協議会でその旨について両者で協議を実施し、相互の認識を共有することがトラブル回避の観点から重要である。
- 2 連絡協議会の内容については、議事録を作成して、協議の内容を明確にして おくことが後の紛争予防の観点から重要である。
- 3 本検証の進捗により、当初の想定と大幅な変更が生じて、契約条件(検証期間や委託料、業務内容等)を変更する必要が生じた場合は、10条の変更協議の規定に従う。

#### 第9条(再委託)

- 1 ベンダは、ユーザが書面によって事前に承認した場合、本検証の一部を第 三者(以下「委託先」という。)に再委託することができるものとする。なお、ユーザが上記の承諾を拒否するには、合理的な理由を要するものとする。
- 2 前項の定めに従い委託先に本検証の遂行を委託する場合、ベンダは、本契約における自己の義務と同等の義務を、当該委託先に課すものとする。

3 ベンダは、委託先による業務の遂行について、ユーザに帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。ただし、ユーザの指定した委託先による業務の遂行については、ベンダに故意または重過失がある場合を除き、責任を負わない。

### <ポイント>

本検証の遂行に際しての再委託の可否および再委託が行われた場合のベンダの責任内容について定める条項である。

#### <解説>

- 1 再委託の可否については、再委託についてユーザの事前承諾を要するパターンと再委託先の選定について原則としてベンダの裁量により行えるパターンが考えられる。
- 2 AI 技術の導入検証においては、ベンダの技術力に着目して契約が締結されることや、対象データの取扱いについてユーザのコントロールを及ぼすという観点から、本モデル契約においてはユーザの同意を取得することとした。

### 第10条 (契約内容の変更)

- 1 本検証の進捗状況等に応じて、検証事項が想定外に拡大した等の事情により、検証期間、委託料等の契約条件の変更が必要となった場合、ユーザまたはベンダは、その旨を記載した書面をもって相手方に申し入れるものとする。当該申し出があった場合、ユーザおよびベンダは、速やかに契約条件の変更の要否について協議するものとする。
- 2 前項の協議に基づき、本契約の内容の一部変更をする場合、ユーザおよびベンダは、当該変更内容が記載された、変更契約を締結するものとする。

### <ポイント>

・ 契約の内容に変更が生じた場合における、契約変更の手続について定めた規 定である。

#### <解説>

本検証に関して大幅な変更が生じたこと等により、検証期間や委託料等の契約条件の変更が必要となった場合における手続について取り決めている。

#### 第11条(ベンダ提供物の提供および業務終了の確認)

- 1 ベンダは、別紙に記載する期限までに、ユーザにベンダ提供物を提供する。
- 2 ユーザは、ベンダ提供物を受領した日から●日(以下「確認期間」という。) 内に、ベンダ提供物の提供を受けたことを確認し、ベンダ所定の確認書に記 名押印または署名の上、ベンダに交付するものとする。
- 3 前項の定めに従い、ユーザがベンダに確認書を交付した時に、ユーザの確認が完了したものとする。ただし、確認期間内に、ユーザから書面で具体的な理由を明示して異議を述べないときは、確認書の交付がなくとも、当該期間の満了時に確認が完了したものとする。

#### <ポイント>

・ ベンダによるベンダ提供物の提供およびそれを受けてのユーザによる確認 方法を定めた規定である。

#### 【オプション条項:予約条項】

第●条(開発契約の締結に関する検討)

ユーザおよびベンダは、本検証の結果、ユーザへの●●の導入により相当程度の効果が見込める場合、当該技術の開発段階への移行および開発契約の締結に向けて、最大限努力するものとする。

### <ポイント>

・ 開発契約への移行についての努力義務についての規定である。

#### <解説>

PoC 段階は、開発契約移行のための実証段階という性質を有していることから、 PoC 段階での検証において開発段階に移行できる目途がつくような場合には、双 方が、開発契約に向けて努力する規定を設けることも考えられる。

### 第12条 (ユーザがベンダに提供するデータ・資料等)

- 1 ユーザは、ベンダに対し、別紙に記載する対象データを提供するものとする。
- 2 ユーザは、ベンダに対し、本検証に合理的に必要なものとしてベンダが要求し、ユーザが合意した資料、機器、設備等(以下「資料等」という。)の 提供、開示、貸与等(以下「提供等」という。)を行うものとする。
- 3 ユーザは、ベンダに対し、対象データおよび資料等(以下、総称して「ユーザ提供データ等」という。)をベンダに提供等することについて、正当な権限があることおよびかかる提供等が法令に違反するものではないことを保証する。
- 4 ユーザは、ユーザ提供データ等の正確性、完全性、有効性、有用性、安全性等について保証しない。ただし、本契約に別段の定めがある場合はその限りでない。
- 5 ユーザがベンダに対し提供等を行ったユーザ提供データ等の内容に誤り があった場合、またはかかる提供等を遅延した場合、これらの誤りまたは遅 延によって生じた本検証の遅延、ベンダ提供物の瑕疵(法律上の瑕疵を含 む。)等の結果について、ベンダは責任を負わない。
- 6 ベンダは、ユーザ提供データ等の正確性、完全性、有効性、有用性、安全性等について、確認、検証の義務その他の責任を負うものではない。

### <ポイント>

・ 本検証に際して、ユーザがベンダにデータおよび資料等を提供すること、および提供された対象データや資料等に起因する責任について取り決めた規定である。

## <u><解</u>説>

- 1 AI 技術の導入検証においては、通常、ユーザのデータを用いて検証を行うことになるので、ユーザからベンダにデータやその他必要な資料の提供が行われることが一般的である。そのため、1 項および 2 項でデータや資料の提供について定めている。必要となるデータや資料に変更や追加が生じた場合は、8 条の連絡協議会等において両者間で協議・合意の上、適宜追加等を行うことも可能である。なお、当該データ等の開示権限の有無・適法性については、開示する前提となるものであり、またユーザ自身が把握できることから、3 項においてユーザによるデータ等の表明保証を行うことにしている。
- 2 なお、1項において、ユーザがベンダに対して提供することを合意した対象 データについて、その量が不十分であったために、本検証の遅延やベンダ提供 物に瑕疵等が生じた場合には、合意した対象データが検証に必要な時期に提 出されていないことから、対象データの提供を遅延したものとして、5項が適 用されることとなる。他方、対象データ以外のデータの取扱いは、当事者の協 議に委ねられる。
- 3 2項については、ベンダがユーザに対して資料やデータの提示を請求できる ことを盛り込むことも考えられる。その場合の条項は、たとえば、「ベンダは、 ユーザに対し、ユーザが保有する本検証の遂行に必要な文書、図面、ソフトウェア、データその他の資料(記録された媒体の種類を問わず、電磁的記録を含む。)の開示または提供を請求することができる。」とすることが考えられる。

### 第13条(対象データの管理)

- 1 ベンダは、対象データを、善良な管理者の注意をもって管理、保管するものとし、ユーザの事前の書面による承諾を得ずに、第三者(本契約第9条に基づく委託先を除く。)に開示、提供または漏えいしてはならないものとする。
- 2 ベンダは、対象データについて、事前にユーザから書面による承諾を得ず に、本検証の遂行の目的以外の目的で使用、複製および改変してはならず、 本検証遂行の目的に合理的に必要となる範囲でのみ、使用、複製および改変 できるものとする。
- 3 ベンダは、対象データを、本検証の遂行のために知る必要のある自己の役員および従業員に限り開示するものとし、この場合、本条に基づきベンダが負担する義務と同等の義務を、開示を受けた当該役員および従業員に退職後も含め課すものとする。
- 4 ベンダは、対象データのうち、法令の定めに基づき開示すべき情報を、可能な限り事前にユーザに通知した上で、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。
- 5 本検証が完了し、もしくは本契約が終了した場合またはユーザの指示があった場合、ベンダは、ユーザの指示に従って、対象データ(複製物および改変物を含む。)が記録された媒体を破棄もしくはユーザに返還し、また、ベンダが管理する一切の電磁的記録媒体から削除するものとする。なお、ユーザはベンダに対し、対象データの破棄または削除について、証明する文書の提出を求めることができる。
- 6 ベンダは、本契約に別段の定めがある場合を除き、対象データの提供等により、ユーザの知的財産権を譲渡、移転、利用許諾するものでないことを確

認する。

7 本条の規定は、前項を除き、本契約が終了した日より ●年間有効に存続するものとする。

### <ポイント>

本検証のためにユーザからベンダに提供された対象データに関する扱いを 定める条項である。

### <解説>

- 1 本検証のためにユーザからベンダに提供された対象データについては、一般的な秘密情報とは異なる別途の考慮が必要となる場合が多いと考えられるため、一般的な秘密情報に関する規定(14条)と異なる規定を本条で設けている。たとえば、対象データについては、14条2項の例外規定を設けることが適切でない場合も多いと考えられる。
- 2 本条の対象は「ユーザ提供データ等」ではなく「対象データ」のみであり、 対象データに含まれない「資料等」(12条2項)については、秘密情報の取 扱いを定める14条での保護対象となる。
- 3 本モデル契約が想定する PoC 段階では、検証目的で一定のサンプルデータを受領する場合を前提としているため、開発モデル契約と異なりデータの目的外利用を認める規定例は設けていない。もっとも、データの本検証の遂行の目的以外での利用を否定するものではなく、必要あれば、別紙に定める等の方法により(開発モデル契約13条2項ただし書参照)、データの本検証の遂行の目的以外での利用を明確に規定することも考えられる
- 4 対象データが特に機密性の高いデータであり、より高度な管理を必要とする場合は、具体的な管理方法について両者間で合意した内容を別紙に追記し、 当該追記箇所を参照する、とする方法も考えられる。
- 5 本条は、存続条項があるため(23条)、本契約の終了後も効力を有する。 もっとも、7項の規定により、効力を有する期間は●年間となる。ただし、7 項に、「前項を除き」と規定されていることから、6項の規定については、原 則に戻り、期間の定めなく効力を有することになる。

#### 第14条(秘密情報の取扱い)

- 1 ユーザおよびベンダは、本検証遂行のため、相手方より提供を受けた技術 上または営業上その他業務上の情報(ただし、対象データを除く。)のうち、 次のいずれかに該当する情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保 持し、秘密情報の開示者の事前の書面による承諾を得ずに、第三者(本契約 第9条に基づく委託先を除く。) に開示、提供または漏えいしてはならな いものとする。
  - ① 開示者が書面により秘密である旨指定して開示した情報
  - ② 開示者が口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後●日 以内に書面により内容を特定した情報。なお、口頭により秘密である旨を 示した開示した日から●日が経過する日または開示者が秘密情報として 取り扱わない旨を書面で通知した日のいずれか早い日までは当該情報を 秘密情報として取り扱う。

#### [③ ベンダ提供物]

- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する情報については、秘密情報に該当しない。
  - ① 開示者から開示された時点で既に公知となっていたもの
  - ② 開示者から開示された後で、受領者の帰責事由によらずに公知となったもの
  - ③ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示されたもの
  - ④ 開示者から開示された時点で、既に適法に保有していたもの
  - ⑤ 開示者から開示された情報を使用することなく独自に開発したもの
- 3 秘密情報の取扱いについては、前条第2項から第6項の規定を準用する。 この場合、同条項中の「対象データ」は「秘密情報」と、「ベンダ」は「秘 密情報の受領者」と、「ユーザ」は「開示者」と読み替えるものとする。
- 4 本条の規定は、本契約が終了した日より ●年間有効に存続するものとする。

### <ポイント>

・ 相手から提供を受けた秘密情報の管理方法に関する条項である。

### <解説>

- 1 ユーザからベンダに提供された対象データの秘密保持等の管理については、 前条で規定しているため、1項において秘密情報の対象から除外している。
- 2 ベンダ提供物について、秘密情報とする場合には、1項①②の規定に従って 秘密指定することも考えられるが、端的に1項において明示的に秘密情報で あることを規定することも考えられる。
- 3 項において前条の対象データの取扱いの規定を準用している。もっとも、 存続期間については、対象データと秘密情報の存続期間が異なることを想定 して準用していないが、同一期間とする場合には準用することも可能である。

### 第15条(個人情報の取り扱い)

- 1 ユーザは、本検証遂行に際して、個人情報の保護に関する法律(本条において、以下「法」という。)に定める個人情報または匿名加工情報(以下、総称して「個人情報等」という。)を含んだデータをベンダに提供する場合には、事前にその旨を明示する。
- 2 本検証遂行に際してユーザが個人情報等を含んだデータをベンダに提供 する場合には、ユーザはベンダに対し、法に定められている手続を履践して いることを保証するものとする。
- 3 ベンダは、第 1 項に従って個人情報等が提供される場合には、法を遵守 し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。

## <u><</u>ポイント>

・ ユーザがベンダに提供する対象データに個人情報や匿名加工情報が含まれている場合に関する条項である。

### 第16条 (ベンダ提供物等の著作権)

- 1 ベンダ提供物および本検証遂行に伴い生じた知的財産に関する著作権 (著作権法 27 条および 28 条の権利を含む。)は、ユーザまたは第三者が従 前から保有しているものを除き、ベンダに帰属するものとする。
- 2 ベンダは、ユーザに対し、ユーザが本検証の結果について検討するために 必要な範囲に限って、ユーザ自身がベンダ提供物を使用、複製および改変す ることを許諾するものとする。ユーザは、かかる許諾範囲を超えてベンダ提 供物を利用しないものとし、またベンダ提供物を第三者に開示または提供 してはならないものとする。
- 3 ユーザによるベンダ提供物の使用、複製および改変、並びに当該複製等により作成された複製物等の使用は、ユーザの負担と責任により行われるものとする。ベンダはユーザに対して、本契約で別段の定めがある場合または自らの責に帰すべき事由がある場合を除いて、ユーザによるベンダ提供物の使用等によりユーザに生じた損害を賠償する責任を負わない。
- 4 ベンダは、ユーザに対し、本契約に従ったベンダ提供物の利用について、 著作者人格権を行使しないものとする。

### 【オプション条項:フィードバック規定】

5 本検証遂行の過程で、ユーザがベンダに対し、本検証に関して何らかの提案や助言を行った場合、ベンダはそれを無償で、ベンダの今後のサービスの改善のために利用することができるものとする。

## <u><</u>ポイント>

- ・ ベンダ提供物であるレポート等の著作権の取扱いおよび利用条件について 取り決めている。
- ・ オプション条項として、本検証の過程でユーザから得た、本検証に関する提案や助言(フィードバック)の利用について規定することも考えられる(5項)。

### <解説>

- 1 ベンダ提供物であるレポートや、その他本検証の過程で生じる知的財産権の取扱いについては、ユーザ、ベンダ間で争いが生じることがあるので、契約において規定しておくことが重要である。そこで、本モデル契約においては、16条で著作権について、17条で特許権等、著作権以外の知的財産権について、規定を設けている。
- 2 本モデル契約が想定する PoC 段階は、サンプルデータを用いた検証段階であり、成果物としてユーザに提供されるのは、検証結果について記載したレポート(内容は様々であるが、たとえば、検証時に用いた分析手法や、データ処理の手法、検証のために試作したモデルの精度等について記載されることが想定される。)を前提としている。そのため、知的財産権(主に著作権)の帰属が問題となり得る、多数のデータを用いた、相応の精度を期待できる学習済みモデルの生成や提供は想定していない。一方、検証段階において、ユーザとしては、レポートを利用できれば導入可否の検討を行う、という目的を達成できると考えられること、また、ユーザが、ベンダ提供物を用いて合理的な理由なくベンダを乗り換えることは抑制すべきと考えられることから、本モデル

契約においては、ベンダ提供物や本検証の過程で生じた知的財産の著作権について、作成主体であるベンダに帰属するものとした。もっとも、著作権の帰属について、たとえば、ユーザとベンダの共有とするなど、異なる定めとすることを否定する趣旨ではなく、その場合は、開発段階のソフトウェア開発契約のモデル契約(以下、「開発モデル契約」という。)の16条を参照されたい。

3 なお、PoC 段階がパイロットテストを行い、開発段階と同等のデータを用いて学習済みモデルを生成する内容である場合(実質的な開発初期段階)には、生成される学習済みモデルの権利帰属や利用条件について、取り決める必要性が高くなる。この場合の取決めについては、開発モデル契約の16条から18条を参照されたい。ただし、パイロットテスト段階においては、あくまで開発前段階であるという性質上、ユーザによる利用については一定範囲(たとえば検証目的での利用)に限られるのが通常であろう。

### 第17条 (特許権等)

【A案】共同発明等にかかる特許権等の権利帰属を協議の上定める場合

- 1 本検証遂行の過程で生じた発明その他の知的財産(以下あわせて「発明等」という。)にかかる特許権その他の知的財産権(ただし、著作権は除く。) (以下、特許権その他の知的財産権を総称して「特許権等」という。)は、 当該発明等を創出した者が属する当事者に帰属するものとする。
- 2 ユーザおよびベンダが共同で行った発明等にかかる特許権等の、権利帰属その他の取扱いについては、両者間で協議の上決定するものとする。
- 3 ユーザおよびベンダは、前項に基づき相手方と共有する特許権等について、必要となる職務発明の取得手続(職務発明規定の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続等)を履践するものとする。

#### 【B案】共同発明等にかかる特許権等の権利帰属を共有とする場合

- 1 本検証遂行の過程で生じた発明その他の知的財産(以下あわせて「発明等」という。)にかかる特許権その他の知的財産権(ただし、著作権は除く。) (以下、特許権その他の知的財産権を総称して「特許権等」という。)は、 当該発明等を創出した者が属する当事者に帰属するものとする。
- 2 ユーザおよびベンダが共同で行った発明等にかかる特許権等については、ユーザおよびベンダの共有(持分は貢献度に応じて定める。)とする。この場合、ユーザおよびベンダは、共有にかかる特許権等につき、それぞれ相手方の同意なしに、かつ、相手方に対する対価の支払いの義務を負うことなく、自ら実施することができるものとする。
- 3 ユーザおよびベンダは、前項に基づき相手方と共有する特許権等について、必要となる職務発明の取得手続(職務発明規定の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続等)を履践するものとする。

### <ポイント>

・ 本検証遂行の過程で生じた特許権等(著作権を除く知的財産権)の権利帰属 について、定める条項である。

## <u><</u>解説>

- 1 本検証遂行の過程で、仮に著作権以外の知的財産権の対象となるもの(たとえば、発明等)が生じた場合における、その特許権等の帰属について、発明者主義を採用した。また、共同発明等の場合は、2項において、【A案】では両者間で協議により定める規定と、【B案】では貢献度に応じて共有とする規定の2案を提示している。もっとも、特許権等の権利帰属について別の定めをすることを否定するものではない。
- 2 2項において【B案】を採用して特許権等を共有とする場合、第三者へ実施 許諾の条件は、事案によりケース・バイ・ケースと思われるので、自己実施の み対価の支払義務なく利用できるとした。第三者への実施許諾については、法 律上の原則どおり、他の共有者の同意が必要となる(特許法73条3項)。な お、第三者への実施許諾を対価の支払義務なく利用できる条項については、開 発モデル契約【C案】16条2項についての解説を参照。
- 3 なお、2条のコメントのとおり「知的財産権」の定義に、知的財産権により保護されるノウハウを除き、ノウハウに関する権利は含まないことを前提としている。ただし、営業秘密等のユーザのノウハウは、13条および14条に規定される「対象データ」または「秘密情報」としてベンダに提供されることが想定され、その場合には、本条でノウハウを対象としなくても、ベンダはこれらの情報(ユーザのノウハウ)について、13条および14条に基づき秘密保持義務等を負い、自由に利用できるものではない。
- 4 もっとも、本条項はあくまで一例であり、特許権等およびノウハウについて 詳細な利用条件を取り決めることを否定するものではない。ただし、その場合、 ①ノウハウには明確な定義がないため具体的な内容について取り決めること が必要となること、②技術力やコストの負担などの寄与度等、を考慮した上で 取り決めることが望ましい。また、利用条件の定めについては、開発モデル契 約の18条【A案】を参照されたい。

### 第18条 (知的財産権侵害の非保証)

ベンダはユーザに対して、ベンダ提供物の利用が第三者の知的財産権を侵害しない旨の保証を行わない。

# <u><ポイン</u>ト>

・ ベンダ提供物の利用について、第三者の知的財産権を侵害した場合の規定である。

#### <解説>

ベンダは、ベンダ提供物の利用に関して、第三者の知的財産権非侵害を保証しない、としている。これは、本モデル契約におけるベンダ提供物はレポートを想定しており、かつ用途は自己使用に限定され、業務利用は行わないことから、知的財産権非侵害保証によるユーザのメリットが小さいことを考慮したものである。ただし、その他の規定を否定する趣旨ではなく、開発モデル契約第21条【A案】と同様に知的財産権について非侵害を保証する規定とすることも考えられる。この点は、ベンダ提供物の内容や費用負担等を考慮の上取り決めることになるであろう。

### 第19条(損害賠償等)

- 1 ユーザおよびベンダは、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対し、損害賠償(ただし直接かつ現実に生じた通常の損害に限る。)を請求することができる。ただし、この請求は、業務の終了確認日から●か月間が経過した後は行うことができない。
- 2 ベンダがユーザに対して負担する損害賠償は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、知的財産権の侵害、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約の委託料を限度とする。
- 3 前項は、損害が損害賠償義務者の故意または重大な過失に基づくものである場合には適用しないものとする。

### <ポイント>

契約の履行に関して損害が生じた場合の賠償に関する条項である。

### <u><解</u>説>

- 1 本条は、本契約の履行に関しての損害賠償責任について規定する。損害賠償責任の範囲・金額・請求期間についてどのように定めるかについては、本検証の内容やコストの負担、委託料の額等を考慮してユーザ・ベンダの合意により決められるべきものであるが、本モデル契約では、モデル契約 2007 と同様の規定を設けた。
- 2 1項において、損害賠償責任は、相手方に故意・過失がある場合に負うものとし、賠償の範囲を、直接かつ現実に生じた通常の損害に限定している。
- 3 また、2項において、何を請求原因とするのかにかかわらず、損害の上限は 委託料を限度とすることを定めている。
- 4 ただし、故意・重過失の場合には、上限規定は適用されないものとしている (3項)。損害発生の原因が故意による場合には、判例では免責・責任制限に 関する条項は無効になるものと考えられており、故意に準ずる重過失の場合 にも同様に無効とするのが有力な考え方であることから、このような規定を 設けた。

#### 第20条 (権利義務の譲渡の禁止)

ユーザおよびベンダは、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本 契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部 もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはなら ない。

### 第21条(解除)

- 1 ユーザまたはベンダは、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。
  - ① 重大な過失または背信行為があった場合
  - ② 支払いの停止があった場合、または仮差押、差押、競売、破産手続開始、 民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合

- ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ④ 公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生し た場合
- 2 ユーザまたはベンダは、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当 期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、 本契約の全部または一部を解除することができる。
- 3 ユーザまたはベンダは、第 1 項各号のいずれかに該当する場合または前項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。

### 第22条(有効期間)

本契約は、本契約の締結日から第4条の委託料の支払いおよび第11条に定める確認が完了する日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする。

### 第23条(存続条項)

本契約第7条(ベンダの義務)、第12条(ユーザがベンダに提供するデータ・資料等)第3項から第6項、第13条(対象データの管理)から第19条(損害賠償等)、本条および第24条(管轄裁判所)は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

### 第24条(管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、●地方裁判所を第一審の専属的合 意管轄裁判所として処理するものとする。

#### 第25条(協議)

本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、信義誠実の 原則に従いユーザおよびベンダが協議し、円満な解決を図る努力をするもの とする。 本契約締結の証として、本書2通を作成し、ユーザ、ベンダ記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

ユーザ

ベンタ

1 本検証の目的

### 【別紙】

- 2 対象データの詳細(データ提供者、データの概要、データの項目、量、提供形式等)
- 3 作業体制
- 4 作業内容および役割分担
- 5 連絡協議会の開催予定頻度、場所
- 6 検証期間
- 7 委託料およびその支払方法
- 8 ベンダ提供物の内容および提供期限

### 6 開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)

#### 【対象・前提】

- ・契約当事者: ユーザとベンダ (ユーザやベンダの技術レベルや企業規模は問わない)
- 開発手法:非ウォーターフォールモデル
- ・開発対象:機械学習を利用した特定機能を持つプログラム(学習済みモデル)
- ・特徴: 準委任型 (成果完成型、履行割合型いずれの類型も含む 82)
- ・概要:本モデル契約は学習済みモデルのみの生成を行うケースを想定した、 必要最低限の条項で構成されたシンプルな契約である。そのため基本契約 と個別契約に分けていない。一定以上の規模を持つシステムの一部として 学習済みモデルを生成する場合は、基本契約と個別契約に分けたり、システム開発契約を別に締結する等して、通常のシステム開発契約に必要な条項 (モデル契約 2007、同 2008 参照)を適宜付加して利用されたい。

### 【本モデル契約が想定するケース】

PoC 段階を経て生成可能性があると判断された学習済みモデルの生成を行うケースである。具体的には、ユーザが提供するデータを元にベンダが学習用データセットを生成した上で学習済みモデルを生成するというケースを想定している。

#### ソフトウェア開発契約書

●● (以下「ユーザ」という。) と●● (以下「ベンダ」という。) は、コンピュータソフトウェアの開発に関して、●●●●年●●月●●日に、本契約を締結する。

#### 第1条(目的)

本契約は、別紙「業務内容の詳細」記載の「開発対象」とされているコンピュータソフトウェアの開発(以下「本開発」という。)のための、ユーザとベンダの権利・義務関係を定めることを目的とする。

#### 第2条(定義)

1 データ

電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の方法で作成される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。

- 2 本データ
  - 別紙「業務内容の詳細」の「本データの明細」に記載のデータをいう。
- 3 学習用データセット 本データを本開発のために整形または加工したデータをいう。
- 4 学習用プログラム

<sup>82</sup> PoC 段階を経ていることから、成果完成型を採用することに合理性が認められる場合が多いと思われるものの、履行割合型の採用を排するものではない。

学習用データセットを利用して、学習済みモデルを生成するためのプログラムをいう。

5 学習済みモデル

特定の機能を実現するために学習済みパラメータを組み込んだプログラムをいう。

- 6 本学習済みモデル 本開発の対象となる学習済みモデルをいう。
- 7 再利用モデル 本学習済みモデルを利用して生成された新たな学習済みモデルをいう。
- 8 学習済みパラメータ 学習用プログラムに学習用データセットを入力した結果生成されたパラ メータ(係数)をいう。
- 9 知的財産

発明、考案、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出される もの(発見または解明がされた自然の法則または現象であって、産業上の利 用可能性があるものを含む。)および営業秘密その他の事業活動に有用な技 術上または営業上の情報をいう。

10 知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、著作権その他の知的財産に関して法令により定められた権利(特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利を含む。)をいう。

11 本件成果物

別紙「業務内容の詳細」の「ベンダがユーザの委託に基づき開発支援を行う成果物の明細」に記載された成果物をいう。

#### <ポイント>

・ 各用語の定義を定める条項である。

#### <解説>

- 1 本モデル契約 3 条以下の各条項は上記定義を前提としているため、本モデル契約の利用に際して定義規定を変更したり、各条項を変更する場合には相互の整合性が保たれるように留意されたい。
- 2 上記定義規定では学習済みモデルを「特定の機能を実現するために学習済みパラメータを組み込んだプログラム」と定義しているが、「学習済みモデル」という言葉は本ガイドライン (AI 編) でも記載しているように、実務上、利用する者によって、「学習用データセット」「学習用プログラム」「推論プログラム」「学習済みパラメータ」「その他派生的な成果物」を含んだ概念として多義的に用いられる場合がある。
- 3 そこで、「学習済みモデル」が具体的にどのような意味で使用されているのか、具体的にどこまでの範囲(成果物)が学習済みモデルを意味するのかについては、後述する各種論点(権利の帰属や責任の分配等)を論じる上でも、非常に重要であるため、契約の当事者間において、十分に議論を行い、明確に定めておくことが望ましい。
- 4 なお、「再利用モデル」についての本モデル契約の定義は、本ガイドライン (AI 編)の解説の定義(第2-4-(1)-④)よりも広い内容となっている。

5 また、本モデル契約においては「知的財産権」には、知的財産権により保護されるノウハウを除き、ノウハウに関する権利を含まないことを前提としているため、知的財産基本法における「知的財産権」の定義を一部修正している。

### 第3条(業務内容)

ユーザはベンダに対し、別紙「業務内容の詳細」の「具体的作業内容」に記載された業務(ただし、ユーザの担当業務を除く。以下「本件業務」という。)の提供を依頼し、ベンダはこれを引き受ける。

#### <ポイント>

本モデル契約における業務内容を定める条項である。

#### <解説>

- 1 本件業務は本開発のために必要な業務のうちベンダが提供する業務のこと を指す。
- 2 本モデル契約の業務内容としては一定の成果物を完成させる(請負型)のではなく、特定の学習済みモデルの生成業務を行う(準委任型)というものである。準委任型契約においては具体的な業務内容を明確にする必要があるため、別紙にて本件業務の具体的な業務内容を明示している。

### 第4条(委託料およびその支払時期・方法)

- 1 本件業務の対価は別紙「業務内容の詳細」の「委託料」で定めた金額とする。
- 2 ユーザはベンダに対し、本件業務の対価を、別紙「業務内容の詳細」の「委託料の支払時期・方法」で定めた時期および方法により支払う。

## <ポイント>

・ 本件業務の対価としての委託料の金額、支払時期および支払方法を定める条項である。

#### <解説>

1 準委任型の契約類型における委託料の支払条件については、様々なパターンが想定されるが、大きく分けると、一定の成果に対して報酬を支払う成果完成型と場合と、ベンダが提供した役務に応じて報酬を支払う履行割合型とする場合の2つの類型が考えられる。

成果完成型の場合には、たとえば、一定の成果に対して、固定金額を支払うアレンジをすることが考えられる。他方、履行割合型の場合には、人月単位または工数単位に基づく算定方法のみ規定し、毎月の委託料を算定する方法とすること等が考えられる。

2 委託料の支払方法としては、成果完成型については、①一定の時期に一括して支払う方式、②着手時および業務完了時等に分割して支払う方式が考えられる。履行割合型では、上記①と②に加えて、③一定の業務時間に達するごとに当該業務時間分の対価を支払う方式も考えられる。なお、これらはあくまでも、一例にすぎず、ユーザおよびベンダが置かれた状況に照らして様々な方式

があり得る。

- 3 また、ユーザが、ベンダが開発前から保有していたり、開発後にベンダに知 的財産権が帰属する学習済みモデル等を利用する場合には、委託料とは別途 に、その利用についてのライセンス料の支払いを定めることも考えられる。
- 4 なお、ベンダが中小企業の場合には下請法が適用される場合があり、委託料の支払時期等に規制がある点に留意する必要がある(本ガイドライン(AI 編)第 3-5-(3))。

### 第5条(作業期間)

本開発の作業期間は、別紙「業務内容の詳細」の「作業期間」に定めたとおりとする。

### 第6条(協力と各自の作業分担)

- 1 ユーザおよびベンダは、本契約の履行においてはお互いに協力しなければならない。
- 2 ユーザとベンダの作業分担は、別紙「業務内容の詳細」の「作業体制」および「具体的作業内容」においてその詳細を定める。

# <u><ポ</u>イント>

・ 契約の履行に際してのユーザ・ベンダ各自の協力義務と役割分担を定める条項である。

# <解説>

- 1 AI 技術を利用したソフトウェアの開発においては、ユーザによるデータや ノウハウの提供が開発の成否を決めることもあることや、本モデル契約では ベンダが成果物の完成義務を負っていないことからベンダの業務内容を明確 にする必要性があるため、ユーザ・ベンダの役割分担を明確にする観点から、 それぞれの遂行すべき具体的作業内容を定めることが望ましい。
- 2 別紙「業務内容の詳細」の「作業体制」の項目および「具体的作業内容」の項目はあくまで例示であり、開発規模によっては「具体的作業内容」のみ定めれば足りる場合もあると思われる。

## 第7条 (ベンダの義務)

- 1 ベンダは、情報処理技術に関する業界の一般的な専門知識に基づき、善良な管理者の注意をもって、本件業務を行う義務を負う。
- 2 ベンダは、本件成果物について完成義務を負わず、本件成果物等がユーザ の業務課題の解決、業績の改善・向上その他の成果や特定の結果等を保証し ない。

### <ポイント>

・ 本件業務を履行するに際してのベンダの法的義務、および本件成果物性能の 非保証を定める条項である。

# <u><</u>解説>

- 1 準委任の契約類型においては、受任者は、委任事務の遂行について、善管注 意義務を負う。そのため、本モデル契約では、1項において、ベンダが善管注 意義務を負うことを確認している。
- 2 準委任の契約類型においては、請負契約と異なり、受任者は、成果物について完成義務を負わない。そのため、2項では、ベンダが完成義務を負わないことを明確にしている 83。このことは、成果完成型であっても、履行割合型であっても変わりはない 84。
- 3 もっとも、成果完成型の場合には、そもそも成果完成型とは準委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払う旨の合意がされている場合であることから、成果が完成しないと報酬の支払条件を満たさないことになるため、実質的には成果物の完成が要求されることになる場合が少なくないと思われる。

加えて、成果完成型の場合には、いかなる場合に成果物が完成したかについて指標を定める必要がある。他方、そのような指標ですら満たすことを約束できないとのことであれば<sup>85</sup>、履行割合型を採用することが考えられる。

4 ユーザの課題解決は、ユーザの事業や社内の既存ルール・制約や組織と深く 関連し、ユーザの意思決定の下に行われることや、ベンダのコントロール下に ない未知の入力(データ)に対する学習済みモデル等の挙動について、ベンダ が性能保証をすることが困難であることを踏まえて、2項を設けた。

### 第8条(責任者の選任および連絡協議会)

- 1 ユーザおよびベンダは、本開発を円滑に遂行するため、本契約締結後速やかに、本開発に関する責任者を選任し、それぞれ相手方に書面(電磁的方法を含む。以下同じ)で通知するものとする。また、責任者を変更した場合、速やかに相手方に書面で通知するものとする。
- 2 ユーザおよびベンダ間における本開発の遂行にかかる、要請、指示等の受理および相手方への依頼等は、責任者を通じて行うものとする。
- 3 責任者は、本開発の円滑な遂行のため、進捗状況の把握、問題点の協議および解決等必要事項を協議する連絡協議会を定期的に開催する。なお、開催頻度等の詳細については、別紙「業務内容の詳細」の「連絡協議会」に定めるとおりとする。ただし、ユーザおよびベンダは、必要がある場合、理由を明らかにした上で、随時、連絡協議会の開催を相手方に求めることができるものとする。

# <u><</u>ポイント>

- ・ ユーザとベンダのやり取りをスムーズに行うために、双方の窓口となる責任 者を任命する。
- ・ 進捗状況の報告等を定期的に行う会議を開催し、課題等について情報の共有

<sup>83</sup> 前掲注38・非ウォーターフォール型開発WG活動報告書第4部付録3「アジャイル開発における基本契約/個別契約モデル」(以下「アジャイル開発モデル契約」という。)の個別契約(準委任型)2条参照。

<sup>84</sup> 履行割合型であっても、具体的な成果物を想定されることが禁じられるわけではない。

<sup>85</sup> もっとも、本モデル契約では PoC 段階を経ていることが前提とされているから、このような場合には、そもそも開発段階まで進まないことも十分にあるものと考えられる。

を行う。必要に応じて、緊急の会議を開催することも可能である。

#### <解説>

- 1 AI 技術を利用したソフトウェア開発においては、当初の想定と異なる事態が生じ、分析手法や検証内容、データの内容、形式等を、当初の想定から変更する必要が生じる場合もある。このような事態が発生した場合には、適宜、連絡協議会でその旨について両者で協議を実施し、相互の認識を共有することがトラブル回避の観点から重要である。
- 2 連絡協議会の内容については、議事録を作成して、協議の内容を明確にして おくことが後の紛争予防の観点から重要である。
- 3 開発の進捗により、当初の想定と大幅な変更が生じて、契約条件(検証期間 や費用、作業内容等)を変更する必要が生じた場合は、10条の変更協議の規 定に従う。

## 第9条 (再委託)

- 1 ベンダは、ユーザが書面によって事前に承認した場合、本件業務の一部を 第三者(以下「委託先」という。)に再委託することができるものとする。 なお、ユーザが上記の承諾を拒否するには、合理的な理由を要するものとす る。
- 2 前項の定めに従い委託先に本検証の遂行を委託する場合、ベンダは、本契約における自己の義務と同等の義務を、委託先に課すものとする。
- 3 ベンダは、委託先による業務の遂行について、ユーザに帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。ただし、ユーザの指定した委託先による業務の遂行については、ベンダに故意または重過失がある場合を除き、責任を負わない。

# <u><ポイント></u>

・ 本件業務の遂行に際しての再委託の可否および再委託が行われた場合のベンダの責任内容について定める条項である。

# <u><</u>解説>

- 1 再委託の可否については、モデル契約 2007 において「A 案: 再委託についてユーザの事前承諾を要するパターン」と「B 案: 再委託先の選定について原則としてベンダの裁量により行えるパターン」が示されている。
- 2 AI 技術を利用したソフトウェアの開発においてはベンダの技術力に着目して開発契約が締結されることから本モデル契約においてはユーザの事前承諾を必要とする A 案によるものとした。
- 3 また、学習用データセットの作成に際して、たとえば、アノテーションの作業については人手を要する作業であることが多いため、第三者に再委託することも考えられる。このような場合、秘密性を有するデータを取り扱う場合があることからも、ユーザの同意を取得するA案によるものとした。

#### 第10条(本契約の変更)

1 本契約の変更は、当該変更内容につき事前にユーザおよびベンダが協議

- の上、別途、書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。
- 2 ユーザおよびベンダは、本開発においては、両当事者が一旦合意した事項 (開発対象、開発期間、開発費用等を含むが、これらに限られない。)が、 事後的に変更される場合があることに鑑み、一方当事者より本契約の内容 について、変更の協議の要請があったときは、速やかに協議に応じなければ ならない。
- 3 変更協議においては、変更の対象、変更の可否、変更による代金・納期に対する影響等を検討し、変更を行うかについて両当事者とも誠実に協議する。

## <ポイント>

・ 開発途中で本開発の内容等について変更する必要が生じた場合の変更手続 を定める条項である。

### <解説>

- 1 AI 技術を利用したソフトウェアの開発に際しては、それに用いる学習用データセットの量・質によって想定していた性能が出ない場合も多く、さらに学習には一定の時間を要するため再学習を行うと納期に間に合わない等、状況によって臨機応変に当初合意した開発条件を変更する必要がある。そこで、ユーザおよびベンダは合意事項について変更の要請があった場合には速やかに変更可否について協議することにした。
- 2 なお、本モデル契約においては変更協議の結果を必ず文書化することまで は必要としていないが、契約内容に重大な影響がある場合には文書化(変更契 約書の作成等)をする必要がある。
- 3 また、変更協議が整わない場合の解除規定を設けることも考えられる(モデル契約 2007 第 38 条参照)。

#### 第11条(本件成果物の提供および業務終了の確認)

- 1 ベンダは、別紙「業務内容の詳細」の「業務の完了」に記載した成果物提供期限までに、ユーザに本件成果物を提供する。
- 2 ユーザは、別紙「業務内容の詳細」の「業務の完了」に記載した確認期間 (以下「確認期間」という。)内に、本件成果物の提供を受けたことを確認 し、ベンダ所定の確認書に記名押印または署名の上、ベンダに交付するもの とする。
- 3 前項の定めに従い、ユーザがベンダに確認書を交付した時に、ユーザの確認が完了したものとする。ただし、確認期間内に、ユーザから書面で具体的な理由を明示して異議を述べないときは、確認書の交付がなくとも、当該期間の満了時に確認が完了したものとする。

# <u><</u>ポイント>

・ ベンダによる本件成果物の提供およびそれを受けてのユーザによる確認方 法を定める条項である。

# <u><解説></u>

- 1 ベンダがユーザに提供する本件成果物については、別紙「業務内容の詳細」の「ベンダがユーザの委託に基づき開発支援を行う成果物の明細」に定められている。本件成果物としては、たとえば、学習済みモデルが考えられる。他方、ベンダがユーザに、学習済みモデルを本件成果物として提供せず、その利用のみを許諾することも考えられる(その場合、当該学習済みモデルの利用条件は18条において定めることとなる。)。その場合には、本件成果物が存在しないことになるので、本条における本件成果物を前提とした記載を修正する必要がある。
- 2 準委任型契約である本モデル契約においては業務終了時点を明確化して おく必要があるため、このような条項を設ける必要がある。アジャイル開発モ デル契約の個別契約(準委任型)5条と同趣旨の条項である。

## 第12条(ユーザがベンダに提供するデータ・資料等)

- 1 ユーザは、ベンダに対し、別紙「業務内容の詳細」の「本データの明細」 のうち「ユーザが提供するデータの明細」に記載されているデータ(以下「ユーザ提供データ」という。)を同別紙の条件に従い、提供するものとする。
- 2 ユーザは、ベンダに対し、本開発に合理的に必要なものとしてベンダが要求し、ユーザが合意した資料、機器、設備等(以下「資料等」という。)の 提供、開示、貸与等(以下「提供等」という。)を行うものとする。
- 3 ユーザは、ベンダに対し、ユーザ提供データおよび資料等(以下まとめて「ユーザ提供データ等」という。)をベンダに提供等することについて、正当な権限があることおよびかかる提供等が法令に違反するものではないことを保証する。
- 4 ユーザは、ユーザ提供データ等の正確性、完全性、有効性、有用性、安全性等について保証しない。ただし、本契約に別段の定めがある場合はその限りでない。
- 5 ユーザがベンダに対し提供等を行ったユーザ提供データ等の内容に誤り があった場合、またはかかる提供等を遅延した場合、これらの誤りまたは遅 延によって生じた完成時期の遅延、瑕疵(法律上の瑕疵を含む。)等の結果 について、ベンダは責任を負わない。
- 6 ベンダは、ユーザ提供データ等の正確性、完全性、有効性、有用性、安全性等について、確認、検証の義務その他の責任を負うものではない。

# <ポイント>

・ 本開発に際して、ユーザがベンダにデータ・資料等を提供すること、および 提供されたデータ・資料等の誤りや不足によって開発遅延等が生じた場合に ベンダが責任を負わないことを定めた条項である。

# <u><</u>解説>

- 1 通常のシステム開発においてはユーザによる資料(「資料等」)提供が行われるが、AI 技術を利用したソフトウェア開発の場合、それに加えてユーザからベンダに学習のためにデータ(「ユーザ提供データ等」)の提供が行われることが一般的である(1項、2項)。
- 2 当該資料等およびユーザ提供データ(「ユーザ提供データ等」)の開示権限

- の有無および適法性は、開示をする前提となるものであり、またユーザ自身が把握できることから、ユーザによる表明保証を行うことにしている(3項)。
- 3 他方、ユーザ提供データ等の内容の正確性等について、ユーザが表明保証を 行うか否かは、かかるデータ等の提供に実質的な有償性が認められるか否か 等、個別の事情に左右されるところが大きい。そのため、原則として、非保証 としつつも、本契約や別紙で別段の定めがある場合には、かかる定めが優先す ることを示した(4項)。なお、ユーザ提供データ等について、本開発目的へ の利用のみならず、他目的利用を許容する場合(13条2項ただし書の別紙で 定める場合)には、ユーザ以外の者にユーザ提供データを利用した成果物等が 提供され得ることから、必要に応じて、本契約や別紙等に、当該他目的利用に 関するユーザ提供データ等の保証についての定めを置くことが考えられる。
- 4 ユーザ提供データについて、その量が不十分であったために、本件成果物の 完成時期の遅延や瑕疵等が生じた場合には、合意したデータが開発に必要な 時期に提出されていないことから、データの提供を遅延したものとして、5項 が適用されることとなる。
- 5 2項については、代替条項として、ベンダがユーザに対して資料やデータの 提示を請求できることを盛り込むことも考えられる。その場合の条項例は、 「ベンダは、ユーザに対し、ユーザが保有する本開発の遂行に必要な文書、図 面、ソフトウェア、データその他の資料(記録された媒体の種類を問わず、電 磁的記録を含む。)の開示または提供を請求することができる。」となる。

### 第13条 (ユーザ提供データの利用・管理)

- 1 ベンダは、ユーザ提供データを、善良な管理者の注意をもって管理、保管するものとし、ユーザの事前の書面による承諾を得ずに、第三者(第9条に基づく委託先を除く。)に開示、提供または漏えいしてはならないものとする。
- 2 ベンダは、事前にユーザから書面による承諾を得ずに、ユーザ提供データ について本開発遂行の目的以外の目的で使用、複製および改変してはなら ず、本開発遂行の目的に合理的に必要となる範囲でのみ、使用、複製および 改変できるものとする。ただし、別紙に別段の定めがある場合はこの限りで はない。
- 3 ベンダは、ユーザ提供データを、本開発遂行のために知る必要のある自己 の役員および従業員に限り開示するものとし、この場合、本条に基づきベン ダが負担する義務と同等の義務を、開示を受けた当該役員および従業員に 退職後も含め課すものとする。
- 4 ベンダは、ユーザ提供データのうち、法令の定めに基づき開示すべき情報 を、可能な限り事前にユーザに通知した上で、当該法令の定めに基づく開示 先に対し開示することができるものとする。
- 5 本件業務が完了し、もしくは本契約が終了した場合またはユーザの指示があった場合、ベンダは、ユーザの指示に従って、ユーザ提供データ(複製物および改変物を含む。)が記録された媒体を破棄もしくはユーザに返還し、また、ベンダが管理する一切の電磁的記録媒体から削除するものとする。ただし、本条第2項での利用に必要な範囲では、ベンダはユーザ提供データ(複製物および改変物を含む。)を保存することができる。なお、ユーザはベンダに対し、ユーザ提供データの破棄または削除について、証明する

文書の提出を求めることができる。

- 6 ベンダは、本契約に別段の定めがある場合を除き、ユーザ提供データの提供等により、ユーザの知的財産権を譲渡、移転、利用許諾するものでないことを確認する。
- 7 本条の規定は、前項を除き、本契約が終了した日より ●年間有効に存続するものとする。

#### <ポイント>

・ ユーザからベンダに提供されたユーザ提供データに関する扱いを定める条項である。

## <解説>

- 1 本開発のためにユーザからベンダに提供されたユーザ提供データについては、ベンダは善良な管理者としての管理義務を負う(1項)。なお、本条の対象は「ユーザ提供データ等」ではなく「ユーザ提供データ」のみであり、ユーザ提供データに含まれない「資料等」(12条2項)については、秘密情報の取扱いを定める14条での保護対象となる。
- 2 その上で、本条は、本開発に必要な範囲での利用(2項)において、ベンダ がユーザ提供データを利用することを明示している。
- 3 また、ベンダにおいて、ユーザ提供データを本開発とは別の目的(例えば、 別サービスの開発のため等)で利用することを要請する場合もあり得る(なお、 生成された学習済みモデル(再利用モデル)を第三者に提供する行為はユーザ 提供データの他目的利用にあたるとの疑義がユーザから呈される可能性があ る。)。

このような他目的利用についても、一定の条件を前提に許容することに合理性があることも想定されることから、ユーザ提供データの他目的利用を許容する条項(2項ただし書)を設け、ユーザ・ベンダ間で合意した他目的利用の範囲を別紙「ユーザ提供データの利用条件」に記載することとした。なお、当事者が、本契約等において、第三者に対する学習済みモデル等の提供を明示的に認めている場合には、かかる利用については、2項ただし書の別紙を作成して記載する必要はないと考えられる。

- 4 5 項で、ユーザ提供データの破棄または削除の証明書(以下「削除証明書」という。)の提出について規定しているが、例えば、ベンダがユーザ提供データを他社のクラウドサービスを利用して他社サーバに保管している場合などでは、削除証明書の提出に別費用がかかる場合や、そもそも削除証明書の提出が認められない場合もあり得る。そのような場合は、削除証明書の提出ではなく、クラウドベンダに対する削除指示を証明する文書の提出などに変更する必要があることに留意されたい。
- 5 なお、本条は、ユーザ提供データそのものの利用・管理を定めた規定である。 ユーザ提供データを利用して生成された学習済みモデル、学習用データセット等は、ユーザ提供データの派生データを含むのが一般的であるが、これらの利用・管理については、18条により定めることとしている。
- 6 本条は、存続条項があるため(27条)、本契約の終了後も効力を有する。 もっとも、7項の規定により、効力を有する期間は●年間となる。ただし、7 項に、「前項を除き」と規定されていることから、6項の規定については、原

則に戻り、期間の定めなく効力を有することになる。

### 第14条(秘密情報の取扱い)

- 1 ユーザおよびベンダは、本開発遂行のため、相手方より提供を受けた技術 上または営業上その他業務上の情報(ただし、ユーザ提供データを除く。) のうち、次のいずれかに該当する情報(以下「秘密情報」という。)を秘密 として保持し、秘密情報の開示者の事前の書面による承諾を得ずに、第三者 (本契約第9条に基づく委託先を除く。) に開示、提供または漏えいして はならないものとする。
  - ① 開示者が書面により秘密である旨指定して開示した情報
  - ② 開示者が口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後●日 以内に書面により内容を特定した情報。なお、口頭により秘密である旨を 示した開示した日から●日が経過する日または開示者が秘密情報として 取り扱わない旨を書面で通知した日のいずれか早い日までは当該情報を 秘密情報として取り扱う。
    - 〔③ 学習用データセット〕
    - 〔④ 本学習済みモデル〕
    - [⑤ 再利用モデル]
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する情報については、秘密情報に該当しない。
  - ① 開示者から開示された時点で既に公知となっていたもの
  - ② 開示者から開示された後で、受領者の帰責事由によらずに公知となったもの
  - ③ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示されたもの
  - ④ 開示者から開示された時点で、既に適法に保有していたもの
  - ⑤ 開示者から開示された情報を使用することなく独自に開発したもの
- 3 ユーザおよびベンダは、秘密情報について、本契約に別段の定めがある場合を除き、事前に開示者から書面による承諾を得ずに、本開発遂行の目的以外の目的で使用、複製および改変してはならず、本開発遂行の目的に合理的に必要となる範囲でのみ、使用、複製および改変できるものとする。
- 4 秘密情報の取扱いについては、前条第3項から第6項の規定を準用する。 この場合、同条項中の「ユーザ提供データ」は「秘密情報」と、「ベンダ」 は「秘密情報の受領者」と、「ユーザ」は「開示者」と読み替えるものとす る。
- 5 本条の規定は本契約が終了した日より ●年間有効に存続するものとする。

#### <ポイント>

相手から提供を受けた秘密情報の管理に関する条項である。

#### <解説>

1 モデル契約 2007 第 41 条、モデル契約 2008 第 7 条、アジャイル開発モデル 契約の基本契約 9 条と同趣旨の条項である。 ただし、ユーザからベンダに提供されたユーザ提供データの秘密保持等の管理については、前条で規定しているため、1項において秘密情報の対象から除外している。

- 2 また、AI 技術を利用したソフトウェア開発の場合、開発過程で生じた学習 用データセットや成果物である本学習済みモデル、または本学習済みモデル を元に生成された再利用モデルを秘密情報として取り扱う必要があるケース も想定しうる。その場合には、1項の③④⑤として必要に応じて学習用データ セット、本学習済みモデルおよび再利用モデルを秘密情報として明示的に指 定することも考えられる。これらを秘密情報として取り扱うことで、不正競争 防止法における営業秘密としての秘密管理性の要件を満たしやすくなる。な お、学習用データセット、本学習済みモデルおよび再利用モデル等を秘密情報 に含める場合、特許を受ける権利が帰属する当事者が出願を行うときには、秘 密保持義務の適用を除外する等の定めが必要となると考えられる。
- 3 なお、学習用データセットについて、上記のように 14 条 1 項 3 号で定める のではなく、13 条の規定が適用される規定を設けて、ユーザ提供データと同様の取扱いをすることも考えられる。たとえば、ユーザ提供データに近い状態 の学習用データセットについては、そのような規定の方がユーザ提供データ と学習用データセットを同一の条文で扱うことができて便宜なことも考えられる。
- 4 本モデル契約 18 条において、本件成果物等を様々な条件で利用することが 想定されているところ、その利用が秘密情報の目的外使用とされるおそれが あることから、3 項において、本モデル契約で「別段の定め」を設ける場合に は、秘密情報の本モデル契約の目的外での利用を認めることを明示的に定め ている。
- 5 4 項において前条の対象データの取扱いの規定を準用している。もっとも、 存続期間については、対象データと秘密情報の存続期間が異なることを想定 しているため、準用していないが、同一期間とする場合には準用することも 可能である。

#### 第15条(個人情報の取り扱い)

- 1 ユーザは、本開発の遂行に際して、個人情報の保護に関する法律(本条において、以下「法」という。)に定める個人情報または匿名加工情報(以下、総称して「個人情報等」という。)を含んだデータをベンダに提供する場合には、事前にその旨を明示する。
- 2 本開発の遂行に際してユーザが個人情報等を含んだデータをベンダに提供する場合には、法に定められている手続を履践していることを保証する ものとする。
- 3 ベンダは、第 1 項に従って個人情報等が提供される場合には、法を遵守 し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。

## <u><ポ</u>イント>

ユーザがベンダに提供するユーザ提供データ等に個人情報や匿名加工情報 が含まれている場合に関する条項である。

# <u><</u>解説>

- 1 通常のシステム開発と異なり、AI 技術を利用したソフトウェアの開発に際してはユーザからベンダに対して大量のデータが提供されるが、そのデータの中に個人情報が含まれていることがある。その場合、当該データの提供に際しては、個人情報保護法で求められる手続をユーザ側で履践するか、個人を特定できない形に加工した上で提供をする必要があるため、その点についてのユーザ側の保証を定めた。
- 2 モデル契約 2007 第 42 条にも同様の規定があるが、旧個人情報保護法に基づくものであり、平成 27 年改正法で規定された匿名加工情報の規定が存在していないため、匿名加工情報に関する文言を追加した。
- 3 モデル契約2007第42条3・4項の目的範囲内利用、返却の規定については、 個人情報は通常はユーザ提供データとしてベンダに提供されるため、本モデル契約13条2項または5項においてカバーされることになることから、本条では規定していない。

### 第16条(本件成果物等の著作権)

#### 【A案】ベンダに著作権を帰属させる場合

- 1 本件成果物および本開発遂行に伴い生じた知的財産(以下「本件成果物等」という。)に関する著作権(著作権法第27条および第28条の権利を含む。)は、ユーザまたは第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、ベンダに帰属する。
- 2 ユーザおよびベンダは、本契約に従った本件成果物等の利用について、他 の当事者および正当に権利を取得または承継した第三者に対して、著作者 人格権を行使しないものとする。

#### 【B案】ユーザに著作権を帰属させる場合

- 1 本件成果物および本開発遂行に伴い生じた知的財産(以下「本件成果物等」という。)に関する著作権(著作権法第27条および第28条の権利を含む。)は、ユーザのベンダに対する委託料の支払いが完了した時点で、ベンダまたは第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、ユーザに帰属する。なお、かかるベンダからユーザへの著作権移転の対価は、委託料に含まれるものとする。
- 2 ユーザおよびベンダは、本契約に従った本件成果物等の利用について、他 の当事者および正当に権利を取得または承継した第三者に対して、著作者 人格権を行使しないものとする。

## 【C案】ユーザ・ベンダの共有とする場合

- 1 本件成果物および本開発遂行に伴い生じた知的財産(以下「本件成果物等」という。)に関する著作権(著作権法第27条および第28条の権利を含む。)は、ユーザのベンダに対する委託料の支払いが完了した時点で、ユーザ、ベンダまたは第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、ベンダおよびユーザの共有(持分均等)とする。なお、ベンダからユーザへの著作権移転の対価は、委託料に含まれるものとする。
- 2 前項の場合、ユーザおよびベンダは、共有にかかる著作権につき、本契約

に別に定めるところに従い、前項の共有にかかる著作権の行使についての 法律上必要とされる共有者の合意を、あらかじめこの契約により与えられ るものとし、相手方の同意なしに、かつ、相手方に対する対価の支払いの義 務を負うことなく、自ら利用することができるものとする。

- 3 ユーザ及びベンダは、相手方の同意を得なければ、第1項所定の著作権の 共有持分を処分することはできないものとする。
- 4 ユーザおよびベンダは、本契約に従った本件成果物等の利用について、他の当事者および正当に権利を取得または承継した第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

#### <ポイント>

・ 本件成果物等のうち「著作権の対象となるもの」の著作権の帰属について定 める条項である。

#### <解説>

【16条、17条、18条】

1 AI 技術を利用したソフトウェアの開発においては、開発対象として合意された「本件成果物」(学習済みモデル等)や、「開発の過程で生じる知的財産」(学習用データセット、学習済みパラメータ、発明、ノウハウ等)が生じる。それらの「本件成果物」や、「開発の過程で生じる知的財産」(本条項では、両者をまとめて「本件成果物等」と定義している。)の中には「知的財産権」(特許権や著作権等)の対象になるものと、対象にならないものが含まれる。そして、これら知的財産に関する知的財産権の帰属や知的財産の利用条件については、ユーザ、ベンダ双方の利害が対立する傾向にあることから契約で明確に規定しておくべきである。

なお、AI 技術を利用したソフトウェアについては、原則として知的財産権の対象とならない(あるいは知的財産権の対象となるのか否かが不明確である)データ等の重要性が相対的に増加している点に留意する必要があるが、これらについては知的財産権が成立しない場合には、そもそも知的財産権の帰属を定めることはできないため、その利用条件を定めることとなる。

- 2 本モデル契約では、本件成果物等を「知的財産権の対象となるもの」<sup>86</sup>と「ならないもの」に分け、前者については「権利帰属」および(必要に応じて)「利用条件」を設定し、後者についても必要に応じて「利用条件」を設定することとしている。
- 3 本モデル契約においては、次の構成を取っている。
  - ① 本件成果物等のうち「著作権の対象となるもの」の権利帰属 16条
  - ② 本件成果物等のうち「著作権以外の知的財産権の対象となるもの」の権利 帰属
    - 17条
  - ③ 利用条件 18条

<sup>86 「</sup>知的財産権」の意義については本モデル契約2条10号で定義されている。

### 【16条の対象】

- 1 本条項は、本件成果物等のうち「著作権の対象となるもの」の権利帰属についての条項である。
- 2 本件成果物等のうち「著作権の対象となるもの」については、契約締結時点において、ユーザ・ベンダどちらに権利帰属するかを明確にしておきたいというニーズが強いと思われることからかかる規定を設けるものとし、モデル契約 2007 と同様に、成果物等の有効活用とユーザの競争力の保持とのバランスから、AからCの3種類の条項案を用意した。【A案】はベンダに全ての権利を帰属させる場合、【B案】はユーザに全ての権利を帰属させる場合、【C案】はユーザ・ベンダ共有の場合である。
- 3 本条項は、ユーザ・ベンダが従前から保有している権利は権利帰属の対象外と規定しているため、当該権利はユーザ・ベンダに留保されることになる。当 該権利の取得を欲するのであれば、本条項を修正する必要があり、その場合に は、委託料には当該権利取得の対価を考慮することになる。
- 4 モデル契約 2007 第 45 条 C 案においては、納入物の著作権をユーザ・ベンダの共有とする場合、いずれの当事者も相手方への支払いの義務を負うことなく第三者への利用許諾を含めた共有著作権の行使ができるとしている。しかし AI 技術を利用したソフトウェアの開発の場合、第三者への利用許諾は様々なバリエーションがあり得ることから、本モデル契約においては相手方への支払いの義務を負うことなく利用できるのは自己利用のみとしている。もっとも、第三者への利用許諾を認めることも考えられ、その場合には、【C 案】2項に、次のとおりの規定を設けることになろう。

## 【C案】ユーザ・ベンダの共有とする場合

- 2 前項の場合、ユーザおよびベンダは、共有にかかる著作権につき、本契約に別に定めるところに従い、前項の共有にかかる著作権の行使についての法律上必要とされる共有者の合意を、あらかじめこの契約により与えられるものとし、相手方の同意なしに、かつ、相手方に対する対価の支払いの義務を負うことなく、第三者への利用許諾を含め、かかる共有著作権を行使することができるものとする。
- 5 なお、本件成果物等が複数あり、それらの著作権の帰属主体が別々となる場合、たとえば、学習済みモデルの著作権をベンダに帰属させる一方、学習用データセットの著作権をユーザに帰属させる場合には、それぞれについて 16 条 1 項の権利帰属を規定する条項を設けることになる。

#### 【モデル契約 2007 との関係】

- 1 モデル契約 2007 においては、「納入物の特許権等」(44条)として「業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産」に関する「特許権その他の知的財産権(ただし著作権は除く)」を定め、「納入物の著作権」(45条)として「納入物」に関する「著作権」に分けて規定している。さらに、成果物の利用条件について詳細に設定することは予定されていない。
- 2 これは、同モデル契約が前提とする通常のシステム開発契約においては、プログラムが主要な成果物であり、当該プログラムに関する著作権の権利帰属が主要な交渉ポイントとなる場合が多いためと思われる。

- 3 一方、本モデル契約が前提としている、AI 技術を利用したソフトウェア開発においては、業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産として、プログラムだけでなく、多種多様なもの(学習用データセット、学習済みパラメータ等)が発生することが予定されている。そのため、本モデル契約では、前述のように本件成果物等を「知的財産権の対象となるもの」と「ならないもの」に分け、前者については「権利帰属」(16条および17条)と「利用条件」(18条)の問題として取り扱い、後者については、専ら「利用条件」(18条)の問題として整理している。
- 4 また、モデル契約 2007 においては、「納入物の所有権」(43条)に納入物の所有権の移転と時期が定められている。しかし、ソフトウェアの成果物の本質は無体物であることから、記録媒体等の所有権は観念できるものの、記録媒体自体が開発対象ではないこと、当事者間の合理的意思からすると記録媒体を引き渡すことで、その所有権は移転するのが通常であり、わざわざ契約条項として規定する意味に乏しいと考えられることから、本モデル契約では納入物の所有権に関する規定は設けていない。

#### 第17条 (本件成果物等の特許権等)

- 1 本件成果物等にかかる特許権その他の知的財産権(ただし、著作権は除 く。以下「特許権等」という。)は、本件成果物等を創出した者が属する当 事者に帰属するものとする。
- 2 ユーザおよびベンダが共同で創出した本件成果物等に関する特許権等については、ユーザおよびベンダの共有(持分は貢献度に応じて定める。)とする。この場合、ユーザおよびベンダは、共有にかかる特許権等につき、本契約に定めるところに従い、それぞれ相手方の同意なしに、かつ、相手方に対する対価の支払いの義務を負うことなく、自ら実施することができるものとする。
- 3 ユーザおよびベンダは、前項に基づき相手方と共有する特許権等について、必要となる職務発明の取得手続(職務発明規定の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続等)を履践するものとする。

# <u><</u>ポイント>

・ 本件成果物等のうち「著作権以外の知的財産権の対象となるもの」の特許権 等の権利帰属について定める条項である。

## <解説>

- 1 本件成果物等のうち「著作権以外の知的財産権の対象となるもの」(たとえば、発明等)については、その特許権等の帰属について、モデル契約2007第44条と同様に発明者主義を採用した。もっとも、当事者が、契約締結時に特許権等の権利帰属について定めることを希望するのであれば、著作権と同様に、そのような規定を設けることも考えられる。一方、開発段階における契約締結時に、特許権等の権利帰属について定めることが難しい場合は、PoC段階の導入検証契約書の17条【A案】と同様に、両者協議して決定する、と規定することも考えられる。
- 2 なお、特許権等がユーザ・ベンダの共有となる場合(2項)には、前条と同様の理由から、本モデル契約においては相手方への支払いの義務を負うこと

なく利用できるのは自己実施のみとしている。

## 第18条 (本件成果物等の利用条件)

#### 【A案】原則型

ユーザおよびベンダは、本件成果物等について、別紙「利用条件一覧表」記載のとおりの条件で利用できるものとする。同別紙の内容と本契約の内容との間に矛盾がある場合には同別紙の内容が優先するものとする。

【B 案】ベンダ著作権帰属型(16条A案)の場合のシンプルな規定 ベンダは、本件成果物等を利用でき、ユーザは、本件成果物をユーザ自身の 業務のためにのみ利用できる。

【C案】ユーザ著作権帰属型(16条B案)の場合のシンプルな規定 ユーザは、本件成果物等を利用でき、ベンダは、本件成果物等を本開発遂行 のためにのみ利用できる。

#### <ポイント>

・ 本件成果物等のうち「知的財産権の対象となるもの」および「対象とならないもの」についての「利用条件」を定める条項である。

### <u><解説></u>

#### 【A案】原則型

- 1 【A 案】は、本件成果物等の各対象(学習済みモデル、学習用データセット、 学習済みパラメータ、発明、ノウハウ等)について、ユーザ・ベンダによる利 用条件を詳細に定める場合に利用する条項である。
- 2 別紙「利用条件一覧表」は、対象となる本件成果物等ごとに、①本開発目的 (およびユーザの業務)のための自己利用、②上記①以外の他目的(再利用モデル生成目的等)のための自己利用、③第三者への開示、利用許諾、提供が認められるか否か、認められる場合の詳細条件を記載するようになっている。なお、末尾に、3つのケースについての別紙「利用条件一覧表」の記載例を添付した。また、別紙「利用条件一覧表」の内容を本条で条文化することも考えられる。
- 3 より複雑な利用条件を設定する場合は、別途ライセンス契約を作成することも考えられる。
- 4 16条において【C案】をとる場合、著作権について共有することとなり、権利関係が複雑になるため、18条においては【A案】を利用することを想定している。

#### 【B案】ベンダ著作権帰属型(16条A案)の場合のシンプルな規定

1 【A案】では細かく利用条件を定めることができるが、実際には「本開発で生成された本件成果物等の知的財産権を全てベンダに帰属させ、ユーザは開発対象物である『本件成果物』の利用のみ行う」(それでユーザの目的を達することができる)というシンプルなケースもあると思われる。また、開発段階では、細かな利用条件について設定・合意することが困難な場合もある。

- 2 そのような場合には、16条において【A 案】を採用し、かつ18条において 【B 案】を採用することが考えられる。【B 案】は、ユーザがユーザ自身の業 務のために本件成果物を利用できるようにしたシンプルな規定である。これ と異なる条件を定めたい場合には、【A 案】を採用するか、【B 案】を修正す ることになる。
- 3 【B案】においては、ベンダが特段の条件なく本件成果物等を利用できること、ユーザは、本件成果物をユーザ自身の業務のためにのみ利用することができることを定めている。
- 4 また、ユーザの利用対象が「本件成果物等」ではなく「本件成果物」と規定されていることから明らかなように、本規定では、ユーザが利用できるのは「本件成果物」(本モデル契約においては開発対象の学習済みモデルであるが、契約内容によっては学習用データセット等も含むことがある。)のみであり、それ以外の知的財産(学習用データセット、学習済みパラメータ、発明、ノウハウ等)については利用できないことになる。

#### 【C案】ユーザ著作権帰属型(16条B案)の場合のシンプルな規定

- 1 【B 案】と逆に「本開発で生成された本件成果物等の知的財産権を全てユーザに帰属させ、ベンダは本件成果物等の利用のみ行う」場合に用いるのが【C 案】である。
- 2 その場合には 16 条において【B 案】を採用し、かつ 18 条において【C 案】 を採用することになる。【C 案】も【B 案】と同様にシンプルさを追求した規 定である。これと異なる条件を定めたい場合は、【A 案】を採用するか、【C 案】を修正することになる。
- 3 なお、【B 案】と異なり、ベンダが利用できるのが「本件成果物」でなく「本件成果物等」になっているのは、ベンダは本件成果物に含まれないノウハウ等を自社業務のために利用する必要性が高いこと、および「本開発遂行のためにのみ」という目的限定がなされていることから、そのように規定してもユーザに大きな支障がないと考えられることによる。

#### 第19条(リバースエンジニアリングおよび再利用等の生成の禁止)

【ユーザ/ベンダ】は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本件成果物について、次の各号の行為を行ってはならない。

- ① リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他の方法 でソースコードを抽出する行為
- [② 再利用モデルを生成する行為]
- [③ 学習済みモデルへの入力データと、学習済みモデルから出力されたデータを組み合わせて学習済みモデルを生成する行為]
- [④ その他前各号に準じる行為]

# <u><</u>ポイント>

・ 本件成果物のうち学習済みモデルをユーザまたはベンダが使用する際の禁止行為を定める条項である。

# <u><</u>解説>

1 本条項は、①リバースエンジニアリング、②学習済みモデルの再利用モデル、

- ③いわゆる蒸留モデルの生成を禁止する条項である。また、契約の対象となる AI 技術によっては、上記①から③には必ずしも合致しない利用類型も想定されることから、④バスケット条項を設けている。ただし、いかなる場合に「準じる行為」に該当するといえるかは、対象となる技術のみならず、当事者の置かれた具体的な状況によっても左右されることから、原則論としては、可能な限り、禁止行為を特定することが望ましいといえるであろう。
- 2 また、ユーザとベンダのいずれが主体となるかは、17条及び18条を踏まえて、定める必要がある。
- 3 契約本文または別紙において、学習済みモデルの利用条件としてユーザに 再利用モデル生成を許容する場合には 2 号を削除する等、利用条件規定との 整合性をとる必要がある。

## 第20条(本件成果物等の使用等に関する責任)

ユーザによる本件成果物等の使用、複製および改変、並びに当該、複製および改変等により生じた生成物の使用(以下「本件成果物等の使用等」という。)は、ユーザの負担と責任により行われるものとする。ベンダはユーザに対して、本契約で別段の定めがある場合またはベンダの責に帰すべき事由がある場合を除いて、ユーザによる本件成果物等の使用等によりユーザに生じた損害を賠償する責任を負わない。

#### <ポイント>

・ ユーザによる本件成果物等の使用等について、ベンダが原則として責任を負 わない旨を定める条項である。

#### <解説>

- 1 本契約の法的性質(準委任契約)から、本件成果物等の使用等によって生じた損害については、ユーザの負担としている。もっとも、「本契約で別段の定めがある場合」と「ベンダの責に帰すべき事由がある場合」はその例外としている。
- 2 「本契約で別段の定めがある場合」とは、本モデル契約で言うと具体的には、 第21条(知的財産権侵害の責任)の【A-1案】1項、【A-2案】1項及び【B 案】1項を指しているが、それ以外にもユーザ・ベンダの交渉により「別段の 定め」を置くことは可能である。

#### 第21条(知的財産権侵害の責任)

【A-1 案】ベンダが知的財産権非侵害の保証を行う場合(ユーザ主導)

- 1 本件成果物等の使用等によって、ユーザが第三者の知的財産権を侵害したときは、ベンダはユーザに対し、第22条(損害賠償)第2項所定の金額を限度として、かかる侵害によりユーザに生じた損害(侵害回避のための代替プログラムへの移行を行う場合の費用を含む。)を賠償する。ただし、知的財産権の侵害がユーザの責に帰する場合はこの限りではなく、ベンダは責任を負わないものとする。
- 2 ユーザは、本件成果物等の使用等に関して、第三者から知的財産権の侵害の申立を受けた場合には、直ちにその旨をベンダに通知するものとし、ベン

ダは、ユーザの要請に応じてユーザの防御のために必要な援助を行うものとする。

#### 【A-2 案】ベンダが知的財産権非侵害の保証を行う場合(ベンダ主導)

- 1 ユーザが本件成果物等の使用等に関し第三者から知的財産権の侵害の申立を受けた場合、次の各号所定のすべての要件が充たされる場合に限り、第22条(損害賠償)の規定にかかわらずベンダはかかる申立によってユーザが支払うべきとされた損害賠償額及び合理的な弁護士費用を負担するものとする。ただし、第三者からの申立がユーザの帰責事由による場合にはこの限りではなく、ベンダは一切責任を負わないものとする。
  - ① ユーザが第三者から申立を受けた日から●日以内に、ベンダに対し申 立の事実及び内容を通知すること
  - ② ユーザが第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、ベンダに対して実質的な参加の機会およびすべてについての決定権限を与え、ならびに必要な援助をすること
  - ③ ユーザの敗訴判決が確定すること又はベンダが訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること
- 2 ベンダの責に帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として本件成果物等の将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、ベンダは、ベンダの判断及び費用負担により、(i)権利侵害のないものとの交換、(ii)権利侵害している部分の変更、(iii)継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講じることができるものとする。
- 3 第 1 項に基づきベンダが負担することとなる損害以外のユーザに生じた 損害については、第 22 条(損害賠償)の規定によるものとする。

#### 【B案】ベンダが知的財産権非侵害(著作権を除く)の保証を行わない場合

- 1 本件成果物等の使用等によって、ユーザが第三者の著作権を侵害したときは、ベンダはユーザに対し、第22条(損害賠償)第2項所定の金額を限度として、かかる侵害によりユーザに生じた損害(侵害回避のための代替プログラムへの移行を行う場合の費用を含む。)を賠償する。ただし、著作権の侵害がユーザの責に帰する場合はこの限りではなく、ベンダは責任を負わないものとする。
- 2 ベンダはユーザに対して、本件成果物等の使用等が第三者の知的財産権 (ただし、著作権を除く)を侵害しない旨の保証を行わない。
- 3 ユーザは、本件成果物等の使用等に関して、第三者から知的財産権の侵害の申立を受けた場合には、直ちにその旨をベンダに通知するものとし、ベンダは、ユーザの要請に応じてユーザの防御のために必要な援助を行うものとする。

## <ポイント>

・ ユーザが本件成果物等を使用等したことにより第三者の知的財産権を侵害 した場合の条項である。

# <u><</u>解説>

- 1 20 条においてユーザによる本件成果物等の使用等によって生じた損害についての定めを置いているが、本条は、そのうち「第三者の知的財産権の侵害による損害」についての特則である。
- 2 第三者の知的財産権(特許権等)については、ベンダにおいて侵害の有無を 完全に調査検証することは事実上困難なことも少なくなく、海外を含めて調 査検証をするとなれば多額の費用を要することもあると考えられる。第三者 の知的財産権の侵害時の責任分担については、個別取引の実情にしたがった 規定を設けることになるが、本モデル契約では3案を提示した。
- 3 【A-1 案】では、ベンダが本件成果物等の利用について、第三者の知的財産 権の非侵害を保証している。【A-1 案】1 項は、20 条における「本契約で別段 の定めがある場合」に該当する。

【A-1 案】では、ユーザが主体的に紛争を解決することを想定しており、ユーザが権利者に支払うこととなった損害賠償額等について委託料を上限としてベンダが負担することとしている。

なお、ベンダによる知的財産権の非侵害の保証について「ベンダの知る限り」 と留保を付すことも考えられる。その場合、【A-1 案】1 項を、次のように修 正することになる。

#### 【A-1 案】ベンダが知的財産権非侵害の保証を行う場合(ユーザ主導)

- 1 ベンダは、ユーザに対し、ベンダの知る限りにおいて、本件成果物等が第 三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。当該保証に違反して、ユー ザによる本件成果物等の使用等によって、ユーザが第三者の知的財産権を 侵害したときは、ベンダはユーザに対し、第22条(損害賠償)第2項所定 の金額を限度として、かかる侵害によりユーザに生じた損害(侵害回避のた めの代替プログラムへの移行を行う場合の費用を含む。)を賠償する。ただ し、知的財産権の侵害がユーザの責に帰する場合はこの限りではなく、ベン ダは責任を負わないものとする。
- 4 【A-2 案】も、【A-1 案】同様に、ベンダが本件成果物等の利用について、 第三者の知的財産権の非侵害を保証している。【A-2 案】1 項も、20 条における「本契約で別段の定めがある場合」に該当する。

【A-2 案】では、ベンダが主体的に紛争を解決することを想定しており、そのため、損害賠償額について、特に上限を定めていない。

5 【B 案】では、ベンダに本件成果物等に関する知的財産権(著作権を除く)の非侵害の保証をしないものとしている。たとえば、ベンダがベンチャー企業のような場合には、侵害の有無を調査検証する十分な人材や財力がないことも多く、ベンダに知的財産権の非侵害の調査義務や責任分担を課すとすれば、開発そのものが阻害されたり、開発スピードの低下が生じることになる。AI 技術においては技術発展のスピードは著しく早いことから、開発スピードの低下は致命的なマイナスを招くこともある。また、委託料についても、ベンダが知的財産権の非侵害調査を行わなければならないとすれば、そのコストを反映して、増加することになる。そこで、開発の実施、開発のスピード確保、委託料の増加の防止といった観点から、ベンダにそのような義務や責任を負担させないことがユーザにとっても合理的な選択となる場合も想定されるため、

ベンダに知的財産権の非侵害の保証をしない規定も設けた。

- 6 もっとも、【B 案】においても、知的財産権のうち、著作権(たとえばプログラムの著作権)については、侵害成立の要件として依拠性が必要とされるところ、ベンダにおいて侵害がないことを保証できる場合が多いと思われる。そのため 1 項において本件成果物等が第三者の著作権を侵害する場合の損害賠償義務を定めている。【B 案】1 項は、20 条における「本契約で別段の定めがある場合」に該当する。
- 7 また、本モデル契約では成果物の使用地域が日本国内であることを前提としているが、国外での使用が想定される場合、知的財産権の非侵害保証の地域限定(たとえば、日本およびアメリカにおける著作権の非侵害について保証するとする等)について規定することも考えられる。

## 第22条(損害賠償)

- 1 ユーザおよびベンダは、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償(ただし直接かつ現実に生じた通常の損害に限る。)を請求することができる。ただし、この請求は、業務の終了確認日から●か月が経過した後は行うことができない。
- 2 ベンダがユーザに対して負担する損害賠償は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、知的財産権の侵害、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約の委託料を限度とする。
- 3 前項は、損害が損害賠償義務者の故意または重大な過失に基づくものである場合には適用しないものとする。

## <ポイント>

契約の履行に関して損害が発生した場合の賠償に関する条項である。

# <u><</u>解説>

- 1 本条は、本契約の履行に関しての損害賠償責任について規定する。損害賠償責任の範囲・金額・請求期間についてどのように定めるかについては、開発対象の内容を考慮してユーザ・ベンダの合意により決められるべきものであるが、本モデル契約では、モデル契約2007と同様の規定を設けた。なお、損害賠償責任のうち、「本契約の履行」に関するものではない「本件成果物等の使用等に関する損害賠償責任」については、20条および21条に定めている。
- 2 1項において、損害賠償責任は、相手方に故意・過失がある場合に負うものとし、賠償の範囲を、直接かつ現実に生じた通常の損害に限定している。
- 3 また、2項において、何を請求原因とするのかにかかわらず、損害の上限は 委託料を限度とすることを定めている。
- 4 ただし、故意・重過失の場合には、上限規定は適用されないものとしている (3項)。損害発生の原因が故意による場合には、判例では免責・責任制限に 関する条項は無効になるものと考えられており、故意に準ずる重過失の場合 にも同様に無効とするのが有力な考え方であることから、このような規定を 設けた。

# 第23条 (OSS の利用)

- 1 ベンダは、本開発遂行の過程において、本件成果物を構成する一部として オープン・ソース・ソフトウェア(以下「OSS」という。)を利用しようと するときは、OSS の利用許諾条項、機能、脆弱性等に関して適切な情報を提 供し、ユーザに OSS の利用を提案するものとする。
- 2 ユーザは、前項所定のベンダの提案を自らの責任で検討・評価し、OSS の 採否を決定する。
- 3 本契約の他の条項にかかわらず、ベンダは、OSS に関して、著作権その他の権利の侵害がないことおよび瑕疵のないことを保証するものではなく、ベンダは、第 1 項所定の OSS 利用の提案時に権利侵害または瑕疵の存在を知りながら、もしくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。

# <解説>

AI 技術を利用したソフトウェアの開発においては OSS が利用されることも多いことから OSS の利用に関する規定を設けている。内容はモデル契約 2007 第 49 条 A 案と同様である。

### 第24条(権利義務譲渡の禁止)

ユーザおよびベンダは、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本 契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部 もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはなら ない。

## 第25条 (解除)

- 1 ユーザまたはベンダは、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が 生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解除 することができる。
  - ① 重大な過失または背信行為があった場合
  - ② 支払いの停止があった場合、または仮差押、差押、競売、破産手続開始、 民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合
  - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - ④ 公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生し た場合
- 2 ユーザまたはベンダは、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。
- 3 ユーザまたはベンダは、第 1 項各号のいずれかに該当する場合または前項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。

# 第26条(有効期間)

本契約は、本契約の締結日から第4条の委託料の支払いおよび第11条に定める確認が完了する日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする。

### 第27条(存続条項)

本契約第7条 (ベンダの義務)、第12条 (ユーザがベンダに提供するデータ・資料等)第3項から第6項、第13条 (ユーザ提供データの利用・管理)、第14条 (秘密情報の取扱い)から第23条 (OSS の利用)、本条および第28条 (管轄裁判所)は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

## 第28条(管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとする。

## 第29条(協議)

本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、信義誠実の 原則に従いユーザおよびベンダが協議し、円満な解決を図る努力をするもの とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、ユーザ、ベンダ記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

ユーザ

ベンダ

#### 【別紙】業務内容の詳細

#### 1 本開発の対象

- (例) 次の機能を有するソフトウェア(名称「●」)
- (1) 機能
  - . . .
- (2) 使用環境
  - . . . .
- (3) 前提条件

. . . .

#### 2 本データの明細

- (1) ユーザが提供するデータの明細 (例) 別紙データ目録に記載するデータ
- [(2) ベンダが提供するデータの明細]

#### 3 ユーザが提供する資料等

(1)

(2)

その他、本開発遂行のために必要な資料等が生じた場合は別途協議する。

#### 4 作業体制

【ベンダおよびユーザの責任者および必要に応じてメンバそれぞれの役割、 所属、氏名の記載とソフトウェア開発の実施場所等を記載】

#### (1) ベンダの作業体制

- ・ベンダ側責任者氏名: ●● ●●ベンダ側責任者は次の役割を担当する。
  - (l) • • •
  - ②·····
- [・メンバ]

メンバは次の役割を担当する。

【※組織図/氏名/役割を記載】

## (2) ユーザの作業体制

- ・ユーザ側責任者氏名: ●● ●● ユーザ側責任者は次の役割を担当する。
  - (l) • • •
  - **(2)** • •
- [・メンバ]

メンバは次の役割を担当する。

- (<u>1</u>) • •
- (<u>2</u>) • •

【※組織図/氏名/役割を記載】

### (3) ソフトウェア開発実施場所

【ソフトウェア開発の作業等の実施場所を記載】

#### 5 具体的作業内容(範囲、仕様等)

- (1) ベンダの担当作業:
- (2) ユーザの担当作業:
- (注) 共同担当作業がある場合には両方に入れる

#### 6 連絡協議会

- (1) 開催予定頻度:
- (2) 場所:

#### 7 作業期間、スケジュール

## 8 ベンダがユーザの委託に基づき開発支援を行う成果物の明細

(例) (該当するものに○をつける)

対象物	納品有無	納品形態(※)
学習用データセット		
学習用プログラム		
学習済みモデル		

<sup>※</sup> データの場合はデータ形式、プログラムの場合はソースコード・バイナリコード等)

#### 9 業務の完了

- (1) ベンダからの成果物提供期限:●年●月●日
- (2) ユーザによる確認期間:成果物提供日から●日間

#### 10 委託料

#### 11 委託料の支払時期・方法

(例) ユーザが本件業務の確認を完了してから●日以内にユーザは委託料をベンダ指定の銀行口座に振り込み送金の方法により支払う。振込手数料はユーザの負担とする。

【別紙】ユーザ提供データの利用条件(13条2項ただし書関係)

[\*以下の記載は参考例であり、実際に利用する際は修正されることを前提としている。また、以下は、ユーザ提供データに個人情報等を含まない場合を想定した記載である。個人情報等を含むデータの取扱いについては、個人情報保護規制の遵守が必要となる。]

利用の範囲	利用の可否・条件
<ul><li>① 本開発目的以外の目的での利用</li></ul>	<ul> <li>不可/可</li> <li>可の場合の条件         【条件の記載例】         例① ベンダの製品・サービス開発や改善目的での利用。         例② 研究目的のための利用。         例③ 第三者に提供しないことを条件に、学習済みモデルの生成および当該学習済みモデルの利用。         例④ 平成●年●月●日から●か月間は、●業の分野で利用できる学習済みモデルの生成のためには利用できないものとする。</li> </ul>
② 第三者への提供	<ul> <li>不可/可</li> <li>可の場合の条件 【条件の記載例】</li> <li>例① ユーザを特定できない形に加工した データに限り提供可能とする。なお、ユーザはデータの有用性や正確性につい て責任を負わないものとする。</li> <li>例② ユーザが別途指定するデータを除外 したデータに限り提供可能とする。なお、ユーザはデータの有用性や正確性について責任を負わないものとする。</li> <li>例③ ベンダの子会社に限り提供可能とする。</li> <li>例③ ベンダの子会社に限り提供可能とする。</li> </ul>

# 【別紙】利用条件一覧表(18条関係)

# 利用条件一覧表 [\*記載例は次頁以下のケース1から3を参照すること。]

本一覧表の対象		
---------	--	--

# 【ユーザ】

	利用の範囲	利用の可否・条件
1	自己の業務遂行に必要 な範囲での利用(ただ し、②に記載の利用を 除く。)	
2	再利用モデルの生成	
3	第三者への開示、利用 許諾、提供等(以下 「第三者提供等」とい う。)	

# 【ベンダ】

	利用の範囲	利用の可否・条件
1	本開発目的以外の目的 のための利用 (再利用 モデルの生成等)	
2	第三者提供等	

ベンダに知的財産権が帰属し、ユーザに成果物として学習済みデータセットと 学習済みモデルを提供するケース

#### 【状況】

- 1 ユーザが提供した生データのみ利用。
- 2 本学習用データセットは専らベンダのノウハウを利用してベンダが生成し、ユーザは特に寄与なし。
- 3 学習用プログラムはベンダが OSS を利用して開発したものを利用。
- 4 本学習済みモデルの生成は専らベンダのノウハウを利用してベンダが生成し、ユーザは特に寄与なし。
- 5 本学習済みモデルは、汎用的に利用できる可能性が高いものであり、ベンダは開発した本学習済みモデルを第三者に提供することを予定している。
- 6 ユーザは、本学習済みモデルをベンダが第三者提供することは認めているが、ユーザの競合事業者に対して提供することは認めていない。
- 7 ユーザは、本学習済みモデルについて追加でデータを学習させ、本学習済 みモデルの精度を上げることを予定している。
- 8 ユーザに提供される成果物は、本学習用データセットと本学習済みモデル。

## 【前提とする権利帰属および利用条件】

- 1 本学習用データセットと本学習済みモデルの知的財産権はベンダに帰属 する。
- 2 本学習用データセットは、成果物としてユーザに提供され、ユーザが利用できる。ユーザは、本学習用データセットを利用して再利用モデルを生成することができるが、当該再利用モデルを第三者に提供してはならない。ユーザは本学習用データセットそのものを第三者に開示、利用許諾、提供してはならない。ベンダは、本学習用データセットを利用して再利用モデルを生成できるが、それを第三者へ提供することについては本学習済みモデルの第三者提供と同様の条件に服する。また、ベンダは本学習用データセットそのものを第三者に開示、利用許諾、提供してはならない。
- 3 本学習済みモデルは、成果物としてユーザに提供され、ユーザが利用できる。ユーザは、本学習済みモデルの自社利用とそれを使った再利用モデルの生成ができるが、本学習済みモデルとその再利用モデルを第三者に提供してはならない。ベンダは、本学習済みモデルを、本開発目的のための自己利用の他、ユーザと競合する事業領域に属さない会社のための再利用モデルの生成のために利用可能。また、ベンダはユーザと競合する事業領域に属さない会社には本学習済みモデルそのものを利用許諾可能。

くケース 1>

# 利用条件一覧表

[\*以下の記載は参考例であり、実際に利用する際は修正されることを前提としている。]

|--|

# 【ユーザ】

	利用の範囲	利用の可否・条件
1	自己の業務遂行に必要 な範囲での利用(ただ し、②に記載の利用を 除く。)	可。ただし、ユーザ内部での利用に限る。
2	再利用モデルの生成	可。ただし、生成した再利用モデルを第三者提供 等してはならない。
3	第三者への開示、利用 許諾、提供等(以下 「第三者提供等」とい う。)	不可。

# 【ベンダ】

	利用の範囲	利用の可否・条件
1	本開発目的以外の目的 のための利用(再利用 モデルの生成等)	可。ただし、本学習用データセットを用いて生成 した再利用モデルの第三者提供等については、別 紙記載の本学習済みモデルの利用条件に従うもの とする。
2	第三者提供等	不可。

くケース 1>

# 利用条件一覧表

[\*以下の記載は参考例であり、実際に利用する際は修正されることを前提としている。]

本一覧表の対象	本学習済みモデル
---------	----------

# 【ユーザ】

	利用の範囲	利用の可否・条件
1	自己の業務遂行に必要 な範囲での利用(②に 記載の利用を除く)	可。ただし、ユーザ内部での利用に限る。
2	再利用モデルの生成	可。
3	第三者への開示、利用 許諾、提供等(以下 「第三者提供等」とい う。)	学習済みモデルおよび再利用モデルの第三者提供 等は不可。

# 【ベンダ】

	利用の範囲	利用の可否・条件
1	本開発目的以外の目的 のための利用 (再利用 モデルの生成等)	可。ただし、生成した再利用モデルの第三者提供 等については②にしたがう。
2	第三者提供等	可。ただし、平成●年●月●日から●か月間は、 ●●業の分野を事業領域とする事業者には第三者 提供等しないものとする。

## ベンダに知的財産権が帰属し、ユーザに成果物が提供されないケース

## 【状況】

- 1 ユーザが生データを提供。
- 2 本学習用データセットはユーザとベンダのノウハウを利用して生成。
- 3 本学習用プログラムはベンダが OSS を利用して開発したものを利用。
- 4 本学習済みモデルの生成は専らベンダのノウハウを利用してベンダが生成し、ユーザは特に寄与なし。
- 5 ユーザは本学習済みモデルの利用のみ希望し、再利用を予定していない。
- 6 ベンダは本学習済みモデルの第三者への提供と再利用を希望。
- 7 ユーザは、ベンダが本学習済みモデルや再利用モデルを自己の競合事業 者へ提供することは拒否。それ以外の第三者に対する提供については承諾。
- 8 ユーザに提供される成果物はなし。

## 【前提とする権利帰属および利用条件】

- 1 本学習用データセットと本学習済みモデルの知的財産権はベンダに帰属する。
- 2 本学習用データセットは成果物ではなく、ユーザは、本学習用データセットを利用できない。ベンダは、本学習用データセットを利用して再利用モデルを生成できるが、その第三者への提供については本学習済みモデルの第三者提供と同様の条件に服する。また、ベンダは本学習用データセットそのものを第三者に開示、利用許諾、提供してはならない。
- 2 本学習済みモデルは成果物としてユーザに提供されないが、ユーザは、ベンダのサーバにアクセスして、本学習済みモデルを利用することができる。ユーザは、ユーザの業務のための自己利用のみ可能であり、再利用モデルの生成はできず、本学習済みモデルや再利用モデルを第三者に開示・利用許諾・提供等はできない。ベンダは本開発目的のための自己利用の他、ユーザと競合する事業領域に属さない会社のための再利用モデルの生成のために利用可能。また、ベンダはユーザと競合する事業領域に属さない会社には本学習済みモデルそのものを利用許諾可能。

くケース 2>

# 利用条件一覧表

[\*以下の記載は参考例であり、実際に利用する際は修正されることを前提としている。]

本一覧表の対象	本学習用データセット
---------	------------

# 【ユーザ】

	利用の範囲	利用の可否・条件
1	自己の業務遂行に必要 な範囲での利用(②に 記載の利用を除く)	不可。
2	再利用モデルの生成	不可。
3	第三者への開示、利用 許諾、提供等(以下 「第三者提供等」とい う。)	不可。

# 【ベンダ】

	利用の範囲	利用の可否・条件
1)	本開発目的以外の目的 のための利用(再利用 モデルの生成等)	可。ただし、学習用データセットを用いて生成した再利用モデルの第三者提供等については、別紙記載の本学習済みモデルの利用条件に従うものとする。
2	第三者提供等	不可。

くケース 2>

# 利用条件一覧表

[\*以下の記載は参考例であり、実際に利用する際は修正されることを前提としている。]

本一覧表の対象	本学習済みモデル
---------	----------

# 【ユーザ】

	利用の範囲	利用の可否・条件
1	自己の業務遂行に必要 な範囲での利用(②に 記載の利用を除く)	可。
2	再利用モデルの生成	不可。
3	第三者への開示、利用 許諾、提供等(以下 「第三者提供等」とい う。)	不可。

# 【ベンダ】

	利用の範囲	利用の可否・条件
1	本開発目的以外の目的 のための利用(再利用 モデルの生成等)	可。ただし、生成した再利用モデルの第三者提供 等については②にしたがう。
2	第三者提供等	可。ただし、平成●年●月●日から●か月間は、 ●●業の分野を事業領域とする事業者には第三者 提供等しないものとする。

くケース3>

ユーザに知的財産権が帰属し、ユーザに成果物として学習済みデータセットと 学習済みモデルを提供するケース

#### 【状況】

- 1 ユーザが提供した生データのみ利用。
- 2 本学習用データセットはユーザとベンダのノウハウを利用してベンダが 生成。
- 3 学習用プログラムはベンダが OSS を利用して開発したものを利用。
- 4 本学習済みモデルの生成はユーザとベンダのノウハウを利用してベンダ が生成。
- 5 ユーザは、本学習済みモデルをベンダが第三者提供することは認めているが、ユーザの競合事業者に対して提供することは認めていない。
- 6 ベンダは、本学習済みモデルについて追加でデータを学習させ、本学習済 みモデルの精度を上げることを予定している。
- 7 ユーザに提供される成果物は、本学習用データセットと本学習済みモデル。

#### 【前提とする権利帰属および利用条件】

- 1 本学習用データセットと本学習済みモデルの知的財産権はユーザに帰属する。
- 2 本学習用データセットは、成果物としてユーザに提供され、ユーザが利用できる。ユーザは、本学習用データセットを利用して再利用モデルを生成することができる。ユーザは本学習用データセットそのものを第三者に開示、利用許諾、提供してはならない。ベンダは、本学習用データセットを利用して再利用モデルを生成できるが、それを第三者へ提供することについては本学習済みモデルの第三者提供と同様の条件に服する。また、ベンダは本学習用データセットそのものを第三者に開示、利用許諾、提供してはならない。
- 3 本学習済みモデルは、成果物としてユーザに提供され、ユーザが利用できる。ユーザは、本学習済みモデルの利用とそれを使った再利用モデルの生成ができ、また、本学習済みモデルとその再利用モデルを第三者に提供することができる。ベンダは、本学習済みモデルを、本開発目的のための自己利用の他、ユーザと競合する事業領域に属さない会社のための再利用モデルの生成のために利用可能。また、ベンダはユーザと競合する事業領域に属さない会社には本学習済みモデルそのものを利用許諾可能。

くケース 3>

# 利用条件一覧表

[\*以下の記載は参考例であり、実際に利用する際は修正されることを前提としている。]

本一覧表の対象	本学習用データセット
---------	------------

# 【ユーザ】

	利用の範囲	利用の可否・条件
1	自己の業務遂行に必要 な範囲での利用(ただ し、②に記載の利用を 除く。)	可。ただし、ユーザ内部での利用に限る。
2	再利用モデルの生成	可。ただし、ユーザ内部での利用に限る。
3	第三者への開示、利用 許諾、提供等(以下 「第三者提供等」とい う。)	不可。

# 【ベンダ】

	利用の範囲	利用の可否・条件
1	本開発目的以外の目的 のための利用(再利用 モデルの生成等)	可。ただし、本学習用データセットを用いて生成 した再利用モデルの第三者提供等については、別 紙記載の本学習済みモデルの利用条件に従うもの とする。
2	第三者提供等	不可。

くケース 3>

# 利用条件一覧表

[\*以下の記載は参考例であり、実際に利用する際は修正されることを前提としている。]

本一覧表の対象	本学習済みモデル
---------	----------

# 【ユーザ】

	利用の範囲	利用の可否・条件
1	自己の業務遂行に必要 な範囲での利用(②に 記載の利用を除く)	可。
2	再利用モデルの生成	可。
3	第三者への開示、利用 許諾、提供等(以下 「第三者提供等」とい う。)	可。

# 【ベンダ】

	利用の範囲	利用の可否・条件
1	本開発目的以外の目的 のための利用(再利用 モデルの生成等)	可。ただし、生成した再利用モデルの第三者提供 等については②にしたがう。
2	第三者提供等	可。ただし、平成●年●月●日から●か月間は、 ●●業の分野を事業領域とする事業者には第三者 提供等しないものとする。

## 第8 総括

以上のとおり、本ガイドライン(AI 編)において、AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用に関する基本的考え方およびモデル契約を示した。本ガイドライン(AI 編)が、AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用についての契約プラクティスを形成する一助となり、AI 技術の開発・利用に資することになれば幸いである。

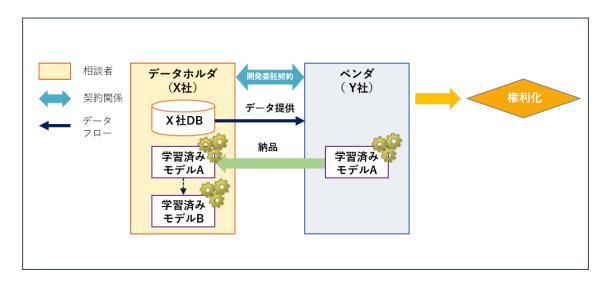
なお、本ガイドライン(AI編)および本モデル契約は、特定目的のための特化型 AI技術を利用したソフトウェアを対象としており、将来、汎用型 AI技術を利用したソフトウェアが登場する場合や学習にデータが不要となった場合などには、大幅な改訂が必要となる。AI技術は日々進歩しており、本ガイドライン(AI編)が提示した本モデル契約は、近い将来、進歩した AI技術に合うように修正していく必要がある点に留意されたい。

## 別添 一作業部会で取り上げたユースケースの紹介—

ユースケース 1: データホルダがベンダにデータ提供をすることで開発された学習済みモデルおよび再利用モデルに対する権利等の事例

#### くケース 1>

- (1) X社は、各種データを保有する事業者である。Y社は、AI 開発を行っているベンダである。
- (2) X 社は、Y 社に X 社の自社サービスに利用する画像認識のための学習済みモデル (学習済みモデル A) 開発を委託した。
- (3) 学習済みモデル A の開発のために、X 社は Y 社に対して自社が保有する生 データを提供した。なお、契約上、X 社から Y 社へのデータ提供は「貸与」とされており、開発等の契約目的を達成した後には返却することとなっている。
- (4) Y社は、X社から提供された生データを用いて、学習済みモデルAを開発した。なお、学習済みモデルAを生成するために用いた学習用プログラムは汎用的なOSSをY社においてカスタマイズしたものである。
- (5) X社は、開発に利用した生データが自社保有のデータであり、学習済みモデルAの開発にかかる委託料も負担していることから、学習済みモデルAについて自社に独占的に権利を帰属させたいと考えている。しかし、Y社は学習済みモデルAの開発においては、自社のノウハウ等の提供も含まれていることから、X社の独占的な権利とすることに対しては、異論をもっている。
- (6) X社は、開発した学習済みモデルAに対して、今後さらにデータを追加して学習させて、当該モデルを高度化することも検討している。



#### 相談事項

- ① X社は学習済みモデルAを独占的に利用することができるか。
- ② Y社は、技術の進展が早い分野であることを理由に、学習済みモデルAについて、早期にY社の単独出願で特許を取得することを希望している。一方、X社は、特許取得自体に異論はないものの、自らも実施を希望していることから、Y社を単独の権利者とすることには慎重な姿勢である。X社はY社の単独出願の主張に対して、どのように対応すべきか。
- ③ X 社が、新たなデータを用いて、追加学習を行い、学習済みモデル A を高度化した新たな再利用モデル(学習済みモデル B)を生成した場合、Y 社はかかる再利用モデルを利用することができるか。

#### 検討の視点

#### (1) 相談事項①について

契約締結交渉において「学習済みモデル」という言葉は、多義的に用いられることがあり、当事者間においてその意味内容を明確にすることが重要である。本事例では「学習済みモデル」とは、「特定の機能を実現するために学習済みパラメータを組み込んだプログラム」を指すものと仮定する(本ガイドライン(AI編)第2-3-(2)-④および第4-4-(2)-④参照)。

学習済みモデルの利用条件については、①法律上、当該学習済みモデルについて、誰に、いかなる権利(知的財産権)が帰属するかということと、②①を前提とした上で、当事者間の合意による修正が必要であるかを検討することが重要となる。

#### 知的財産権の整理

#### a 学習済みパラメータ

学習済みパラメータは、知的財産権の対象とならない数値等のデータにすぎないことが多いと思われる(本ガイドライン(AI 編)第 3-3-(2)-①-b 参照)。このような場合には、営業秘密に該当して不正競争防止法上の保護を受ける他は、X 社・Y 社間で利用条件を設定しない限りは、これに現実にアクセスできる者が自由に利用できることになる(本ガイドライン(AI 編)第 3-3-(1)-③参照)。

## b 推論プログラム

学習済みモデルのプログラム部(推論プログラム)は、そのソースコード(オブジェクトコードに変換されていても同様である。)についてはプログラムの著作物(著作権法 10条1項9号)として著作権法上の保護を受け得る。また、そのアルゴリズムは、特許法上の要件を充足すれば「物の発明」として、特許法の保護を受け得る。これらの権利については、職務著作(著作権法 15条)や職務発明(特許法35条)等の制度を通じて、ベンダに帰属することが多い(本ガイドライン(AI編)第3-3-(1)-②参照)。

本事例では、X社は生データを提供しているものの、推論プログラムの開発はY社が行っている以上、Y社が著作権および特許を受ける権利を取得したと認められることが多いであろう。

したがって、ユーザである X 社としては、推論プログラムについて、独占的な利用をしたいのであれば、ベンダである Y 社からこれらの権利を譲り受けるか、またはその独占的利用許諾を受けることが必要である(本ガイドライン(X 編)第 3-3-X0-X0 参照)。

#### ② 権利帰属・利用条件の設定

学習済みモデルの権利帰属や利用条件について X 社・Y 社間で交渉する際には、その対象となるプログラムやデータの作成・生成に寄与した程度(寄与度)が主たる基準となる(具体的に寄与度に影響する要素については本ガイドライン(AI編)第3-3-(2)-②-a参照)。

本事例においては、ユーザ X 社が提供した生データの希少性、生データ処理に際しての Y 社のノウハウや労力、学習用プログラムの独自性、支払われる対価の額や支払条件が考慮されることになろう。

さらに、契約締結交渉においては、双方共に学習済みモデルの「権利帰属」のみにいたずらにこだわるのではなく、むしろ「利用条件」をきめ細やかに設定することで適切な合意に至る可能性に留意すべきである(本ガイドライン(AI 編)第 3-3-(2)-2-b、同 c および第 4-4-(2)-4参照)。

本事例においても、X社・Y社間の契約において、たとえば次のような内容での権利帰属および利用条件の設定することが考えられる。

- 学習済みモデル A に関する知的財産権を X 社に帰属させる。
- X 社は学習済みモデル A を特段の利用条件なく自由に利用できる。
- Y社は学習済みモデルAを再利用モデル(学習済みモデルB)の生成目的のために利用できるが、一定期間は X 社の競合事業者に対して、当該再利用モデルを提供できない。また、Y 社は学習済みモデルA をそのままの形で第三者提供や譲渡ができない。

#### (2) 相談事項②について

推論プログラムのアルゴリズムについては、特許法上の要件を充足すれば特許法の保護を受け得ること、および、その特許を受ける権利は、一般的には、実際に開発行為を行ったベンダに単独で帰属することは前記(1)-①のとおりである。そのため、契約上何も定めなければ、Y社はかかるアルゴリズムについて、単独出願をすることができ、特許法上の要件を満たす場合には、特許を受けることができる。

このような場合、X社が特許発明を自ら実施するためには、特許を受ける権利を共有とし、Y社と共同出願をするか、あるいは、Y社からかかるアルゴリズムについて、実施許諾を受ける必要がある。

このいずれが適切であるかは、まさに事案により異なるため、X 社・Y 社間の協議が必要である。その際には、単独出願したいという Y 社の必要性と、特許発明を実施したいという X 社の必要性の両方を検討することが重要であろう。

たとえば、Y社としては、単独出願することでクレームの範囲を自ら設定することを希望しているのかもしれないし、あるいは、宣伝広告効果や信用力の向上に期待しているのかもしれない。また、権利化した上で、自らの実施可能性を確保したいということなのか、それとも、他者の市場への参入を損害賠償のみならず、差止をもって排除することが可能な地位を独占したいのか、によっても契約条件は変わってくるであろう。

また、X社についても、同様に、単に自らが事業上、特許発明を実施可能な地位を確保すれば足りるのか、それとも、さらに、損害賠償請求や差止請求が可能な地位を確保したいのかが問題となる。加えて、特許取得や維持に際しては、費用が発生するため、これら費用を踏まえても、特許を得る意味があるかの検討も重要である。

仮に、Y 社の単独出願の主たる動機が損害賠償請求や差止請求により、 競合事業者の参入を防ぎたいということにあり、かつ、逆に X 社として は、自らの実施可能性を確保したいという動機を有するのであれば、Y 社 の単独出願を認めた上で、特許を受ける権利に基づいて Y 社が取得すべ き特許権について、独占的仮通常実施権を設定することで、X 社・Y 社双 方のニーズを満たす可能性があるのではないかと思われる。

#### (3) 相談事項③について

相談事項③については、学習済みモデルAについて、X 社においてデータの追加学習をさせて再利用モデル (学習済みモデルB)を生成することが X 社・Y 社間の契約で許容されるのかは定かではない。また、仮に、X 社・Y 社間の契約において、X 社による再利用モデルの生成が禁止されていたとしても、そのことをもって、当然に Y 社がかかる再利用モデルを利用できることにはならない。

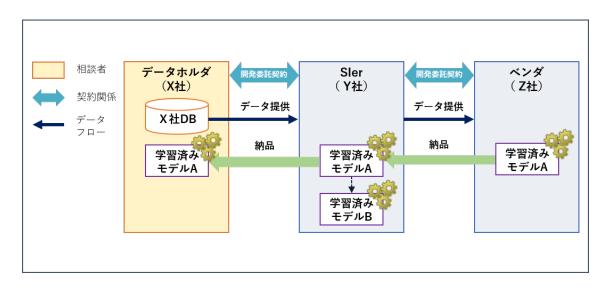
そのため、Y 社において、X 社が学習済みモデル A を利用して生成した 再利用モデル (学習済みモデル B) を利用したいという希望があるのであ れば、X 社・Y 社間の契約において、利用条件を明確に定める必要がある。

たとえば、学習済みモデル A に関しては次のような内容で利用条件の 設定をすることが考えられる。

- X 社は学習済みモデル A を利用して再利用モデルを生成できる。
- X 社が学習済みモデル A を利用して生成した再利用モデルについては、X 社も Y 社も自由に利用できる。

#### くケース 2>

- (1) X社は、各種データを保有する事業者である。Y社はSIer企業であり、Z 社は学習済みモデルの生成を行っているベンダである。
- (2) X 社は、Y 社との間で学習済みモデル A を開発委託する契約を締結し、X 社はさらに本開発委託を遂行するためにベンダ Z 社と再委託契約を締結して、学習済みモデル A の開発を委託している。
- (3) Z 社は学習済みモデル A を開発して Y 社に納品し、Y 社は当該学習済みモデル A を X 社・Y 社間の開発委託契約の納品物として X 社に納品した。
- (4) Y 社は学習済みモデル A の納品後、自ら創出した、あるいは Z 社から提供を受けたノウハウを用いて、学習済みモデル A を基にして、新たに学習済みモデル B を開発して(この学習済みモデル B は学習済みモデル A のプログラムを利用していない。)、他社へ販売することを考えている。



#### 相談事項

X 社は、Y 社が開発した学習済みモデルBに対して、学習済みモデルAにおける権利に基づいて、その開示および利用を求めることができるか。

## 検討の視点

X 社・Y 社間の開発委託契約において、開発過程で生じたノウハウや、開発対象である学習済みモデル A の権利帰属や利用条件について別段の定めがない場合、前記ケース 1 の解説のとおり、推論プログラムについては、Y 社または Z 社に権利帰属し(Y 社・Z 社間の再委託契約の定めによる。)、また、学習済みパラメータやノウハウについては、Y 社が自由に利用することができることが多いと考えられる。

その場合、Y 社において、推論プログラムや、学習済みパラメータ、そして、 当該ノウハウを用いて学習済みモデル B を開発することには特段の制約はない(これらが、営業秘密として不正競争防止法上の制約を受ける場合を除く。)。 このような状況では、X 社が、学習済みモデル B について何らかの権利主張を 行うことは難しいと思われる。

また、X 社・Y 社間の契約において、学習済みモデル A が X 社に権利帰属すると定めたとしても、当該条項のみでは、X 社が、学習済みモデル A から生成された学習済みモデル B の開示を受け、かつ、これを利用することができるわけではない。このことは、ケース 1 相談事項③と同様である。

したがって、X 社が、Y 社が開発した学習済みモデル B を利用して何らかの利益を得たいとのことであれば、X 社・Y 社間の開発委託契約において、学習済みモデル A の権利帰属条項に加えて、Y 社における学習済みモデル B を含む再利用モデル生成の可否、およびこれが可能な場合の再利用モデルの X 社および Y 社の利用条件について明確に定める必要がある。

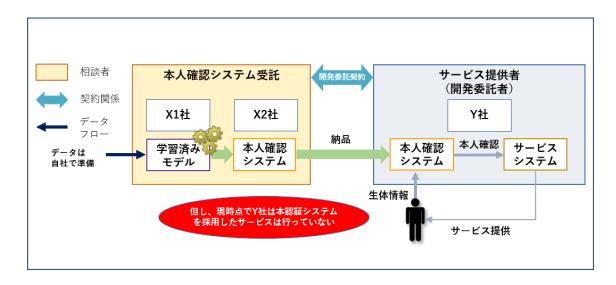
たとえば、学習済みモデル A に関する知的財産権を X 社に帰属させつつ、学習済みモデル A を用いて、Y 社が学習済みモデル B を新たに創出することを可能とする場合には、その利用に際して、X 社に対して一定のライセンス料を支払うという利用条件設定が考えられるであろう。なお、これらの契約締結交渉および利用条件設定の際には、上述のように、学習済みモデル A やノウハウ創出にかかる寄与度を十分考慮することが必要である(本ガイドライン(AI編)第 3-3-(2)-(2)-(2)-b、同 c および第 4-4-(2)-(4)参照)。

#### ユースケース 2: ベンダが開発したシステムに対する権利等の事例

#### くケース 1>

## 1 事案の概要

- (1) X1 社は、学習済みモデルの生成を行っている事業者 (ベンダ) である。 X2 社は、システム開発を行っている事業者 (SIer) である。
- (2) Y 社は、X1 社および X2 社に、Y 社の自社サービスに利用する、本人確認 システムの開発を委託し、X1 社および X2 社は共同で受注した。なお、本人 確認システムでは、生体情報を用いて、本人確認を行うことを想定している。
- (3) Y社と X1 社、X2 社との間で、本人確認システムの業務委託契約が締結されたが、当該契約において本人確認の精度に関する取決めはない。
- (4) X1 社は、自己の準備した生データを用いて、情報照合にかかる学習済み モデルを生成した。
- (5) X2 社は、X1 社が開発した学習済みモデルを組み込んで、本人確認システムを開発した(なお、X1 社と X2 社間の契約の詳細は不明である。)。
- (6) X1 社が開発した学習済みモデルに、入力データを読み込ませることにより得られる結果は、予測に基づく点数(スコアリング)として出力され、当該スコアリングに基づく、本人判定のしきい値は、システムにおいて設定されている(しきい値を超える、または下回る場合に本人と判定される。)。



#### 2 相談事項および検討の視点

#### 相談事項

- ① 本人確認システムが、本人でない者を本人と認識する、あるいは本人を本人でない者と認識する等の誤った判断を出した場合、X1 および X2 社は Y 社に対して、どのような責任を負うことになるか。
- ② X1 社、X2 社と Y 社は、業務委託契約において、どのような取決めをする ことが望ましいか。
- ③ X1 社、X2 社間の契約において、どのような点に注意すべきか。

#### 検討の視点

#### (1) 相談事項①について

本人確認システムの判断に誤り(誤判定)があった場合、ユーザ(Y社)のベンダ(X1社および X2社)に対する責任追及の法的構成としては、債務不履行責任(民法 415条)と不法行為責任(民法 709条)が考えられる。前者は契約上の義務の違反を、また、後者は故意または過失による権利または法律上保護された利益の侵害を責任原因とするところ、契約関係における当事者間においては、両構成における主張内容は事実上一致することが多いであろう。

この場合、ベンダ (X1 社および X2 社) のユーザ (Y 社) に対する責任 内容は、まずは、両者間の業務委託契約の定め (ベンダの義務内容や、結 果に誤りが生じた場合の責任に関する定め) に基づき判断される。

もっとも、本事例において、業務委託契約では、結果の精度に関する取決め等、誤判定が生じた場合の責任に関する明確な定めはない。このように契約上の定めがない場合には、通常、学習済みモデルの生成の目的、当事者の技術力、支払われる対価の額や支払条件等を総合的に考慮し、当事者がどの程度の水準のサービスを相手方に提供することを約していたかを探求することになる(本ガイドライン(AI 編)第3-4-(I)-①参照)。

ただし、学習済みモデルについては、その性質上、未知の入力(データ)に対しては、一定の性能や結果を保証することが難しいということに鑑みると、業務委託契約において、学習済みモデルの性能に関して取決めがなされていない限り、両者間で学習済みモデルの性能や結果について保証することが合意されていたと認められる場合は少ないであろう。よって、ベンダ(X1社)が、ベンダに通常期待される注意をもって(開発時点の技術水準にしたがって)、学習済みモデルを生成していたといえるのであれば、学習済みモデルの誤判定についてベンダ(X1社)に責任が認められる可能性は低いと考えられる。

#### (2) 相談事項②について

ベンダおよびユーザ間の争いを避けるため、両者間の業務委託契約において、誤判定が生じた場合の責任について、定めておくことが望ましい。もっとも、学習済みモデルの品質や性能については、その性質上、未知の入力(データ)に対しては、一定の結果を約束または保証することは困難であるため、ベンダの責任を規定するとしても、一定の範囲に限定する(たとえば、特定のデータを入力した場合の精度等)ことにならざるを得ないであろう(本ガイドライン(AI編)第4-4-(1)-②等参照)。

ベンダとユーザとの間で、学習済みモデルの性能に関する争いを予防するためには、複数フェーズにわたって、学習済みモデルの生成、検証を繰り返し行い、両者間で性能について協議、情報共有を行いながら開発を進めていくこと(「探索的段階型」な開発手法)が重要となる(「探索的段階型」の開発手法については、本ガイドライン(AI編)第4-3-(2)参照)。

#### (3) 相談事項③について

本事例における本人確認システムは、学習済みモデルの出力結果であるスコアリングを基に、本人か否かの判定結果を出すものであるが、どの程度のスコアが出れば本人と判定するかの基準値(しきい値)はシステムにおいて設定されている。そのため、誤判定が生じた場合、当該誤判定が、学習済みモデルの出力結果に起因する場合もあれば、しきい値の設定(システム)に起因する場合もあるであろう。このように、学習済みモデルのベンダ(X1社)とシステムのベンダ(X2社)が異なる場合、誤判定について、いずれの責任範囲に起因するものであるか、検証することが必要になる。

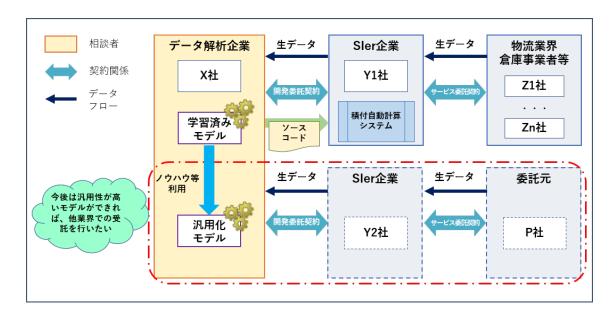
もっとも、両者間での責任範囲や責任分担について、明確にしておかないと、後に争いが生じるおそれがあるので、この点、両者間の契約で明示しておくことが望ましい。

基本的には、各自が作成、構築した部分について(つまり、学習済みモデルに起因する場合は X1 社が、システムや組み込みに起因する場合は X2 社が)、責任を負うことになると思われるが、互いの責任範囲について、両者で協議の上で、合意することになる。

なお、学習済みモデルのベンダとシステムのベンダが異なる場合、学習済みモデルのシステムへの組み込みやシステムとの連携に関して問題が生じることも多く、また、このような場合、双方のいずれが責任を負うべきか争いになりやすい。通常のシステム開発においても、複数ベンダによる開発(マルチベンダ)の場合、同様の問題が生じるが、学習済みモデルを組み込んだシステムの開発の場合、システムのベンダ及び学習済みモデルのベンダ双方が、互いの技術や開発手法などについての理解の浅さに起因して、連携がうまくいかない等の問題が生じることが考えられる。そのため、学習済みモデルとシステムとを円滑に連携するため、両者間で、必要な情報(それぞれの開発対象の仕様や機能に関する情報、インターフェース情報等)を、適宜、ユーザも含めて、共有していくことが必要であろう。

#### くケース 2>

- (1) X 社はデータ解析事業者である。Y1 社は物流業界企業向けに、荷物の積載を自動計算するソフトウェア開発を行う事業者(SIer)である。Y1 社は開発した自動計算ソフトウェアを基に、複数の物流業界の顧客(Z1 社~Zn 社)にサービスを提供している。
- (2) Y1 社のソフトウェアで用いる学習済みモデルは、Y1 社から委託を受けた X 社が開発しており、X 社・Y1 社間で開発委託契約が締結されている。
- (3) X 社は、Y1 社が Z 社から受領した生データを用いて、学習済みモデルを 生成している。なお、X 社が学習済みモデルの生成を行うにあたっては、物 流業界に精通している Y1 社からノウハウ (積み方の条件や荷物を出し入れ する者の利便性等の条件等)の提供を受け、パラメータの調整等の際に、こ のノウハウを利用している。
- (4) X社は、開発した学習済みモデルについて、原則としてソースコードを含めて Y1 社に納品している。



#### 相談事項

- ① X 社が開発した学習済みモデルについては、どの部分に誰の権利が生じると考えるべきか。なお、本事例における学習済みモデルの生成手順は、簡潔に述べると次のとおりである。
  - (1) Z 社が案件に特化した生データを Y 社を通じて X 社に提供する。
  - (2) X 社がこのケースに最も適していると考えられる、単一あるいは複数の分析手法・アルゴリズムを選定して(組み合わせて)、問題を解く機能を備えた学習用プログラムを開発する。
  - (3) X 社が生データを処理・加工して、作成した学習用データセットを、上記の学習用プログラムに読み込ませ、生成された学習済みモデルを、Y 社・ Z 社を含めて検討し、問題があれば(2)に戻る、あるいは学習用プログラムのパラメータを設定して要求に合うよう調整 (チューニング) する。
- ② X社は、案件に応じて、分析手法やアルゴリズムを選択して学習用プログラムを開発しているが、どの手法を選択し、どのような順番で、どう組み合わせるとうまくいくか、というノウハウは、X社が自由に利用できると考えて問題ないか。
- ③ X社は、Z社向け案件における学習済みモデルの生成の際に用いた、分析手法やアルゴリズムの選択、組合せ、適用する順番といった汎用的なアイデアやノウハウを、別業界向けの学習済みモデルの生成に利用することを検討している(ただし、Z社向けの案件で利用した、生データや学習用データセットは使用しない。)。このようにして開発した学習済みモデル(以下「汎用化モデル」という。)を、別のSIer(Y2社)に販売する場合、元のSIer(Y1社)との契約において注意すべき事項や、盛り込むべき規定はどのようなものがあるか。

#### 検討の視点

#### (1) 相談事項①について

契約締結交渉において「学習済みモデル」という言葉は、多義的に用いられることがあり、当事者間においてその意味内容を明確にすることが重要である。本事例では「学習済みモデル」とは、「特定の機能を実現するために学習済みパラメータを組み込んだプログラム」を指すものと仮定する(本ガイドライン(AI編)第2-3-(2)-④および第4-4-(2)-④参照)。

#### ① 知的財産権の整理

#### a 学習済みパラメータ

学習済みパラメータは、基本的には数値等のデータであり、著作物とは認められない可能性が高い(本ガイドライン(AI編)第3-3-(2)-①-b参照)。そのため、営業秘密に該当して不正競争防止法上の保護を受ける他は、契約上の取決めがない限り、学習済みパラメータの取扱いについて法律上の明確なルールはない。よって、開発委託契約で別段の定めがない限り、学習済みパラメータに現実にアクセスで

きる者 (本事例では、X 社およびソースコードの提供を受けている Y1 社) が、利用できることになるであろう (本ガイドライン (AI 編) 第 3-3-(1)-(3) 参照)。

#### b 推論プログラム

学習済みモデルのプログラム部 (推論プログラム) は、創作性が認められる場合は「プログラムの著作物」として著作権が発生し (著作権法 10 条 1 項 9 号)、当該プログラムの著作権は、作成者である X 社に帰属することになるであろう (著作権法 15 条)。よって、開発委託契約において別段の定めがない限り、推論プログラムの権利者は X 社となるが、ただし、X 社は Y 社に、プログラムのソースコードを納品していることから、開発委託契約上別段の定めがなくとも、推論プログラムについて、Y 社が一定の利用が可能であることに注意が必要である(著作権法 47 条の  $3^1$  (プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等))。

## ② 権利帰属・利用条件の設定

以上の原則論を踏まえつつも、推論プログラムや学習済みパラメータの取扱いについては、後の争いを避けるため、X 社・Y1 社間の開発委託契約において、(a)学習済みパラメータについては、利用条件について、(b)推論プログラムについては著作権の帰属および利用条件について、それぞれ、あらかじめ合意しておくことが必要だと思われる。

取決めにあたっては、寄与度を主たる基準として判断されることになると思われ、本事例では、(a)学習済みパラメータについては、分析手法やアルゴリズムの選択、組合せ、適用の順番といった X 社のノウハウおよび Y1 社(Z 社)のデータやノウハウの双方の寄与があること、(b)推論プログラムについては、上記の X 社のノウハウの寄与度が高いこと等が考慮されることになるであろう(その他、考慮が必要な要素について本ガイドライン (AI 編)第 3-3-(2)-②や同第 4-4-(2)-④から⑥参照)。

## (2) 相談事項②について

分析手法やアルゴリズムの選択、組合せ、順番に関する X 社の知見は、ノウハウといえるが、ノウハウの取扱いについては、営業秘密として不正競争防止法上の保護を受ける他は、法律上明確なルールはない。そのため、契約上の定めがない限り、現実にアクセスできる者が、自由に利用できることになると考えられる(本ガイドライン(AI編)第 3-3-(1)-②参照)。よって、仮に、X 社が自己の上記ノウハウを Y 社に開示する場合は、その利用条件について、X 社・Y 社間の契約においてあらかじめ合意しておく必要がある。考慮が必要な要素については、前記(1)と同様であるが、上記 X 社のノウハウは、通常ベンダである X 社の寄与度が高いと考えられることについて考慮が必要であろう(その他の考慮要素については、本ガイドライン(AI編)第 3-3-(2)-②や同第 4-4-(2)-③および(7参照)。

<sup>1</sup> 平成30年改正著作権法施行後は、著作権法47条の4等にも留意されたい。

## (3) 相談事項③について

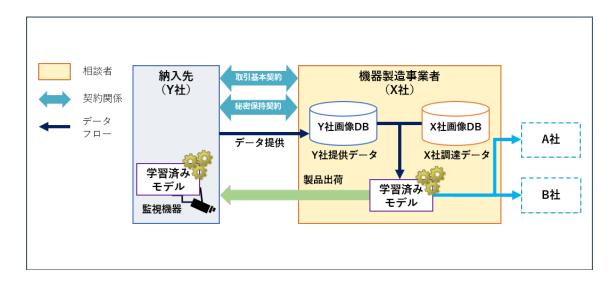
X 社が、汎用化モデルの開発にあたり、Y1 社に納品したソースコードを使わず、自己のノウハウ(アイデアを含む。)のみを利用する場合、原則として、ノウハウの利用については、法律上の明確な制約はないので(営業秘密として不正競争防止法上の制約を受ける場合を除く。)、X 社・Y1 社間の契約において、当該ノウハウの利用に関する制限が課されていないのであれば、X 社が、汎用化モデルの開発について当該ノウハウを利用することは可能だと考えられる。

しかしながら、当該 X 社のノウハウが、Y1 社のデータやノウハウなくしては X 社が知りえなかった場合等、X 社のノウハウについて Y1 社の寄与度が高いといえる場合には、X 社がノウハウを別の案件に利用することについて、Y1 社との間でトラブルになる可能性がある。

このように、対象となるノウハウに、X 社・Y1 社双方のノウハウやデータが寄与している場合は、当事者間で後の争いを防ぐために、X 社のノウハウの利用条件について、X 社・Y1 社間の契約において取り決めることが望ましいと考える。この場合の利用条件は、当該ノウハウへの互いの寄与度を考慮の上判断されることになると思われるが、両者間で協議の上、取り決めることが望ましいであろう(考慮要素については、本ガイドライン(X 編)第 3-3-(2)-②-c、考え方については、同第 4-4-(2)-⑦を参照)。

ユースケース 3: 機器製造事業者が開発する学習済みモデルの権利や責任等の事例

- (1) 機器製造事業者 X 社は、取引先 Y 社に提供する監視機器に関して、特定の特徴のある者を画像から検出できることを目的とした学習済みモデルの搭載を検討している。
- (2) 学習済みモデルは、X 社、Y 社双方が提供する画像データ(生データ)を基にした学習用データセットを使用して生成されている。生データを加工して学習用データセットに加工するプロセスは、X 社のみが行う。また、学習用プログラムおよび推論プログラムは、X 社が、OSS を使用せず、その全部を独自に開発する。
- (3) X 社が Y 社から画像データの提供を受けるにあたっては、X 社・Y 社間で秘密保持契約を締結しており、同契約により、X 社は、Y 社から提供を受けた画像データに関し、①Y 社に納入する監視機器の開発以外の目的での使用禁止、②契約終了時の返却・消去の義務を負っている。
- (4) X 社は、X 社が開発した学習済みモデルの精度について、X 社・Y 社間の 契約により、売主として Y 社に対して一定の保証責任を負うことを想定 している。
- (5) X社は、学習済みモデルの生成完了後、学習済みモデルの生成を通じて 得たノウハウを活用して他の取引先にも同様の学習済みモデルを販売し たいと考えている。



#### 相談事項

- ① X社は、X社とY社のいずれもが提供した画像データを基にした学習用データセットとして使用して開発された学習済みモデルを生成した。X社は、Y社の承諾なくして、他の取引先A社、B社から提供を受けた画像データを学習用データセットとして使用して、学習済みモデルを追加学習させることで、その精度を向上させて、A社、B社向けに転用したいと考えている。このような追加学習は可能か。
- ② 学習済みモデルを搭載した監視機器の検出精度の保証について、契約でどのように定めるべきか。
- ③ 学習済みモデルを搭載した監視機器が、納品・稼働後も継続的に学習する機能を備えた場合において、検出精度が低下した場合の責任の分担について、どのように考えるべきか。

#### 検討の視点

#### (1) 相談事項①について

学習済みモデルの権利関係について検討する際は、契約当事者間において、学習済みモデルの具体的な意味について認識を共有することが重要である。本事例では、「特定の機能を実現するために学習済みパラメータを組み込んだプログラム」を指すものと仮定する(本ガイドライン(AI編)第 2-3-(2)-④および第 4-4-(2)-④参照)。

本事例では、学習済みモデルを構成する学習済みパラメータおよび推論プログラムのそれぞれについて、著作権や特許権等の知的財産権および秘密保持契約との関係について検討する必要があるが、結論として後の紛争を避けるため、利用条件や権利の帰属を契約で定めることが望ましいといえる(その際の考慮要素としては、本ガイドライン(AI編)第3-3-(2)を参照)。

#### ① 学習済みパラメータ

## a 知的財産権の整理

本事例における生データは画像データであり、それ自体が著作物に該当する可能性がある。仮に著作物に該当する場合には、生データの複製や翻案には、著作権者の同意が必要となるものの、学習済みパラメータは、生データとは異なる数値等のデータ(生データを加工した学習用データセットを使用する学習により得られたパラメータ)であり、両者に本質的な特徴の同一性はないと考えられる。

学習済みパラメータについては、著作権や特許を受ける権利を含む知的財産権の対象とならない数値等のデータにすぎないことが多いと思われる(本ガイドライン(AI編)第3-3-(2)-①-b参照)。

そうすると、学習済みパラメータは、X社およびY社がそれぞれ提供した画像データを用いて生成されていたとしても、著作権法を含む知的財産法上の保護の対象とならない場合が多いと考えられる。

#### b 秘密保持契約との関係

知的財産権としての保護を受けない場合、契約上の取決めがない限り、営業秘密として不正競争防止法上の保護を受ける他は、学習済みパラメータの取扱いについて、法律上のルールはない。したがって、学習済みモデルを構成する学習済みパラメータについては、契約上の定めがない限り、学習済みパラメータに現実にアクセスできる X 社が自由に利用できることになる(本ガイドライン(AI 編)第 3-3-(1) -(3)参照)。

もっとも、本事例では、X社・Y社間で秘密保持契約が締結されているため、Y社の提供した画像データを用いて生成された学習済みパラメータを用いて追加学習をすることに関して、同契約上の、Y社に納入する監視機器の開発以外の目的での画像データの利用(目的外利用)禁止義務に違反するか検討をする必要がある。

この点、前記のとおり、学習済みパラメータは生データとは別個のデータであるため、追加学習のための転用は、生データそのものを目的外に利用しているものではない。したがって、Y社が学習済みパラメータの転用を認めない場合には、これを契約書上明記することが必要になるであろう。他方、X社としても、学習済みパラメータの転用を希望するのであれば、これを契約書上明記することが望ましい場面もあると思われる。

また、仮に、学習済みパラメータに加えて、Y 社の画像データを追加学習に利用する場合には、画像データの目的外利用禁止義務違反が直接問題となることに加えて、契約終了時の返却・消去義務との関係で問題がないかを検討する必要がある。Y 社との秘密保持契約において、契約終了時の画像データの返却・消去義務が設けられている場合には、たとえ、Y 社の画像データの転用が目的外利用にあたらないと定めても契約終了後に Y 社の画像データを削除しなければ、契約違反となるからである。

そのため、A社、B社から提供を受けた画像データに加えて、Y社から提供を受けた画像データを利用して、追加学習を行うことが必要である場合には、追加学習に必要なデータについては、返却・消去義務を免除する等、目的外利用に関する定めと平仄を合わせておくことが重要になる。

#### ② 推論プログラム

#### a 知的財産権の整理

学習済みモデルのプログラム部分(推論プログラム)は、そのソースコード(オブジェクトコードに変換されていても同様である。)についてはプログラムの著作物(著作権法 10条1項9号)として著作権法上の保護を受け得る。また、そのアルゴリズムは、特許法上の要件を充足すれば「物の発明」として、特許法の保護を受け得る。これらの権利については、職務著作(著作権法 15条)や職務発明(特許法 35条)等の制度を通じて、ベンダに帰属することが多い(本ガイドライン(AI編)第3-3-(1)-②参照)。

本事例では、推論プログラムは、その全部をベンダX社が開発した

のであるから、その著作権および特許を受ける権利は、X 社に帰属する。したがって、推論プログラムの転用は、著作権法および特許法上の問題を生じない場合が多いと思われる。

#### b 秘密保持契約との関係

推論プログラムも、画像データとは独立して生成されたものであるから、秘密保持契約との関係においても、推論プログラムの転用は、画像データの目的外使用には該当しないと考えられる。ただし、疑義を避けるべく契約上その取扱いを明記することが望ましい。この場合の留意点は、学習済みパラメータの場合と同様である。

## (2) 相談事項②について

## ① AI 技術の特性と保証の関係

学習済みモデルの生成は、従来型のソフトウェア開発等と異なり、統計的な本質を有し、試行錯誤が必要不可欠(帰納的)であって、ベンダにおいて、技術上、ユーザの求める品質を約束できないことが多いといえる(ガイドライン(AI編)第3-4参照)。

たとえば、ある特定の画像データを基に検出精度が一定程度確保できることが検証できたとしても、実際に使用した場合に、未知の入力 (データ)に対しては、技術的・原理的な観点からは、同等の検出精度を保証することは難しい場合が多いと考えられる(本ガイドライン(AI編)第3-4参照)。

さらに、仮にベンダが一定の保証をした場合であっても、期待された 検出精度が実現できなかった場合において、その不十分な結果につい てベンダ側に法的に帰責できるか(具体的には帰責性や因果関係が認 められるか)についても、不明な場合が多いと考えられる(ガイドライ ン(AI 編)第 3-4-(1)参照)。

以上から、ベンダ側が、未知の入力(データ)に対する学習済みモデルの性能について何らかの保証(たとえば「検出精度●●%の保証」)をすることは技術上困難であることが多いし、学習済みモデルの利用に際しては、学習済みモデルを利用したサービスの提供者の責任を一定の範囲に限定する等の対応もよく見られる。

#### ② 実務上の考慮

もちろん、契約上の取決めは自由であるから、ベンダが、未知の入力(データ)に対する学習済みモデルの品質について一定の保証をすることも自由である。しかし、通常、そのような場合においては、対価を高く設定したり、あるいは対価の支払いを一定の結果や KPI の達成にかからせる等支払条件を工夫したり、入力データの品質等に一定の条件を付したりする等、何らかの手当を行うことは考えられる。

学習済みモデルの品質については、ユーザとしても特に重視する場合があると考えられる。また、当事者間の力関係により、ユーザ側が学習済みモデルの品質保証を強く求める場合もあり得る。高い品質の学習済みモデルの生成の実現のためには、ユーザとベンダにおいて、何を開発の目的とするか、成果物をどのように評価するか、どのような基準で報酬等を支払うかといった点を十分に協議した上で、契約において

明確に定めておくことが考えられる他、探索的段階型の開発方式を採 用することが望ましい。

以上から、X社がY社に対し、契約上、未知の入力(データ)に対しては、学習済みモデルの検出精度について何らかの保証を行うことが技術的には困難である場合は多いと考えられるが、契約上は、対価や支払条件の設定の仕方等の手法と合わせて、一定の保証をすることは考えられる。

#### (3) 相談事項③について

前記(2)と異なり、監視機器に搭載された学習済みモデルが、実稼働後も 継続的に学習する機能を備えた場合においては、さらに別の考慮が必要 になる。

学習済みモデルの生成は、学習用データセットの統計的な性質を利用して行われるため、学習済みモデルは、学習時と推論時の確率分布が大きく異なるような場合には機能しない場合があり得ることや、学習用データセットに通常性質が反映されないような「まれな事象」に対して、推論が及ばない可能性がある等、学習済みモデルの品質等が入力データの内容や性質によって左右される特性がある(ガイドライン(AI 編)第2-4-(1)-②参照)。

したがって、実稼働後も継続的に学習を行う機能を有する学習済みモデルについては、ベンダまたは学習済みモデルを利用したサービスの提供者は、前記(2)の場合より一層、学習済みモデルの品質について保証をすることが困難である点に留意すべきである。

また、学習済みモデルを継続的に学習させる場合に、誰がデータの提供者であるかは、責任分担を考える上で重要である。学習済みモデルの量や品質は学習用データセットにも依存するからである。本件において、実稼働後に入力されるデータが Y 社において収集されるデータである場合には、そのデータに基づいて追加学習した学習済みモデルの品質をベンダが保証することは困難な場合が多いであろう。

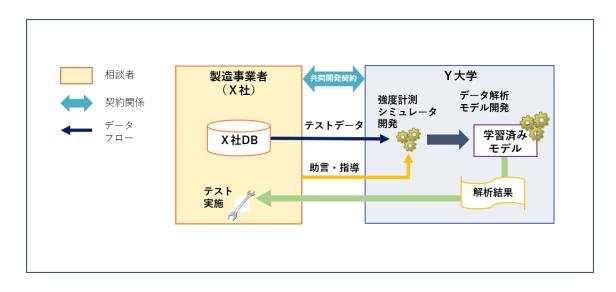
以上を踏まえて、継続的学習により検出精度が低下した場合の責任の 分担を考えることになろう。

なお、実稼働後も学習する機能を備えた学習済みモデルについては、より確実に品質や性能を高めるため、さらに追加的に実稼働環境における検証(PoC)を行うことも検討に値する。

## ユースケース 4: 産学連携による学習済みモデルの生成における権利関係

#### くケース 1>

- (1) X 社は、顧客要求(強度や寸法精度)を満たす製品を開発している製造事業者である。Y 大学は、データ解析や学習済みモデルの生成を行っている。
- (2) X社は、自社の開発している製品が顧客要求を満たしていることを確認するために、多くの実験用サンプルに対して、テスト(特に強度テスト)を実施する必要があった。
- (3) この実験用サンプルは、今までの経験や勘によって仕様を決定しているため、うまくいかない場合、都度作り直す必要があり、設計・製作およびテストの工数が増大し、業務負担が大きくなっていた。そのため、X 社は、自社のテストデータに基づいて、強度検証用のシミュレータを開発し、このシミュレータの解析結果を利用して、学習済みモデルの生成を行うこととした。
- (4) なお、本事業は、X 社と Y 大学の共同研究により進められるものであり、契約においては、①X 社が解析用のデータを提供すること、②Y 大学がシミュレータおよび学習済みモデルの生成を行うこと、③共同研究にかかる費用については、X 社および Y 大学で分担して負担する旨合意された。また、開発されたシミュレータおよび学習済みモデルの権利関係については、事前に明確に定めてはいないものの、最終的な成果物の権利は共有となる旨は明記されており、その割合については明確に定められていなかった。
- (5) X 社は、開発されたシミュレータおよび学習済みモデルについて、適宜、 助言やノウハウの提供を行い、精度の向上に努めていた。



#### 相談事項

- ① 上述の共有規定が存在しない場合、X 社が提供したデータに基づいて開発 されたシミュレータおよび学習済みモデルに対する権利関係について、ど のように考えればよいか。
- ② 上述の規定に基づいて、シミュレータおよび学習済みモデルの権利関係 が共有とされた場合、その持分比率については、どのように考えれば良いか。
- ③ 学習済みモデルの機能向上を目指して、新たなデータを用いて再度学習 を行う場合に特に留意すべき事項はあるか。

## 検討の視点

## (1) 相談事項(1)について

契約交渉において「学習済みモデル」という言葉は、多義的に用いられることがあり、当事者間においてその意味内容を明確にすることが重要である。本事例では「学習済みモデル」とは、「特定の機能を実現するために学習済みパラメータを組み込んだプログラム」を指すものと仮定する(本ガイドライン(AI編)第2-3-(2)-④および第4-4-(2)-④参照)。この場合、本事例で知的財産権の対象として、権利帰属を検討する必要があるのは、学習済みパラメータ、学習済みモデルのプログラム(推論プログラム)およびシミュレータである。

## ① 学習済みパラメータ

学習済みパラメータについては、単なる数値等のデータにすぎず、知的財産権の対象とならないことが少なくないと考えられる。このような場合には、そもそも持分を観念することができないと考える。

#### ② 推論プログラムおよびシミュレータ

推論プログラムおよびシミュレータのいずれについても、そのソースコード(オブジェクトコードに変換されていても同様である。)についてはプログラムの著作物(著作権法 10 条 1 項 9 号)として著作権法上の保護を受け得る。また、そのアルゴリズム 2 は、特許法上の要件を充足すれば「物の発明」として、特許法の保護を受け得る。これらの権利については、職務著作(著作権法 15 条)や職務発明(特許法 35 条)等の制度を通じて、ベンダに帰属することが多い(本ガイドライン(AI編)第 3-3-(1)-②参照)。

本事例では、X 社は、シミュレータの開発にテストデータを提供し、これを基に Y 大学がシミュレータの開発を行っているものの、通常、データを提供するのみでは、Y 大学が行ったデータの加工や分析過程にこそ創意・工夫が存するとして、Y 大学が単独の権利者と認定される可能

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>正確には、アルゴリズムの実行対象であるプログラムや当該アルゴリズムを機能させる情報処理装置等が直接または間接的に特許法上の保護対象となり得る。

性が高いと思われる。

ただし、たとえば、X社が、シミュレータや学習済みモデルの生成に対して有用な助言を十分に行っており、シミュレータおよび学習済みモデルの生成について実質的に創作に寄与したと認められる場合には、Y大学に加えて、X社が権利の共有者として認められることもあるであろう。この場合には、当事者間の特段の合意がない限り、その持分は均等となる(民法 264条、250条)。

#### (2) 相談事項②について

法的な一般論は前記(1)で説明したとおりであるものの、仮に訴訟で著作者または発明者が誰であるかが問題となった場合には、その事実認定には困難を伴うことが少なくなく、ひいては権利の帰属が不明確となる。このような状況は、シミュレータおよび推論プログラムを事業上利用することの障害となりかねないため、権利帰属および利用条件について、当事者間において契約により可能な限り事前に取り決めておくことが望ましいといえる。

権利帰属については、X社の単独帰属、Y大学の単独帰属、X社・Y大学の共有が考えられるが、必ずしも帰属にこだわる必要はなく、利用条件を設定することで当事者の目的が達せられる場合もある。

また、仮に、権利帰属について共有にするのであれば、その持分割合についても合意しておくことが後の紛争回避の観点からは望ましい。もっとも、持分割合をどのように設定するかは正解があるわけではなく、究極的には当事者間の合意によらざるをえない(考えられる要素については、本ガイドライン(AI編)第3-3-(2)-②および同第4-4-(2)-④から⑥参照)。

#### (3) 相談事項③について

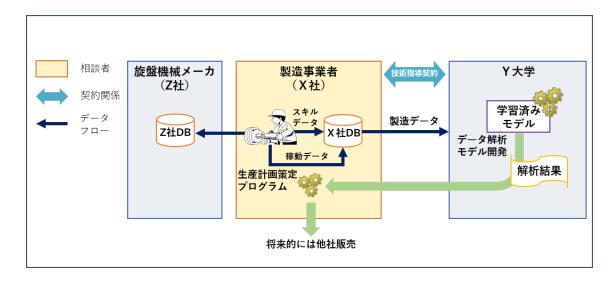
追加学習を行う場合には、学習済みモデル内の学習済みパラメータが 更新されることになるが、当該パラメータはデータであり、知的財産権の 対象とならず、当事者間で別段の合意がなければ、これに現実にアクセス できる者が自由に利用できることになる(本ガイドライン(AI編)第3-3-(1)-③参照)。

そのため、追加学習の結果生成された新たなパラメータについては、その利用条件を契約上明記することが望ましい。ただし、仮にパラメータの無断利用を禁止しても、その違反を立証することが困難である場合が多いと思われる。そのため、たとえば、競合事業者に対する提供を禁止する等、客観的外形的に特定および立証が容易な行為を禁止することも検討に値するであろう(ただし、独占禁止法違反の可能性には留意が必要である。)。

また、たとえば、生成された学習済みモデルがそのままの形で、X 社に提供された場合、当該学習済みモデルから Y 大学の保有するノウハウの一部が流出する可能性がある。そのため、追加学習の前提として、どのような方法で学習済みモデルを共有するかも含めて、X 社および Y 大学は、学習済みモデルの機能を向上させるための方法や条件につき、協議しておくことが望ましい。

#### **<ケース2>**

- (1) X 社は、自社の工作機械百数十台の可動データや、従業員のスキルデータ 等をデータベース化して、これを用いて生産管理計画を策定したいと考え ている。この X 社の生産管理計画は、現在、手動で対応している状態である が、急な生産依頼やキャンセル対応等が発生した場合に、その都度生産計画 を策定しなおさなければならず、X 社にとって負担が大きいものとなっている。また、将来的に X 社は、このデータベースを活用することにより、季節 変動等も踏まえた受注予測を行うことも想定している。
- (2) そこで、X 社は、上述の生産管理計画の策定や受注予測に AI 技術を利用したいと考えており、Y 大学から、技術指導を受けるべく、技術指導契約を締結した。もっとも、現実には、Y 大学が実際の開発を行い、また、相当程度の知見を提供することで、学習済みモデルが開発された。
- (3) X 社および Y 大学間での契約では、学習済みモデル等の帰属に関する明確な取決めはないものの、成果物については、X 社が自由に使うことができ、商業利用時の実施料等は改めて協議することについては、合意されていた。
- (4) その後、X 社は第三者である Z 社に対して、生成された学習済みモデルを 販売した。



#### 相談事項

- ① X 社が Y 大学から技術指導を受けて開発された学習済みモデルは、X 社に帰属するものと解して、第三者に販売することについて問題はあるか。問題がある場合には、どのような対応が必要か。
- ② X 社が、第三者である Z 社に学習済みモデルを販売して、当該学習済みモデルが想定していない挙動を示した場合、X 社および Y 大学の内部的な責任関係(分担)をどう考えるべきか。

## 検討の視点

## (1) 相談事項(1)について

ケース1について解説したとおり、ここでも「学習済みモデル」の意味 内容を確定する必要がある。仮に、学習済みパラメータを組み込んだ推論 プログラムを意味する場合には、推論プログラムについては、プログラム の著作物または物の発明としての保護が問題になるが、その一般論につ いては、前記のとおりである。ここでは、ケース1と同様に、実際に開発 を行った Y 大学が権利者となることに問題はないであろうから、さらに X 社が権利の共有者となるかが問題とはなる。

もっとも、本事例で特に問題となり得る推論プログラムのソースコードについては、仮にY大学が著作者となる場合には、X社による複製等は、Y大学の許諾が必要である。また、X社が共同著作者となる場合であっても、その複製等には、やはりY大学の許諾が必要であるため(著作権法65条2項)、いずれにせよ、X社は自由にこれを複製等して第三者に販売することはできない。

他方、学習済みパラメータについては、データであるから、X 社・Y 大学間の契約においてどのような利用条件が設定されているか否かによることになる(本ガイドライン(AI編)第4-4-(2)等参照)。

そのため、X 社が、第三者への販売を希望する場合には、その旨を契約に明記しておく必要がある。

また、本事例では、「成果物は、X社は、自社で自由に使うことができる」とされているため、X社が自身で成果物である推論プログラムおよび学習済みパラメータを使用することが認められる可能性が高い。

#### (2) 相談事項②について

本事例において、学習済みモデルの挙動に伴う責任に関して、明確な定めはされていない(責任についての基本的な考え方は、ガイドライン(AI編)第3-4-(1)、第3-2-(2)および第3-3参照)。

上記の考え方に従った場合、推論プログラムの出力は、あくまでも予測値であり、その性質上、未知の入力(データ)に対しては、出力の結果を保証できるものではなく、たとえば、X社およびY大学がAI開発事業者に通常期待される注意を持って(開発当時の技術水準にしたがって)学習済みモデルを生成していたといえるのであれば、学習済みモデルの誤判

定について、損害が発生した Z 社に対して X 社の責任が認められない場合も少なくないと考えられる。

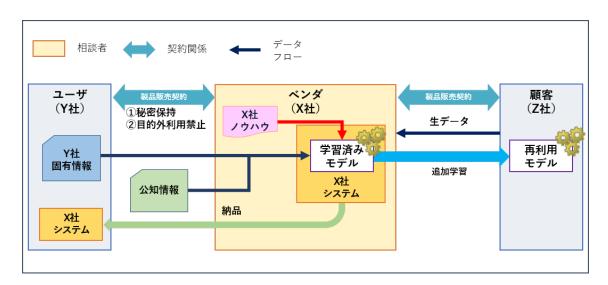
ただし、当事者間の紛争の火種となり得ることに変わりはないため、事前の契約において、どのような学習済みモデルの生成を行うかについて入念に合意を行い、互いの認識をすり合わせることが非常に重要といえる。

そして、仮に Z 社に対する関係で X 社・Y 大学に責任が認められた場合の X 社・Y 大学間の内部的な責任分担については、契約で定めない場合には、Z 社が受けた損害に対して、X 社・Y 大学がそれぞれどの程度寄与したかによることになる。

以上を勘案して、実務上は、X社はZ社に対して推論プログラムの性能を保証しないことや、損害を補償する規定を設けるとしても、補償金額の上限を設定する規定を設けることが考えられる。

## ユースケース5: 学習済みモデルの生成と権利帰属

- (1) ベンダ X 社は、 $\alpha$  技術と呼ばれる技術を活用した X 社システムを自ら開発し、顧客 Y 社に提供した。 $\alpha$  技術には、X 社が開発した学習済みモデルが利用されている。
- (2) α技術は、書面データの構造化等を目的とした技術である。α技術の学習 済みモデルは、①X社が収集した公知情報を内容とする生データと②X社の 顧客 Y社が収集した Y社の固有情報を内容とする生データによって主に構 成された学習用データセットを基礎として生成されている。
- (3) X 社は、Y 社から開示を受けた生データについて、X 社・Y 社間の製品販売契約により、秘密保持義務および目的外利用禁止義務を負っており、Y 社に提供する X 社システムの開発のためにのみ前記生データの利用が許諾されている。
- (4) X 社は、他の顧客 Z 社から別途生データの提供を受けて前記学習済みモデルを基礎とした追加学習を行い、精度を向上させた学習済みモデル(再利用モデル)の権利を Z 社に有償で利用許諾することを計画している。



#### 相談事項

開発された学習済みモデルには、X社とY社がそれぞれ収集したデータや、X社の学習済みモデルの生成ノウハウ等が用いられている。この場合、次の各事項にどのような問題があるか。また、それをどのように解決したらよいか。

- ① 学習済みモデルの生成に用いた学習用データセットを、X 社または Y 社が 再利用モデルを生成するために利用することは可能か。
- ② Y 社に提供した学習済みモデルを基礎として、X 社または Y 社が追加学習 を行うことは可能か。また、追加学習により生成された再利用モデルの権利 を、X 社が Z 社に有償で利用許諾することは可能か。
- ③ 追加学習その他の方法による新たな学習済みモデルの生成を契約により 防ぐことは可能か。

#### 検討の視点

#### (1) 相談事項①について

学習用データセットについては、著作権法上保護される著作物にあたるかという問題がある。たとえば、「データベースの著作物」として保護を受けるためには、学習用データセットが著作権法の定める「データベース」(著作権法 2 条 10 号の 3)に該当し、かつ、その情報の選択または体系的な構成によって創作性を有すると認められることが必要となる(著作権法 12 条の 2) ³。

学習用データセットがデータベースの著作物にあたる場合、その著作権が自らに帰属する当事者がこれを利用できることは当然であるが、著作権が自らに帰属しない当事者であっても、著作権法 47 条の 7<sup>4</sup>の要件を満たすときには、著作権者の同意を得ずに、新たな学習済みモデルを生成するために学習用データセットを複製または翻案することに著作権法上の妨げはない<sup>5</sup>。

もっとも、本事例のように、生データの開示を受けた当事者がそのデータについて相手方に対する秘密保持義務を負っており、契約の目的外の利用も禁じられている場合には、これに反する態様での学習済みモデルの生成は相手方に対する債務不履行を構成することには注意が必要である。また、契約の目的が不明確である等の理由により、そもそも契約の目的外の利用といえるか否かについて疑義が生じる場合もあり得る。

これらを回避するためには、生データの開示を受けた当事者が自らの研究開発目的その他一定の目的のために学習用データセットを利用でき

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 一般論として、学習用データセットに著作物が含まれるケースも考えられるが、本事例では、Y 社が X 社に提供するデータは手書き文字データであることから、当該データに著作権が生じることは通常考えられないため、ここではデータベースの著作物のみを取り上げている。

<sup>4</sup> 平成30年改正著作権法施行後は著作権法30条の4。

<sup>5</sup> ただし、同条ただし書に留意されたい。

ることを契約上明記しておく必要があるだろう (本ガイドライン (AI 編) 第 4-4-(2)-②参照)。

## (2) 相談事項②について

契約交渉において「学習済みモデル」という言葉は、多義的に用いられることがあり、当事者間においてその意味内容を明確にすることが重要である。本事例では「学習済みモデル」とは、「特定の機能を実現するために学習済みパラメータを組み込んだプログラム」を指すものと仮定する(本ガイドライン(AI編)第 2-3-(2)-④および第 4-4-(2)-④参照)。

## ① Y社による追加学習の可否

Y社については、学習済みモデルについて、その知的財産権をY社に帰属させる旨の定めや、追加学習をY社に許諾する旨の明示的な定めがある場合には、Y社が追加学習を行うことに特段の問題はない。もっとも、他方で、これらの定めを欠く場合には、追加学習の可否について疑義が生じる可能性がある。たとえば、X社がY社に対して、バイナリ形式その他二次利用が困難な方法により、学習済みモデルを提供しているときには、X社としては、追加学習を許さない趣旨であると解される場合もあり、契約書上明示の定めがない限りは、後に争いが生じるおそれは否定できない。

## ② X社による追加学習等の可否

次に、X 社については、Y 社に学習済みモデルの非専属的な利用を許諾しただけの場合に X 社が追加学習を行い、また、その結果として生成された再利用モデルの利用を Z 社に有償許諾することは、法令やその他の契約の定め  $^6$ に反するといった事情がない限り、X 社の自由に委ねられる。他方、X 社が学習済みモデルの知的財産権を Y 社に帰属させる旨の定めや Y 社にその専属的な利用を許諾する旨の定めがある場合には、X 社による追加学習等が契約上認められない可能性が高い。

## ③ 契約の重要性

X 社または Y 社の追加学習等が X 社と Y 社との契約の締結時までに 予定されている場合には、無用の紛争を避けるため、前記の内容を十分 に考慮し、予定する行為を特に可とする旨を明示的に契約に定めるか、 またはあえてこれを明示せずとも自らの目的を達することができるよ う契約内容の定め方を工夫することが重要である。

#### (3) 相談事項③について

追加学習等による新たな学習済みモデルの生成の禁止を目的とした規定を契約に定めることはもちろん可能である。たとえば、X 社から Y 社(または Z 社)への学習済みモデルの提供をバイナリ形式で行うことにした上で、そのリバースエンジニアリングと、その学習済みモデルを基礎

<sup>6</sup> たとえば、X 社が Y 社に提供した学習済みモデルが Y 社の秘密情報に該当し、Z 社を含む 第三者への利用許諾を目的として再利用モデルを生成する行為が Y 社に対する秘密情報の 目的外利用禁止義務違反を構成する場合が考えられる。

とした追加学習等を不可とする内容を明示的に契約で定めることが考えられる。

しかし、問題はその実効性にある。相手方の事業所内で行われるリバースエンジニアリング行為を発見することは極めて困難であり、また、追加学習等により生成されたことが疑われる新たな学習済みモデルの存在を特定することが仮にできたとしても、その基礎となった学習済みモデルとは具体的な表現上の同一性が認められないことが通常であり、提供された学習済みモデルを基礎として新たな学習済みモデルが生成された具体的な事実を特定し、立証することは決して容易ではない。訴訟手続の場において、証拠の偏在等を理由に一定の立証責任の軽減が図られる場合がないではないだろうが、そのような不確定な事態を契約内容に織り込むことは決して望ましくない。

そこで、一般論ではあるが、客観的外形的に特定し、立証することが比較的容易な行為を制限することによって、リバースエンジニアリングや追加学習等を禁止することにより望む結果と類似した結果の実現を意図するやり方が考えられる。たとえば、リバースエンジニアリングを禁止する目的を実現するために必要な限度で、同等または類似した機能を持つ学習済みモデルを用いることで行うことができる事業を一定の時期や範囲で制限するという方法があり得る。なお、この場合、独占禁止法等への抵触に注意することは必要である(本ガイドライン(AI 編)第3-5参照)。

# ■経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

■AI・データ契約ガイドライン検討会作業部会 AI 班

弁護士 福岡 真之介(主査)

弁護士 大坪 くるみ

弁護士 柿沼 太一

弁護士 齊藤 友紀

弁護士 波多江 崇

弁護士 松下 外

弁理士 渡辺 知晴